

第2次 熊本市都市マスタープラン 全体構想



熊本市

平成 21 年 3 月策定

第 1 回修正	平成 22 年 10 月
第 2 回修正	平成 29 年 8 月



目 次

序章	策定にあたって	1
1	第2次都市マスタープランの意義	2
2	第2次都市マスタープランの位置づけ	4
1章	都市の現況と課題	9
1	熊本市の概要	10
2	熊本市の現況、都市形成の経緯と課題	14
2章	都市づくりの基本理念と目標	35
1	都市づくりの基本的視点	36
2	都市づくりの基本理念	37
3	都市づくりの目標	37
3章	都市構造の将来像	43
1	都市空間の構成方針	44
2	都市の全体構成	48
4章	分野別の基本的な方針	59
1	土地利用の方針	60
2	都市交通体系の整備方針	65
3	市街地整備の方針	71
4	住宅整備の方針	77
5	自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備の方針	80
6	その他の都市施設の整備方針	85
7	都市景観形成の方針	90
8	都市防災の方針	94
5章	今後の進め方	101
1	今後の取り組み	102
2	市民協働によるまちづくりの推進	103
3	広域的な連携	104
資料編		105



序章 策定にあたって

- 1 第2次都市マスタープランの意義
- 2 第2次都市マスタープランの位置づけ

1 第2次都市マスタープランの意義

(1) 背景と目的

わが国においては、少子・高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を迎え、これまでの人口増加を前提とした社会経済のあり方の見直しが迫られています。また、地球規模での温暖化や生物多様性の損失、大陸等からの汚染物質の流入など環境問題の深刻化や、甚大な被害をもたらした熊本地震の発生など、本市を取り巻く状況は厳しさを増しています。

都市づくりの分野では、これまで、人口増加や車社会の進展等を背景に、居住や、商業・医療などの都市機能の郊外立地が進み、市街地が拡大してきました。

これにより、自動車への依存が増加し、環境負荷が増大するとともに、都市の顔である中心市街地の疲弊や重要な食料の生産基盤である農地への無秩序な宅地化が全国規模で問題となっており、このように拡大した市街地のままで、人口が減少すれば、今まで身近に利用できた商業・医療・金融機能や公共交通等の日常生活に必要な機能が失われ、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されています。

このことから、人口減少・超高齢社会に適応可能な都市づくりを進める必要があります。

また、地方分権改革や権限移譲が進む中で、自治体は持てる権限と行政資源（財源や人）などを最大限にいかし、個性豊かなまちづくりと持続可能な都市経営が求められています。特に、本市では、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業により都市間競争が激しさを増す中、本市の魅力を高め、弱点を克服しながら、個性を明確に打ち出し、対外的にアピールする取り組みを市民等と行政が一丸となって進めていく必要があります。

さらには、熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定め熊本市第7次総合計画の前期基本計画の中核として位置付けた熊本市震災復興計画を踏まえ、いつ起こるかわからない災害に備えた災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

この都市マスタープランでは、こうした社会変革に対応し、今後の熊本市の都市計画の長期的な方向性をわかりやすく示すことで、市民等と行政が将来に向けた都市のビジョンを共有し、それぞれの役割を認識して実効性のある施策や取り組みを積み重ね、激化する都市間競争に対応しながら市民や来訪者の豊かな生活や活発な経済・社会活動を実現するとともに、熊本地震の経験を踏まえ、都市の防災機能の強化を図るなど、安全・安心な熊本の再生と創造を実現することを目的とします。

(2) 役割

- ① 熊本市の豊かな市民生活や活発な経済・社会活動を支えるための、都市計画分野の長期的な方向性を体系的に明らかにします。
- ② 今後、熊本市が定める個別の都市計画の基本的な方針となります。

(3) 効果

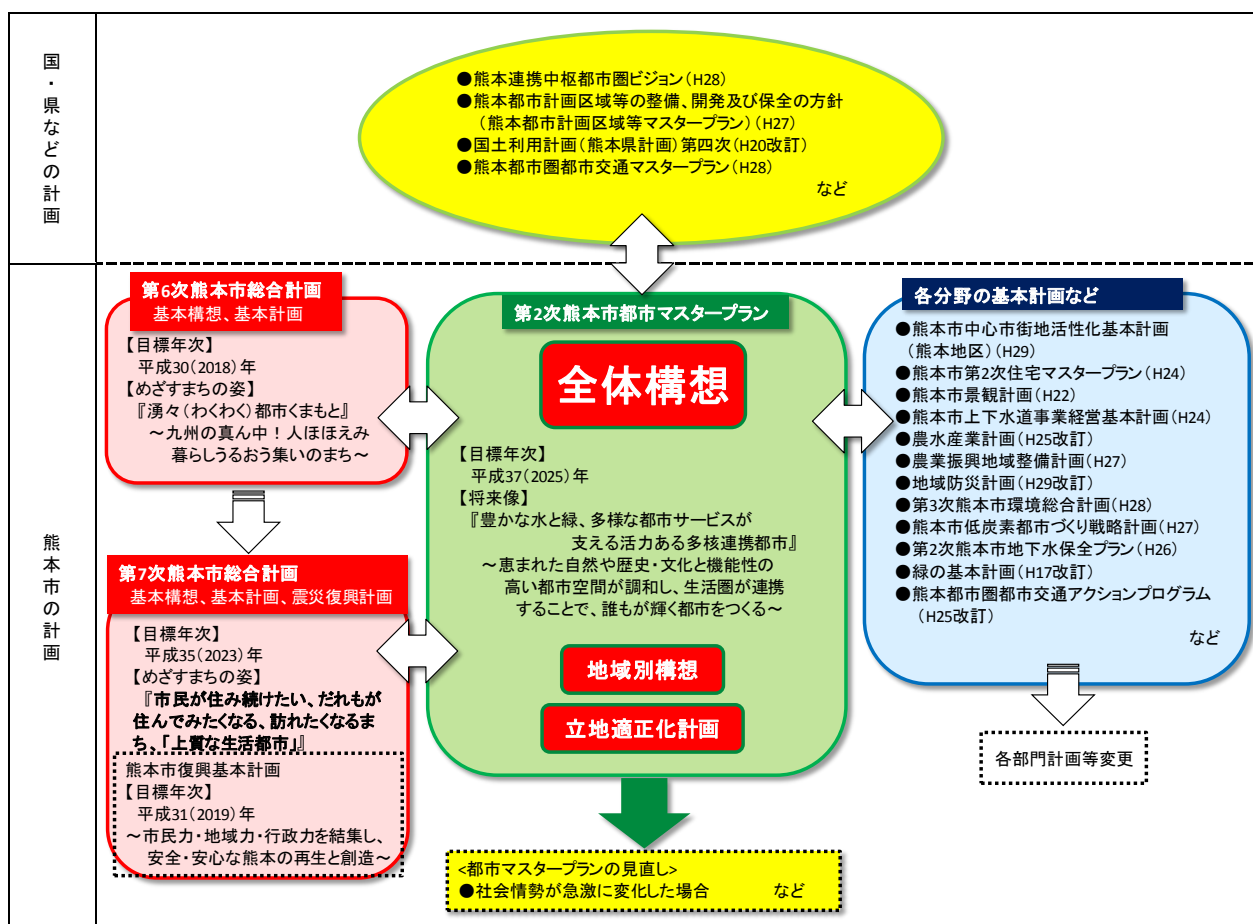
- ① 市民の生活設計や事業者の事業設計の長期的な指針としての活用が期待されます。
- ② 都市づくりに関連するさまざまな施策の総合的かつ計画的な実施が可能となります。
- ③ 広域的な都市計画を始めとする国や県の施策にその趣旨が反映されます。

2 第2次都市マスタープランの位置づけ

(1) マスタープランの位置づけ

- ① 都市マスタープランは都市計画法第18条の2の規定に基づき、本市の定める都市計画に関する基本的な方針を、第7次熊本市総合計画基本構想、基本計画（熊本市震災復興計画を含む）及び熊本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定めるものです。
- ② 国等の上位計画や関連する各分野の基本計画との整合を図ります。
- ③ 熊本連携中枢都市圏ビジョンなどにある広域的取り組みを踏まえて定めます。

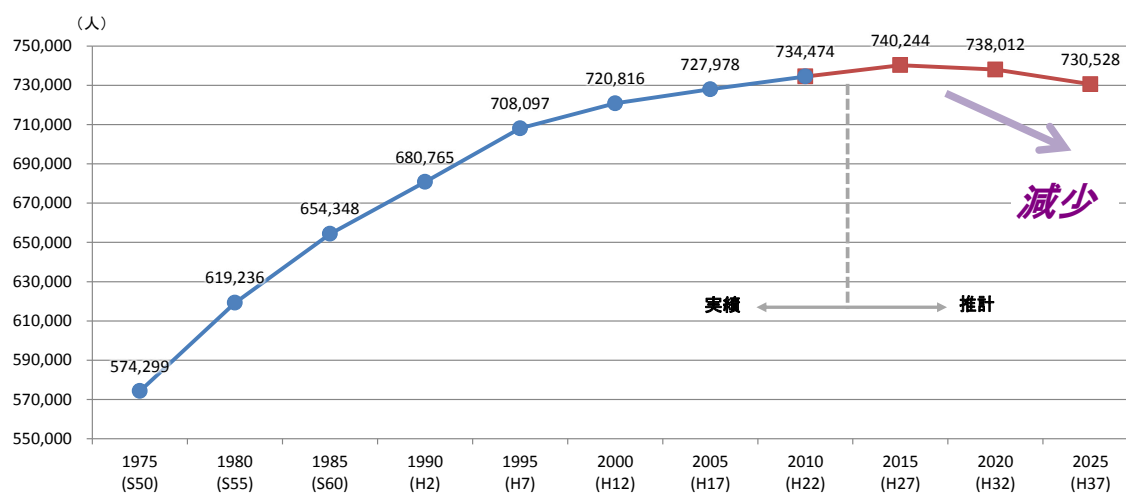
■ 都市マスタープランの位置付け（他の計画等との関連など）



(2) 対象区域と人口フレーム

- ① 計画の対象区域は熊本市域とします。なお、広域的課題については、国、県及び近隣市町村の計画と整合を図ります。
- ② 前回のマスタープランに合わせ、平成 37 年（2025 年）を目標年次とします。
- ③ 計画人口は、平成 37 年（2025 年）において約 73 万人と想定します。

■ 熊本市の将来推計人口

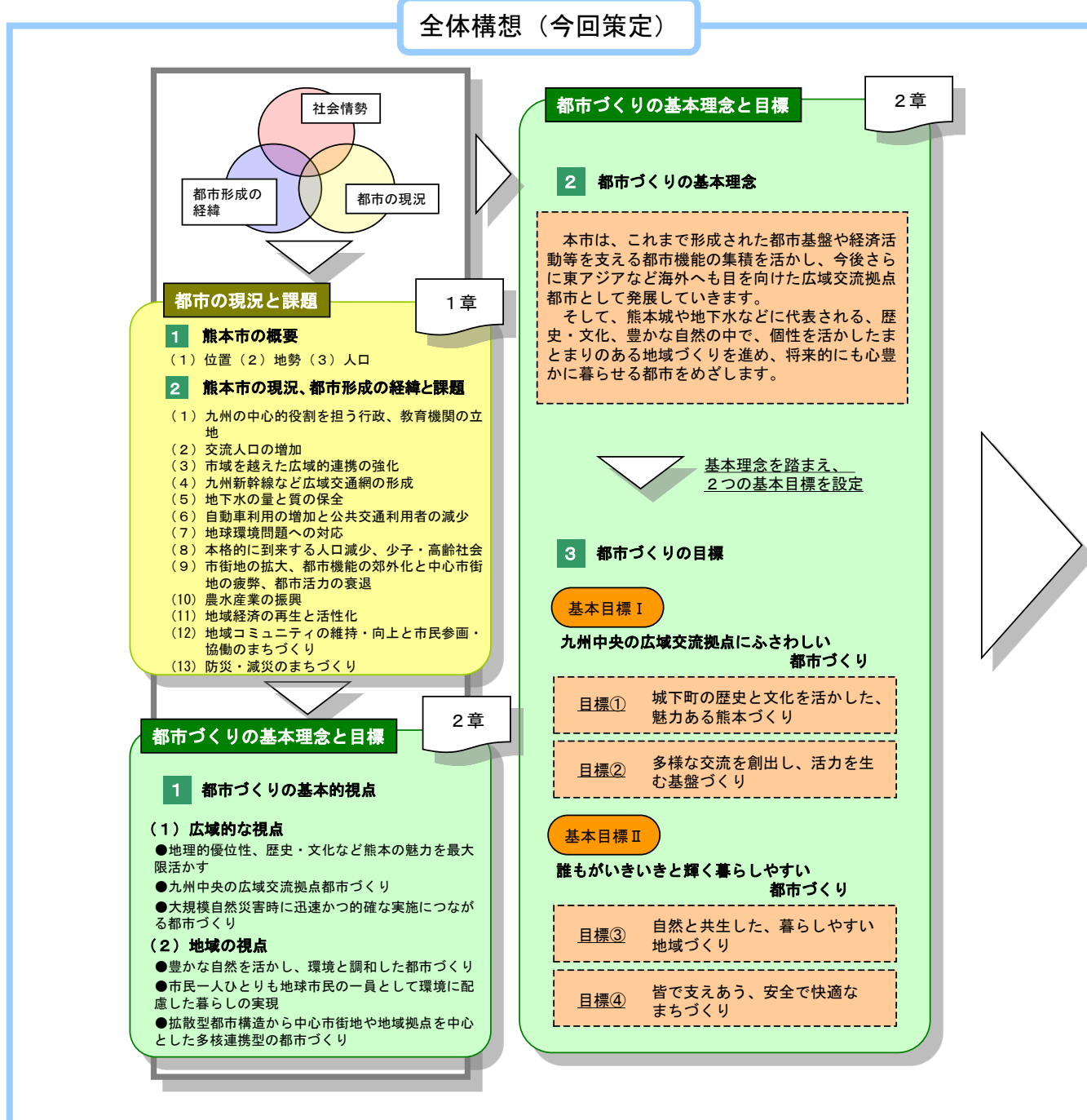


資料：国勢調査及び熊本市人口ビジョン（趨勢のまま推移した場合の将来人口）

(3) マスタープランの体系

今回策定する都市マスタープランは、「全体構想」にあたるものです。「全体構想」では、本市の「都市形成の現況と課題」を踏まえ、「都市づくりの基本的視点」を示した上で、「都市づくりの基本理念」「都市づくりの目標」を定め、それを基に「都市構造の将来像」「分野別の基本的な方針」を明らかにし、「今後の進め方」を示しています。また、別に定める「地域別構想」では、全体構想を踏まえ、地域ごとの特長を活かしたまちづくりや重点的な取り組みの方針を示しています。

■ 都市マスタープランの体系



地域別構想 立地適正化計画

地域別構想

地域づくりの基本的方向性

- 地域拠点等を中心に日常生活が営める都市空間で、地域の個性が活かせる地域づくりを基本とする
- 地域づくりの基本的方向性をもとに地域性を活かしたまちづくりの将来像を描き、これを実現するための地域づくりの基本方針等を定める

立地適正化計画

居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン

- 人口減少や超高齢社会においても日常生活が不便とならないよう、現在の暮らしやすい都市を将来にわたって維持する。

都市構造の将来像

3章

1 都市空間の構成方針

将来像

『豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市』
～恵まれた自然や歴史・文化と機能性の高い都市空間が調和し、生活圏が連携することで、誰もが輝く都市をつくる～
(1) 全体イメージ (2) 地域イメージ

2 都市の全体構成

- (1) 都市の領域構成
- (2) 都市の骨格構成（交通軸）
- (3) 都市の骨格構成（水と緑の軸）
- (4) 都市の機能配置（中心市街地と地域拠点）

今後の進め方

5章

- 1 今後の取り組み
- 2 市民協働によるまちづくりの推進
- 3 広域的な連携

分野別の基本的な方針

4章

1 土地利用の方針

拠点の形成、市街化区域等の土地利用の方針、市街化調整区域等の土地利用の方針

2 都市交通体系の整備方針

広域交通、公共交通機関、骨格道路、中心市街地や地域拠点における交通の整備の方針など

3 市街地整備の方針

商業・業務地、居住地、工業・流通業務地における市街地整備の方針

4 住宅整備の方針

安全安心、少子高齢社会への対応、地域性を活かした住まいづくり

5 自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備の方針

自然環境保全、地下水保全、環境保全機能活用、レクリエーション拠点配置、地域制緑地の指定、公共空地、公園緑地等の整備方針

6 その他の都市施設の整備方針

下水道、河川、その他の施設の整備方針

7 都市景観形成の方針

重点地域の指定、眺望景観等の保全・創出、公共空間の景観形成、景観形成の仕組み

8 都市防災の方針

災害に強い都市基盤の形成、災害時でも機能する拠点整備、市民・地域・行政の災害対応力の強化

1 章

都市の現況と課題

1 熊本市の概要

2 熊本市の現況、都市形成の経緯と課題

1 熊本市の概要

(1) 位置

本市は九州の中央、熊本県の西北部にあります。平成 23 年 3 月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、博多～熊本間が約 35 分、熊本～鹿児島中央間が約 45 分となり、九州新幹線鹿児島ルートの時間距離においても、中央に位置することとなります。

さらに、熊本～新大阪間も 3 時間程度となり、商圏の拡大、産業立地の促進、観光・レクリエーション産業の振興など、経済分野はもとより移動の利便性の向上など市民の日常生活に至るまで幅広い分野で様々な効果が発現されています。

また、近年急速に発展を続けている東アジア諸国とも近い距離にあり、交流が活発化しています。

■ 熊本市の位置関係



(2) 地勢

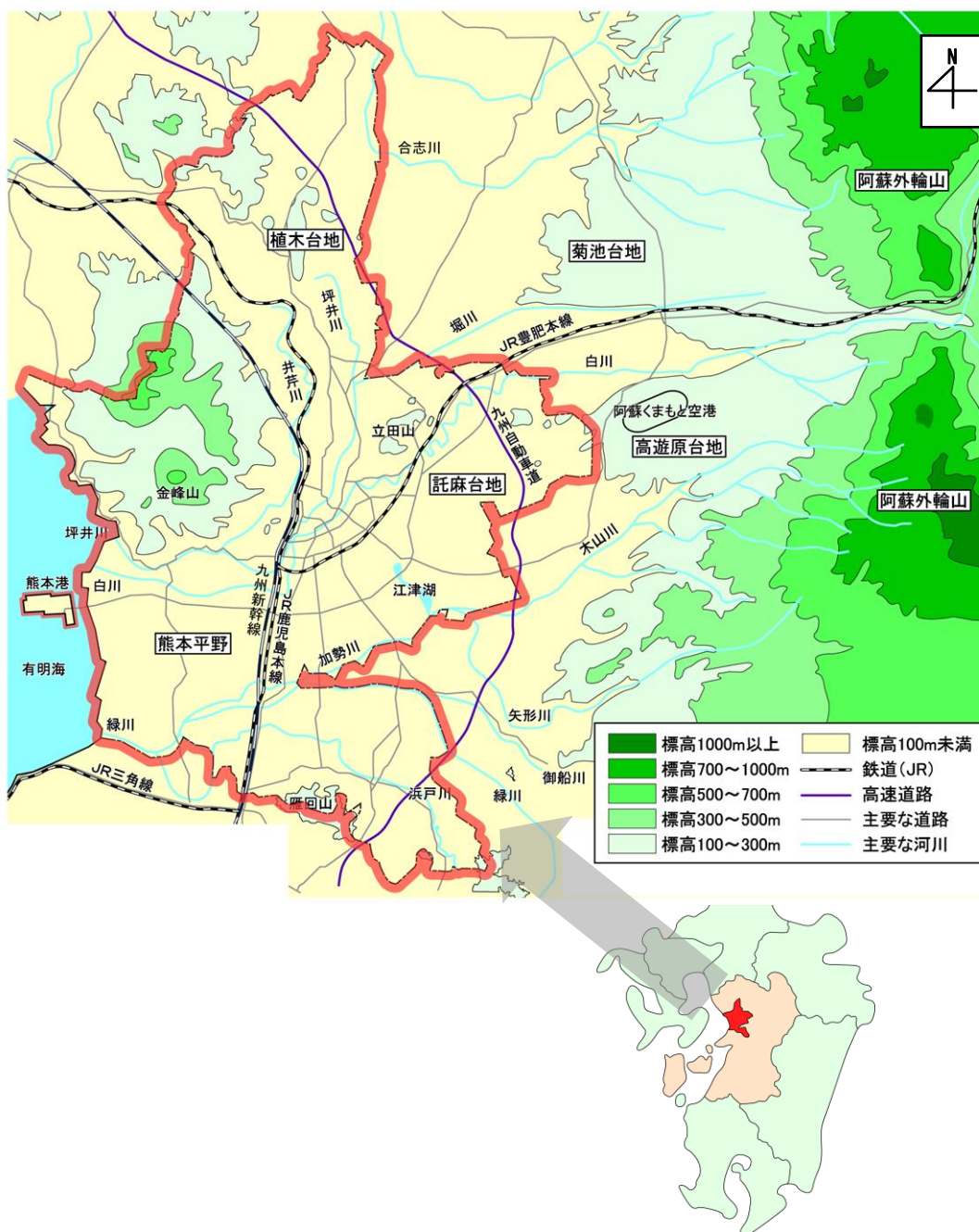
本市は、金峰山を主峰とする複式火山帯と、これに連なる立田山等の台地からなり、東部は阿蘇火山によってできた丘陵地帯であり、西南部は白川の三角洲で形成された低平野からなっています。

気候は、有明海との間に金峰山系が連なるため、内陸盆地的気象条件^{※1}であり、大きな寒暖の差が特徴です。また、春から夏への移り変わりは早く、夏は比較的長くなっています。

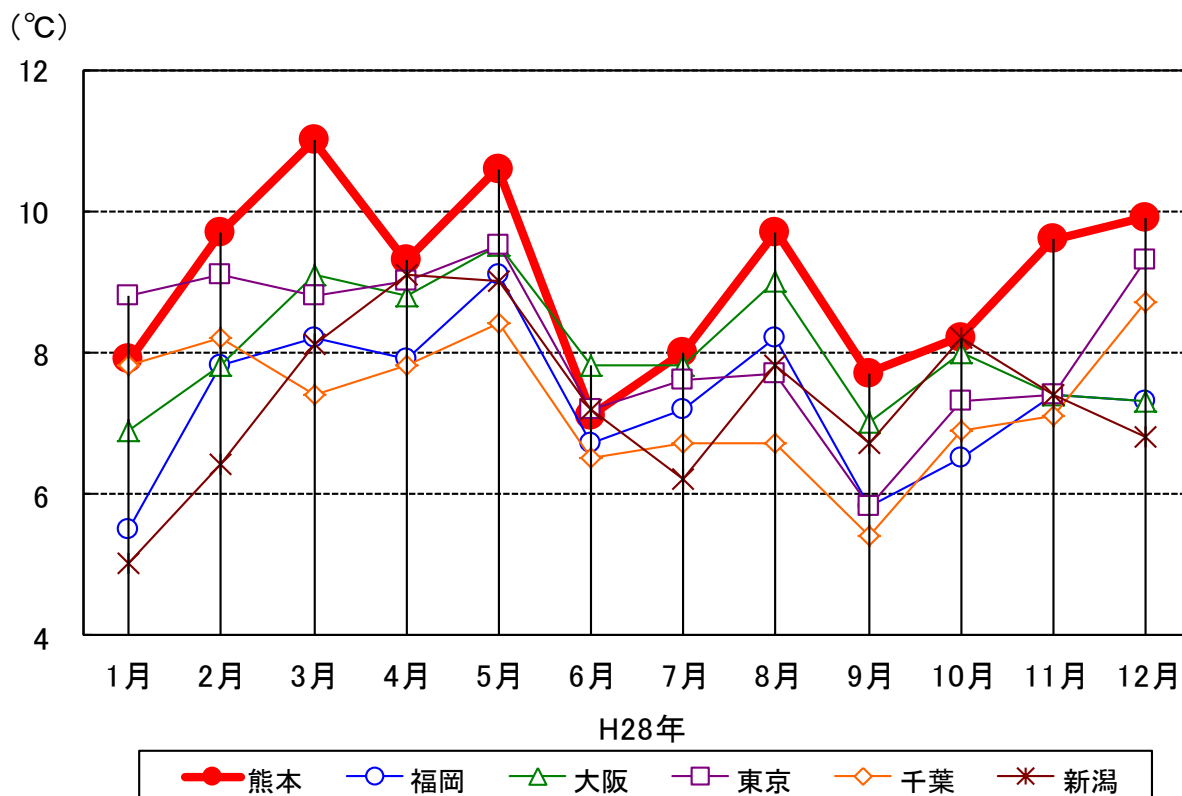
※1 内陸盆地的気象条件：

海岸部に比べて気温の変動幅（1日の最高・最低気温の差や夏・冬の気温差）が大きく、湿度が一般に低い、山間部では降水量が多くなるのが特徴

■ 熊本市の地勢



■ 月ごとの平均最高気温と平均最低気温の差（平成28年）



H28年	熊本			福岡			大阪			東京			千葉			新潟		
	最高 気温	最低 気温	気温 差	最高 気温	最低 気温	気温 差	最高 気温	最低 気温	気温 差	最高 気温	最低 気温	気温 差	最高 気温	最低 気温	気温 差	最高 気温	最低 気温	気温 差
1月	10.1	2.2	7.9	9.9	4.4	5.5	10.3	3.4	6.9	10.6	1.8	8.8	10.8	3.0	7.8	5.7	0.7	5.0
2月	12.4	2.7	9.7	12.0	4.2	7.8	11.5	3.7	7.8	12.2	3.1	9.1	11.9	3.7	8.2	7.1	0.7	6.4
3月	17.2	6.2	11.0	16.1	7.9	8.2	15.6	6.5	9.1	14.9	6.1	8.8	14.2	6.8	7.4	11.1	3.0	8.1
4月	22.1	12.8	9.3	21.3	13.4	7.9	21.3	12.5	8.8	20.3	11.3	9.0	19.8	12.0	7.8	17.4	8.3	9.1
5月	26.9	16.3	10.6	25.6	16.5	9.1	26.3	16.8	9.5	25.2	15.7	9.5	24.7	16.3	8.4	23.1	14.1	9.0
6月	27.7	20.6	7.1	27.4	20.7	6.7	27.6	19.8	7.8	26.3	19.1	7.2	26.3	19.8	6.5	25.3	18.1	7.2
7月	32.8	24.8	8.0	32.7	25.5	7.2	32.6	24.8	7.8	29.7	22.1	7.6	29.2	22.5	6.7	28.2	22.0	6.2
8月	35.1	25.4	9.7	34.3	26.1	8.2	35.0	26.0	9.0	31.6	23.9	7.7	31.2	24.5	6.7	31.1	23.3	7.8
9月	30.3	22.6	7.7	28.4	22.6	5.8	29.8	22.8	7.0	27.7	21.9	5.8	28.0	22.6	5.4	27.0	20.3	6.7
10月	26.5	18.3	8.2	25.1	18.6	6.5	24.8	16.8	8.0	22.6	15.3	7.3	23.1	16.2	6.9	20.4	12.2	8.2
11月	18.9	9.3	9.6	18.3	10.9	7.4	17.4	10.0	7.4	15.5	8.1	7.4	15.8	8.7	7.1	13.6	6.2	7.4
12月	14.5	4.6	9.9	14.4	7.1	7.3	13.1	5.8	7.3	13.8	4.5	9.3	14.3	5.6	8.7	10.0	3.2	6.8
年間最高気温 (月平均値)①	35.1			34.3			35.0			31.6			31.2			31.1		
年間最低気温 (月平均値)②	2.2			4.2			3.4			1.8			3.0			0.7		
年間気温差 ①-②	32.9			30.1			31.6			29.8			28.2			30.4		

資料：気象庁「気象統計情報」のデータを用いて作成

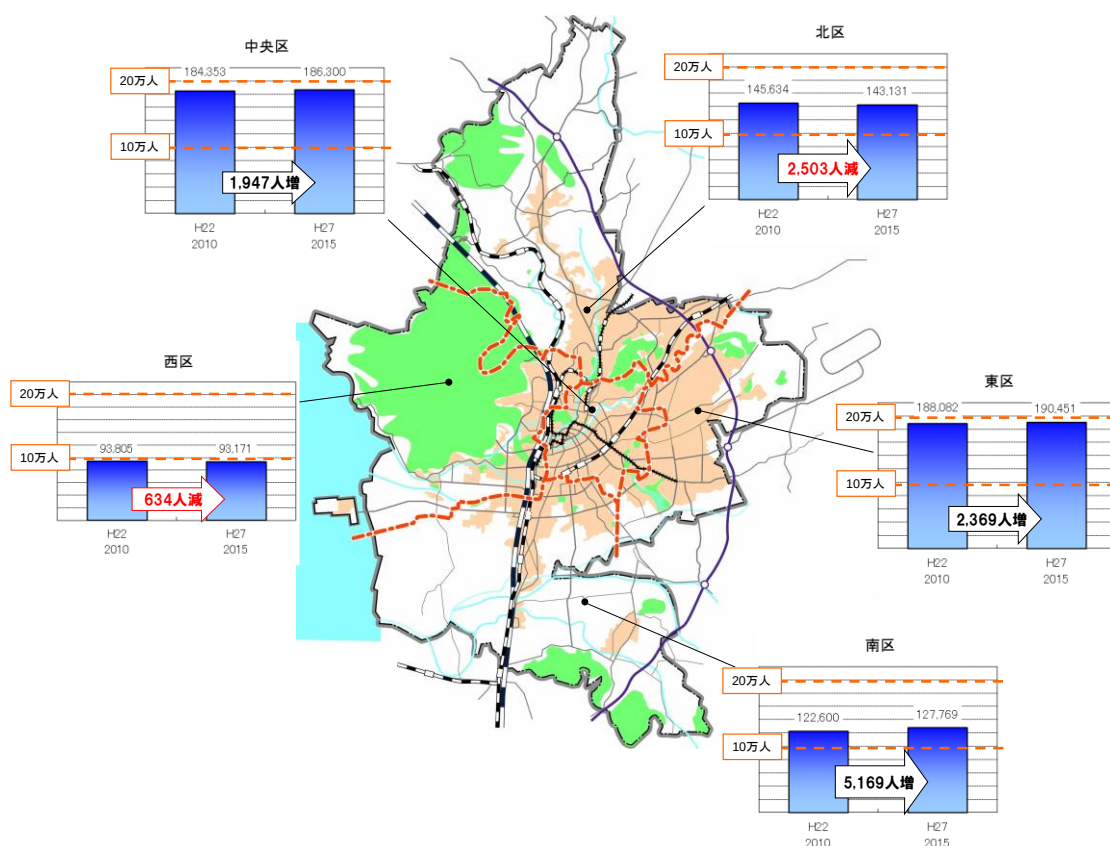
(3) 人口

市制が施行された（明治22年）当時、42,725人であった人口は、その後、数次にわたる合併に伴う市域の拡大や都市化の進展により増加し、昭和52年（1977年）には50万人を超えました。さらに平成3年2月1日には飽託郡4町との合併により627,568人となり、当時は、全国順位で、15位の人口規模となりました。しかし、昭和30年（1955年）の国勢調査以降、5年毎に4万人前後増加していた人口も、平成7年（1995年）以降は、大都市圏への人口流出による社会増や自然増の減少により伸びが鈍化してきています。（P5グラフ参照）

平成17年（2005年）の国勢調査では、熊本市の人口は669,603人で、全国順位は20位となりましたが、平成20年10月の富合町との合併、平成22年3月の植木町・城南町との合併により、平成22年（2010年）の国勢調査では、人口734,474人と全国順位で18位に浮上しました。

また、平成24年には、九州で3番目の政令指定都市へ移行し、平成27年（2015年）の国勢調査では、740,822人となっています。地域別にみると、中央区186,300人、東区190,451人、北区143,131人、南区127,769人、西区93,171人となっており、前回の平成22年（2010年）の国勢調査に比べ、中央区・東区・南区の人口は増加したものの、北区・西区の人口は減少しています。

■ 地域別人口増減数（平成22年～平成27年）



資料：「国勢調査」のデータを用いて作成

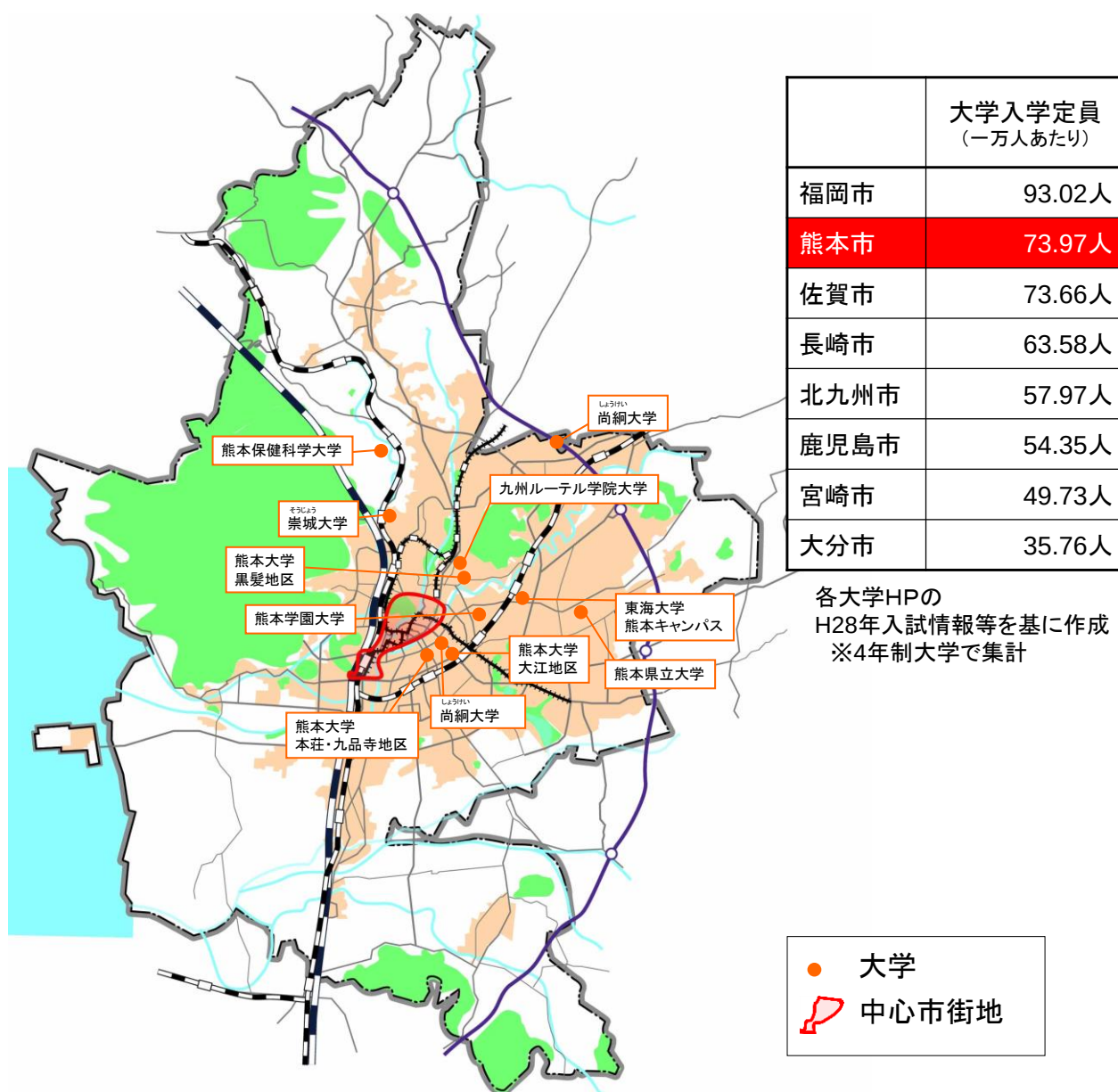
※平成22年と平成27年の人口を集計した区域は多少異なる。

2 熊本市の現況、都市形成の経緯と課題

(1) 九州の中心的役割を担う行政、教育機関の立地

本市は、古くから九州各地を結ぶ交通の結節点として栄え、戦前は国の出先機関が集積するなど九州の中核をなす拠点都市として発展してきました。現在でも、九州財務局や農政局をはじめとした国の機関や、熊本大学などの高等教育機関が数多く集まっており、人口に対しての大学生の定員比率が高く、中心市街地においても若者の姿が目立つことから、今後も、この特性を活かしたまちづくりが必要です。

■ 大学立地状況



(2) 交流人口の増加

近年、特別史跡熊本城跡地等の歴史的文化遺産の活用に加え、観光ビザの条件緩和や円安、LCC 航空便の就航などを背景に、国内のみならず海外からの観光客等が増加しています。特に、経済成長が続く韓国、中国などの東アジアからの観光客及び留学生は増加傾向にあります。今後も、貴重な観光資源や中心市街地周辺に多く立地している大学、豊かな地下水などを活かした他都市にはない魅力あるまちづくりが求められています。

一方で、本市における学会・大会などのM I C E開催件数は伸び悩み、九州においては福岡に集中している状況です。

このような中、平成31年(2019年)にはラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権をはじめとする、世界的なスポーツイベントの開催を控えており、本市は、多くの観光客が訪れ魅力ある都市に成熟していくための大変重要な時期を迎えており、成長著しいアジアとの近接性を活かした、連携・交流を拡大し、各都市とつながる、広域交流拠点都市としての役割を果たしていくことが求められています。

しかしながら、熊本地震により、重要な観光資源である、くまもとのシンボル熊本城をはじめとする観光文化施設等が軒並み被災し、復旧にかなりの時間を要する事態となっています。

このような中、交流人口を増加させるためにも、これらの施設を早期に復旧するとともに、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用するなど、積極的なシティセールスや、集客イベントによるにぎわいの創出、宮本武蔵や夏目漱石、西南戦争などの文化・歴史に基づく観光戦略を展開していくことが必要です。

また、桜町・花畑地区において、(仮称)熊本城ホール整備を含む桜町地区市街地再開発事業、シンボルプロムナード整備等に取り組む、中心市街地のにぎわいの創出を図ることで活力ある熊本を発信することが必要です。

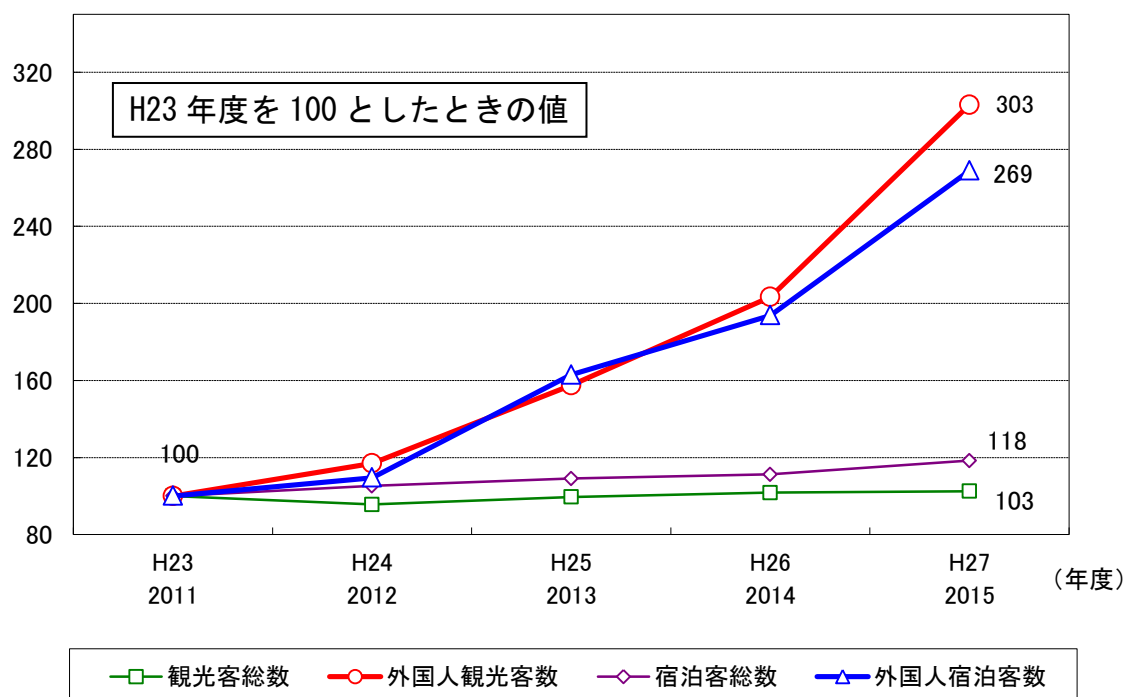
■ 熊本市の観光客数と滞留率^{※1}

年度	観光客数(人)			宿泊客数(人)			滞留率(%)	
		うち外国人	外国人構成率(%)		うち外国人	外国人構成率(%)		外国人
H23 2011	5,468,000	192,213	3.52	2,228,212	40,191	1.80	40.75	20.91
H24 2012	5,229,000	224,888	4.30	2,345,922	44,001	1.88	44.86	19.57
H25 2013	5,441,000	302,739	5.56	2,430,234	65,473	2.69	44.67	21.63
H26 2014	5,566,000	390,944	7.02	2,479,459	77,872	3.14	44.55	19.92
H27 2015	5,607,000	582,507	10.39	2,637,637	108,033	4.10	47.04	18.55

※1 滞留率：観光客数に対する宿泊客数の占める割合

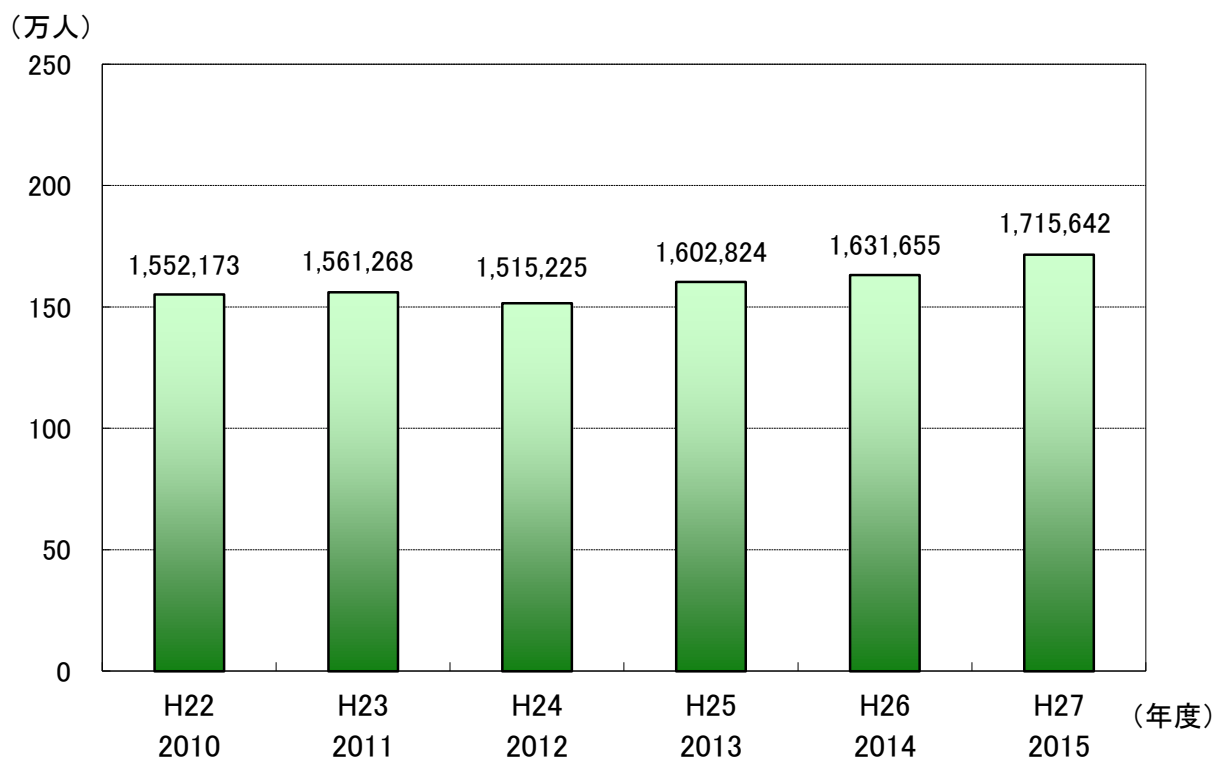
資料：「熊本市観光統計」のデータを用いて作成

■ 熊本市の観光客数の推移



資料：「熊本市観光統計」のデータを用いて作成

■ 熊本城の年間総入園者数の推移



資料：「熊本市観光統計」のデータを用いて作成

（３）市域を越えた広域的連携の強化

本格的に到来する人口減少・超高齢社会に備え、また、近隣市町村全体で熊本地震からの復興を推進するため、これまで以上に近隣市町村と連携した取組を充実させる必要があります。

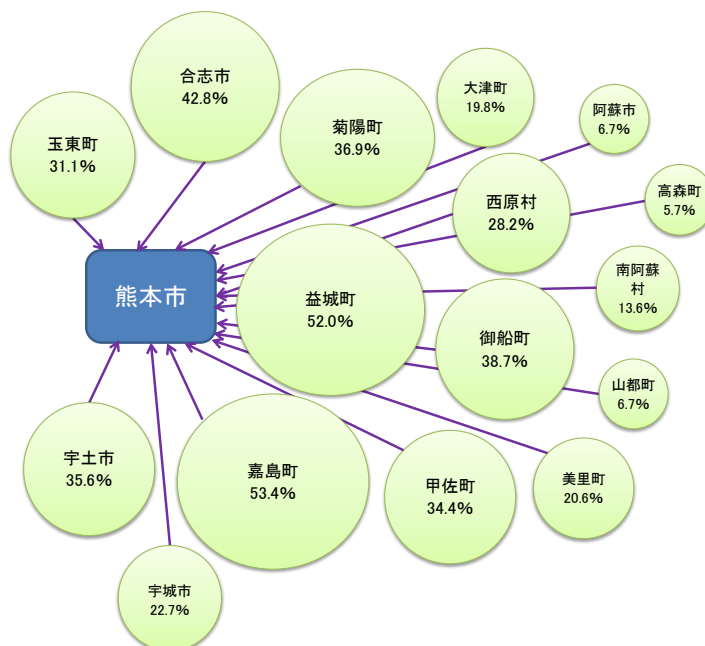
今後、連携中枢都市圏構想を推進し、熊本連携中枢都市圏の連携中枢都市として、積極的に近隣市町村と連携しながら、経済の成長や都市機能の強化、住民の生活利便性の向上を図ることで、圏域全体の復興を牽引していく役割が求められています。

■ 熊本連携中枢都市圏



資料：「熊本連携中枢都市圏ビジョン」から引用

■ 熊本市への通勤通学の割合



資料：平成 22 年国勢調査のデータを基に作成。「通勤通学割合」は、熊本市
に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、当該市町村の常
住する就業者数及び通学者数で除して得た数値

(4) 九州新幹線など広域交通網の形成

昭和 50 年（1975 年）の山陽新幹線博多駅開業から、平成 16 年（2004 年）の新八代―鹿児島中央間の部分開業を経て、長年の悲願であった九州新幹線鹿児島ルートが平成 23 年（2011 年）3 月に全線開業しました。

現在、熊本駅周辺地区では、交通結節機能等の強化を目的とし、熊本の陸の玄関口にふさわしい、都市基盤の整備を進めるとともに、新たな商業機能の立地が見込まれています。

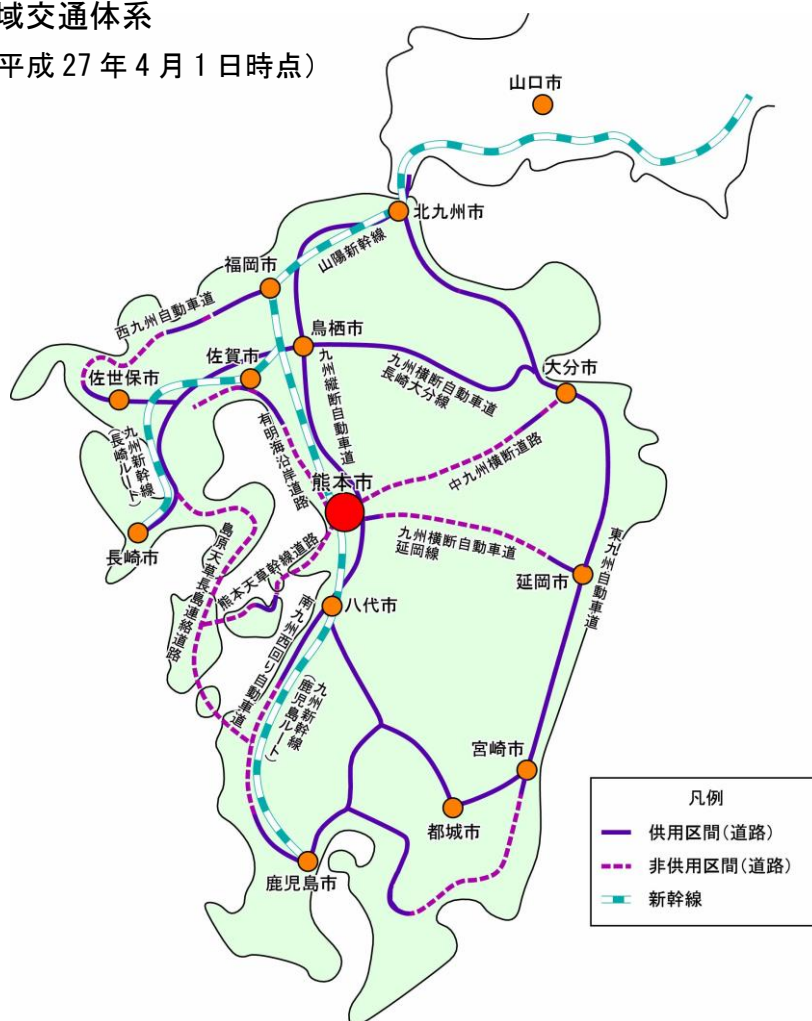
また、九州横断自動車道延岡線や中九州横断道路などの広域道路網の整備・計画も進んでいます。

一方で、熊本地震により、九州新幹線や九州縦貫自動車道などの広域交通網が被災・寸断され、市内の幹線道路に深刻な交通渋滞が発生し、人や物資の輸送などに大きな影響が生じたところです。

今後は、九州中央に位置する交流拠点都市にふさわしい、防災機能を備えた広域交通拠点及び広域交通網の整備を促進し、それらの効果を最大限に活かして産業・経済や文化の振興など、都市の活力を創出するとともに、災害に強い都市基盤を形成していく必要があります。

■ 九州の広域交通体系

（平成 27 年 4 月 1 日時点）

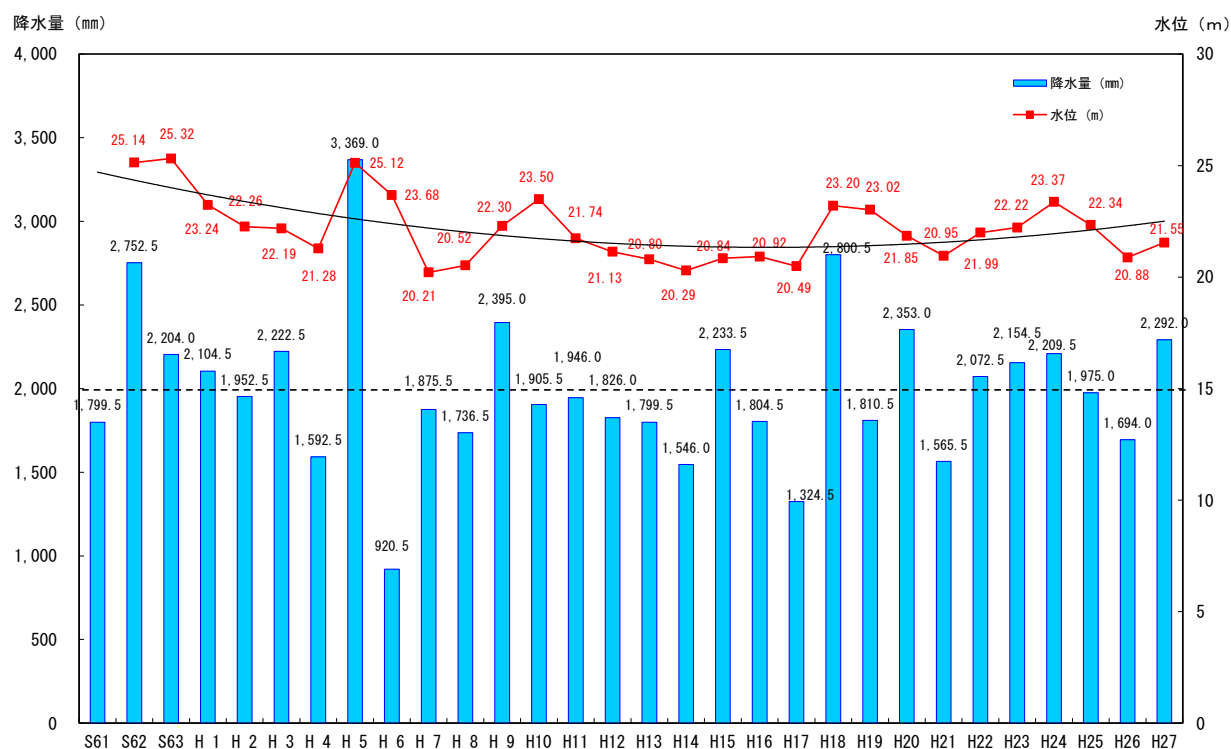


(5) 地下水の量と質の保全

人口 50 万人以上の都市で水道水源を 100%地下水で賄っている都市は、日本で唯一、本市だけであり、世界的に見ても稀少です。地下水は将来にわたって残すべき本市の貴重な財産ですが、宅地の郊外への拡散による農地の減少など、そのかん養域が失われてきたことにより、地下水位は長期的に低下傾向でありましたが、近年は、地下水かん養事業等の効果が現れてきており、地下水位は横ばい、もしくは上昇傾向にあります。しかしながら、依然として硝酸性窒素による水質の悪化は進行しています。

このため、かん養事業の推進や雨水浸透枳の普及による地下水量の保全や硝酸性窒素削減対策による水質保全を推進することが必要です。

■ 地下水の中流域の水位の経年変化（戸島町日向東観測局）



資料：「第2次熊本市地下水保全」のデータを用いて作成

（6）自動車利用の増加と公共交通利用者の減少

本市では、これまで人口増加等を背景に市街地は拡大を続け、これが更なる自動車利用の増加に拍車をかけることで、交通渋滞が頻発し定常化することや、地球温暖化の一因にもなっています。

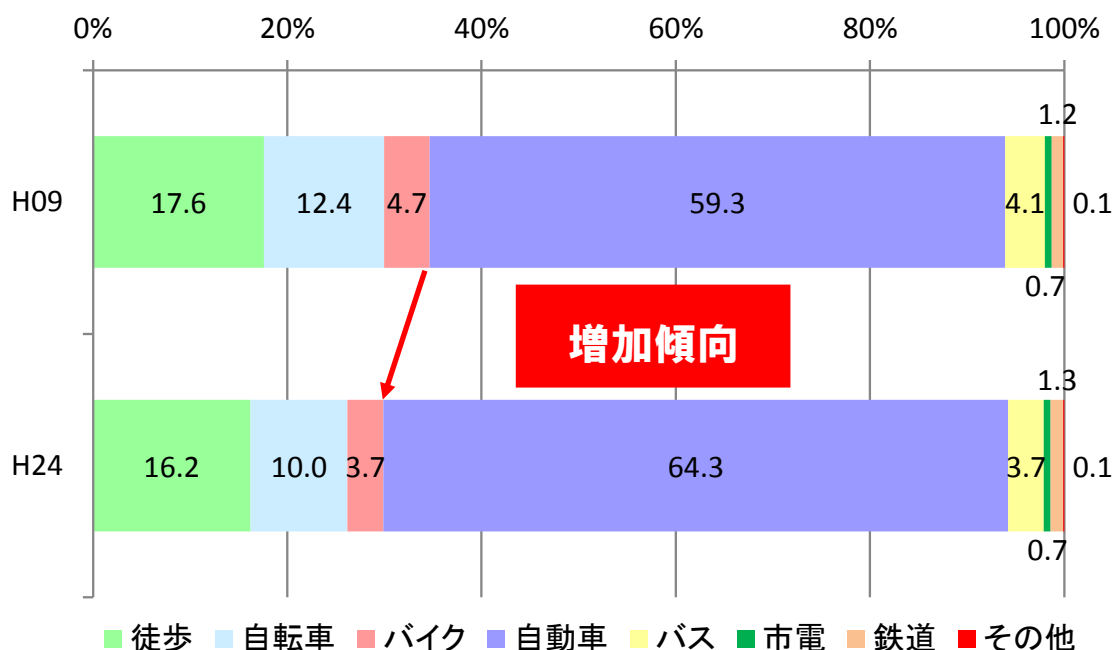
また、これに伴い、公共交通利用者数は年々減少し、公共交通事業者の経営悪化・サービス水準の低下により、更なる利用者数の減少を招く負のスパイラルに陥っており、特にバス利用者数はピーク時の約3割に減少しています。

このままでは、将来、公共交通の維持が困難となることが予想され、自動車を自由に利用できない高齢者等にとって、移動しにくく暮らしにくいまちになることが懸念される事から、自家用車に頼らなくても快適に移動できる、省エネルギー・創エネルギーも意識したコンパクトなまちづくりが必要です。

また、熊本地震では、公共交通機関は早期に復旧し、市民や災害ボランティア等の移動を支えたところであり、災害時における市民生活や災害活動の支援に資することを再認識したところです。

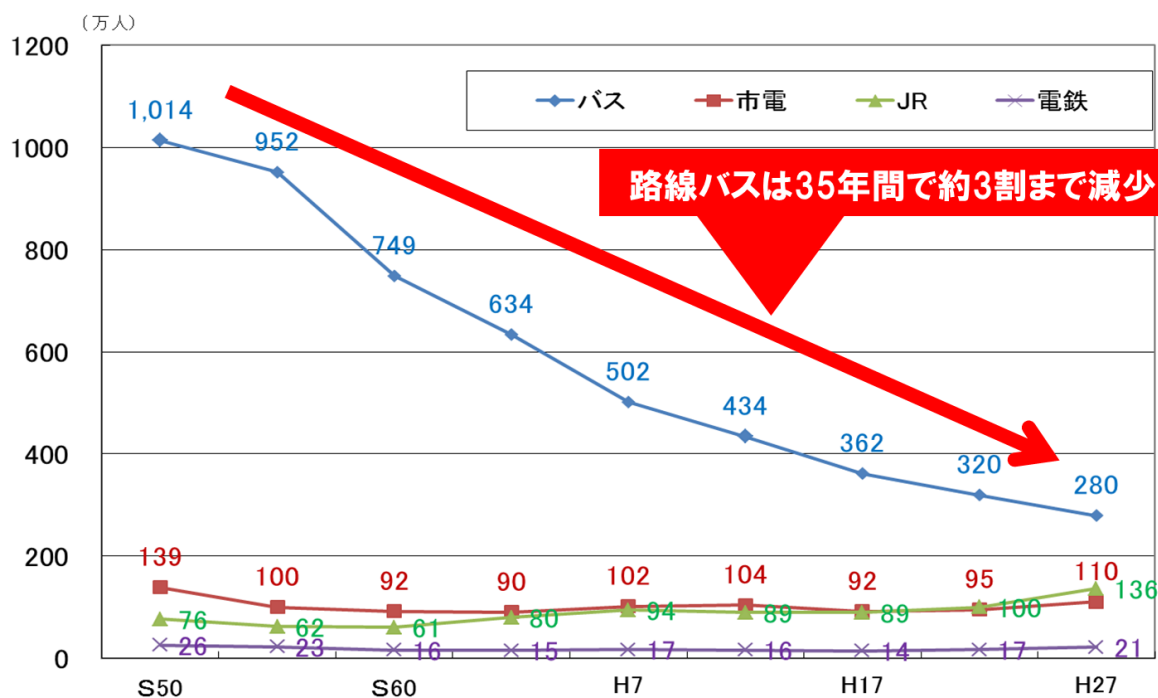
このような中、本格的に到来する人口減少・超高齢社会や災害に備え、市民・事業者・行政等が適切な役割分担のもと、公共交通ネットワークの再構築や公共交通空白・不便地域における移動手段の確保、利用環境の改善による公共交通の利用促進に取り組むなど、誰もが移動しやすく暮らしやすい都市づくりが必要です。

■ 熊本都市圏の代表交通手段別トリップ数の推移



資料：「第4回熊本都市圏PT調査結果」のデータを用いて作成

■ 熊本市の公共交通利用者の推移



資料：熊本市資料

（7）地球環境問題への対応

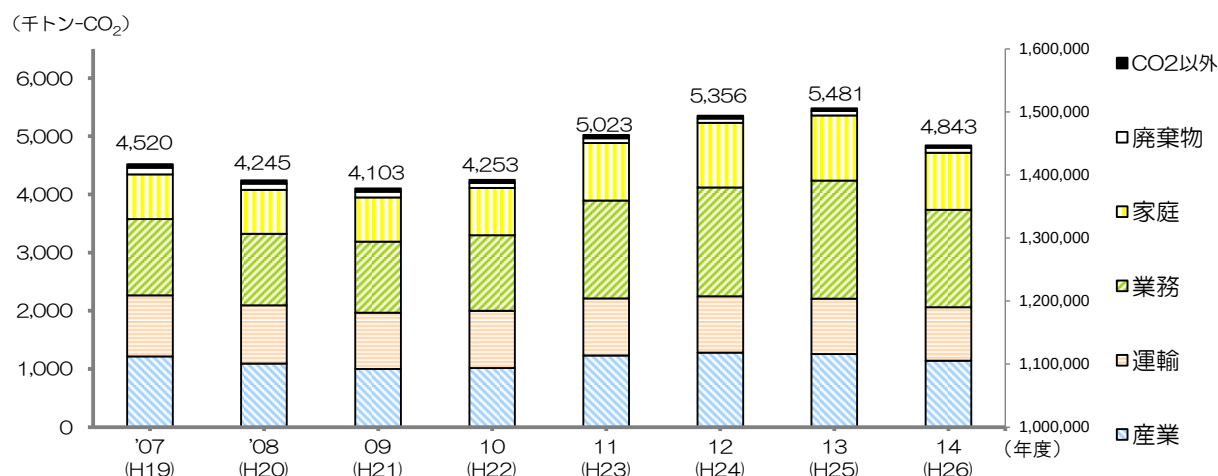
近年、異常気象現象が頻発しており、市民の地球温暖化に対する関心が高まっていますが、温室効果ガス排出量は依然として高いままです。また、国内の大気環境は規制の強化によって改善してきているものの、大陸等からの汚染物質の流入などにより、PM2.5や光化学オキシダントの値は高い状態が続いています。

また、生物多様性の保全が国際的な課題となる中、本市においても、生物の生息・生育地の減少や外来種の侵入等が問題となっています。

今後は、温室効果ガスや大気汚染、生物多様性の保全など、環境問題に的確に対応し、将来に向けて良好な都市環境を保全していくことが必要です。

さらに、市民レベルでも、これらの問題を身近なものとして捉え、環境保全活動の実践行動につながるよう、環境啓発・環境教育を推進し、環境に対する意識の醸成に取り組むことが必要です。

■ 熊本市の温室効果ガス排出量の推移



資料：「熊本市低炭素都市づくり戦略計画」のデータを用いて作成



風力発電の見学会



環境学習会

写真：エコパートナーくまもの取り組み事例

(8) 本格的に到来する人口減少、少子・高齢社会

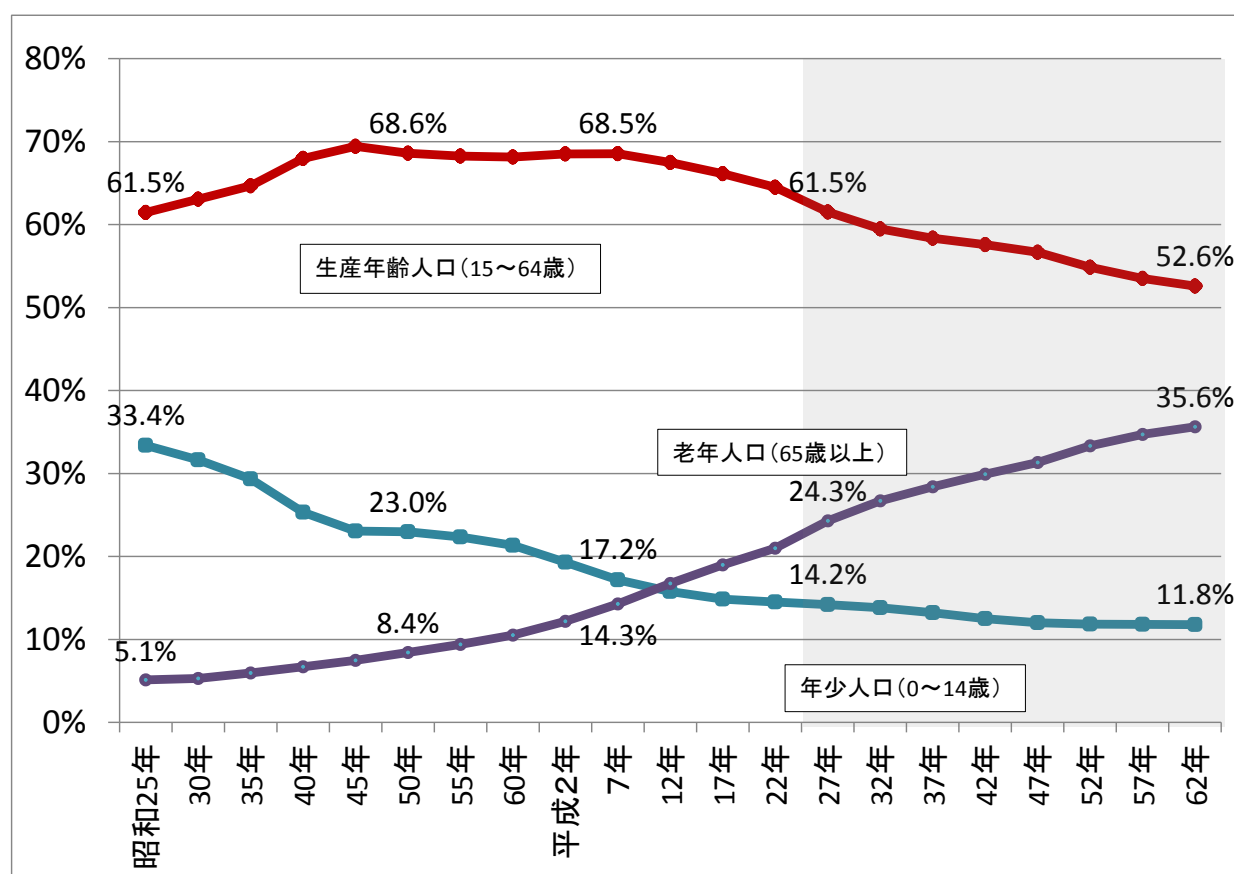
平成 20 年（2008 年）に始まったわが国の人口減少は、今後、急速に進むと予測されています。高齢化率も現在、既に 26%を超えており、平成 62 年（2060 年）には 39%を超えると予測されています。

本市においても、人口微減傾向に転じており、今後もこの傾向が続くことが予想されます。また、高齢化率は全国平均より若干低い約 24%となっていますが、現状のまま推移した場合、平成 62 年（2060 年）には、35%超まで伸びていくことが予測されています。

これに伴い、社会保障費の増大や、都市インフラの維持にかかる都市経営コストの増大により十分な市民サービスの提供が困難になるなど、様々な影響が危惧されます。

このことから、本格的に到来する人口減少、超高齢社会に適応可能な都市づくりを進めることが必要です。

■ 熊本市の年齢 3 区分別人口の割合



資料：昭和 25 年から平成 22 年までは、総務省統計局「国勢調査結果」より作成。平成 27 年以降は熊本市人口ビジョン（趨勢のまま推移した場合の将来人口）より作成。

(9) 市街地の拡大、都市機能の郊外化と中心市街地の疲弊、都市活力の衰退

本市では、人口増加や自家用車利用の増加、郊外部の地価の安さ等を背景として、市街地は年々郊外へ拡大を続けており、総合病院等の郊外移転や、大型商業施設の郊外立地と相まって、都市機能の郊外化が進展してきました。

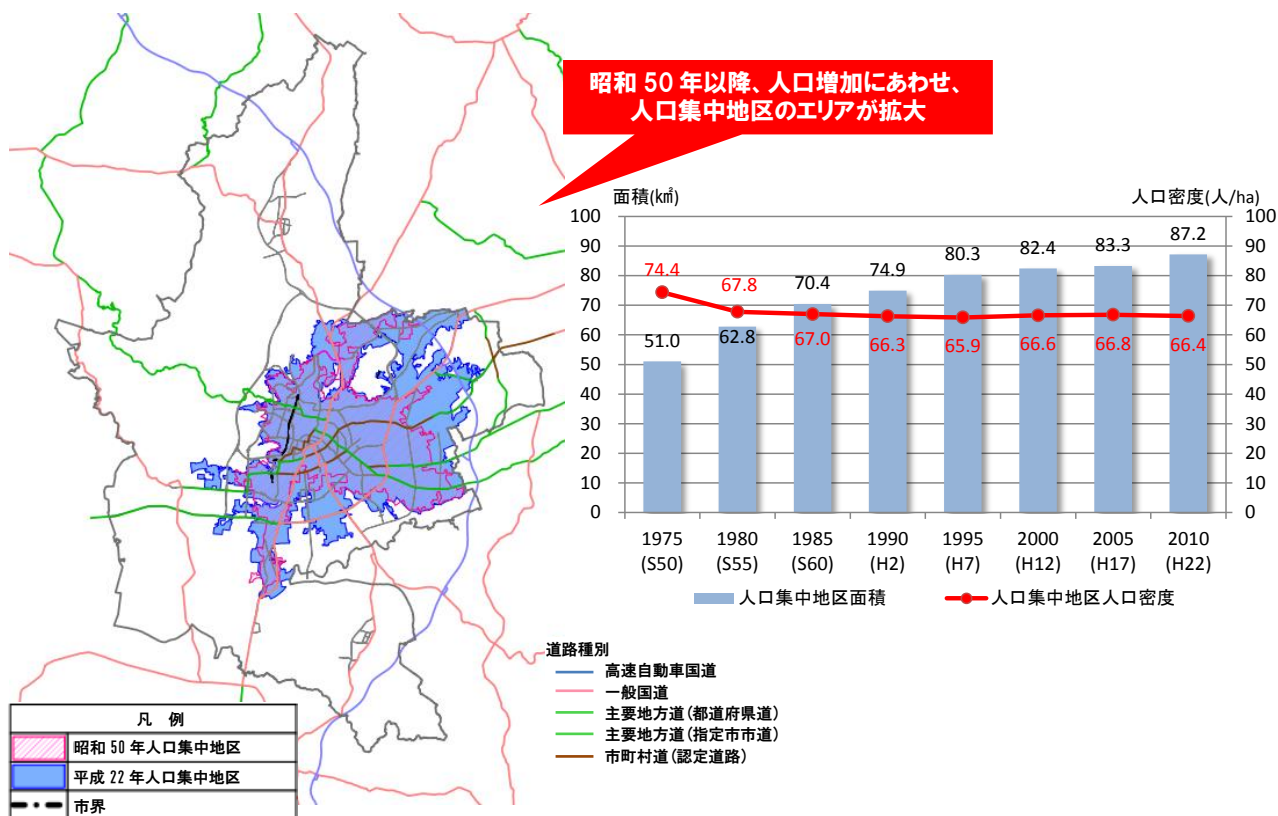
これらは、食糧の生産基盤である農地や緑地の減少、さらには、移動コストの増加と環境負荷の増大を招きました。

今後、拡大した市街地のまま、人口が減少すれば、商業・医療・金融機能や公共交通等の日常生活に必要な機能が失われ、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されます。

また、中心市街地の歩行者通行量は、近年、ほぼ横ばいで推移しているものの、熊本都市圏における熊本市中心部への買物等目的依存率が減少するなど、中心市街地の求心力は低下しており、今後、都市活力が衰退する可能性も懸念されます。

このような中、将来にわたり市民の暮らしやすさや都市活力を維持するためには、高次の都市機能が維持・集積する中心市街地を市域及び近隣市町村全体の拠点とし、周辺では、郊外部も含めた広域的な地域生活圏の核となる地域拠点に、商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、これらが利便性の高い公共交通で結ばれた、多核連携型の都市構造を形成していく必要があります。

■ 熊本市の DID (人口集中地区) ※¹ の経年変化

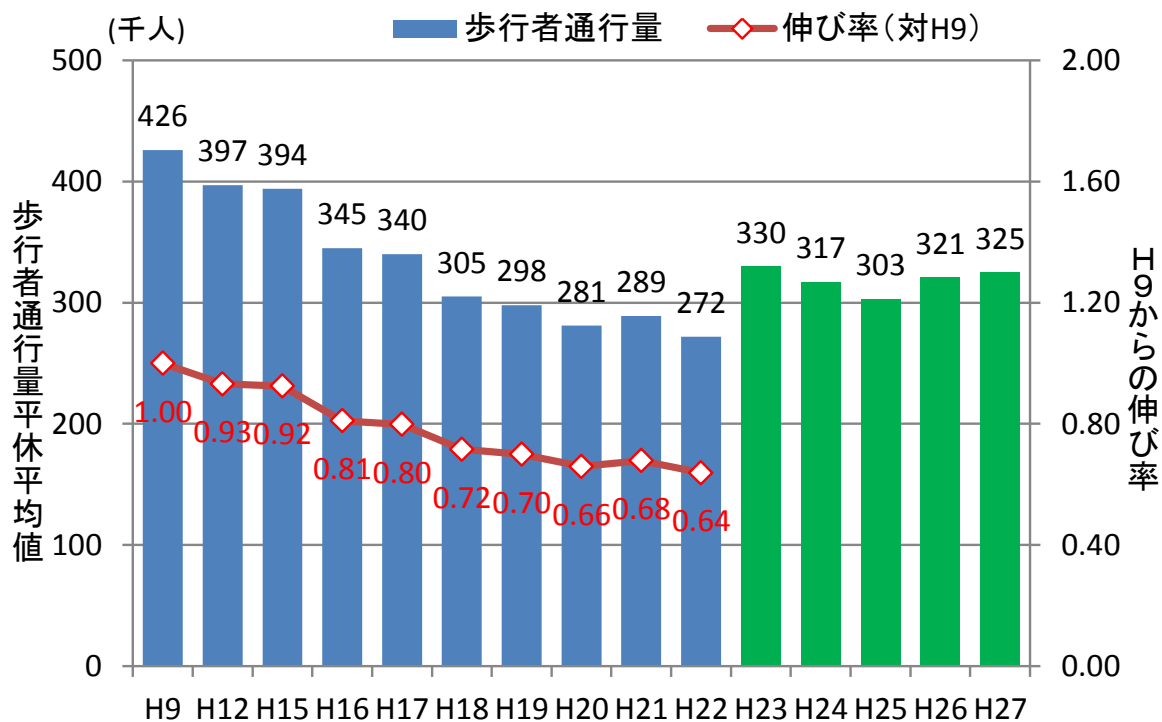


※¹ DID (人口集中地区) :

人口密度が 1 ha あたり 40 人以上の基本単位区が隣接し、人口 5,000 人以上を有する地域

資料 : 「国勢調査」のデータを用いて作成

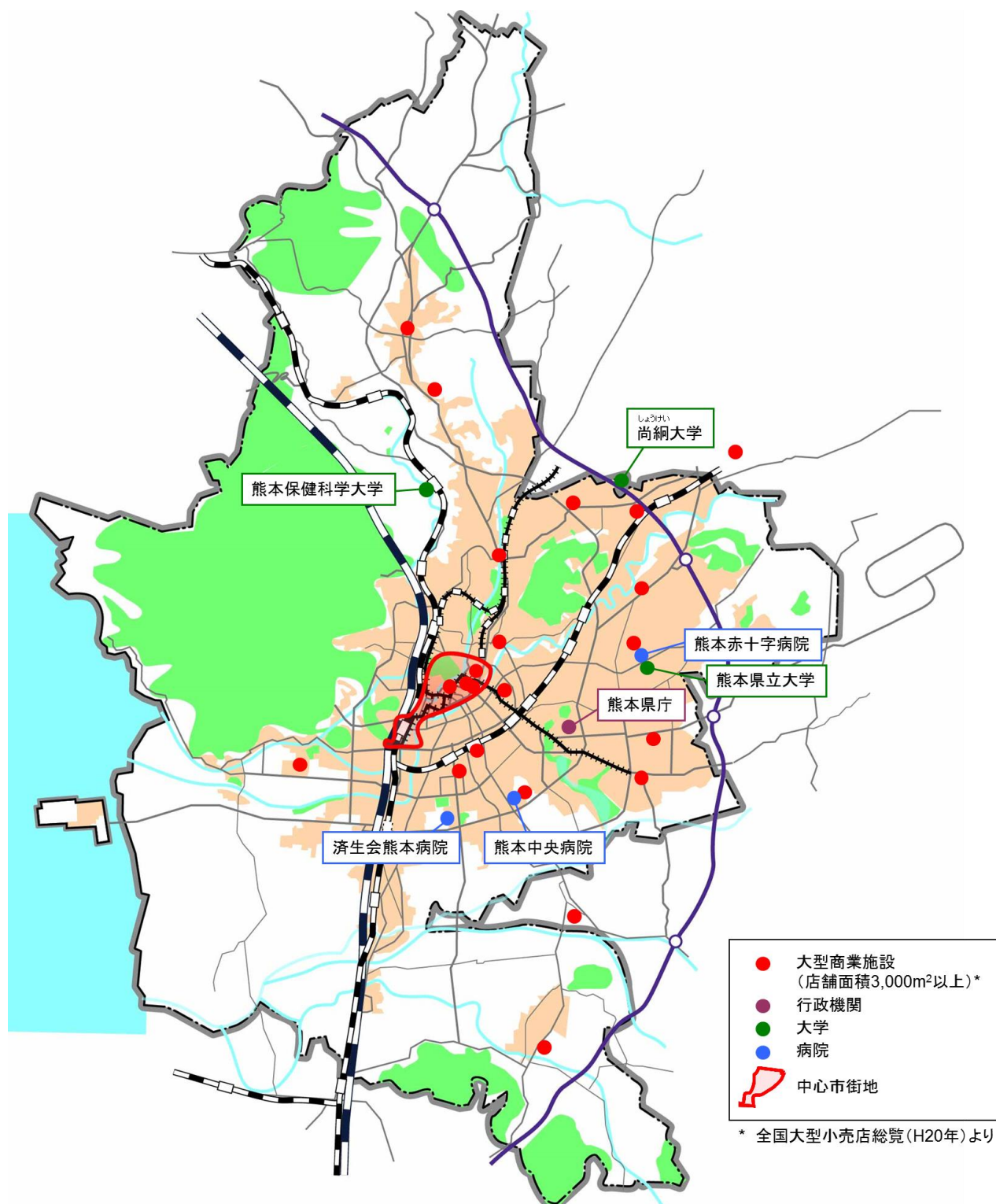
中心市街地の歩行者通行量の推移



資料：「平成 27 年度商店街通行量調査結果報告書」のデータを用いて作成

※平成 23 年度より調査時期及び計測方法が変更

■ 新規立地の大型商業施設（昭和 40 年以降）



(10) 農水産業の振興

本市では、東方にそびえる阿蘇外輪山一帯に降り注いだ雨が豊かな地下水を育み、この地下水とともに市内を流れる3河川（坪井川・白川・緑川）等により大地は潤されています。また、西方には金峰山系が連なり、その更に西側では広大な干潟と干満差を有する有明海に面している自然豊かな都市です。

このような豊富な地下水と多様な地形、気候にも恵まれ、豊かな自然条件をいかして、多様な農業と水産業が営まれており、全国屈指の園芸産地として、なすやすいか、みかんなどの農産物が首都圏をはじめ全国に出荷されています。また、酪農や肉用牛、養豚など多様な畜産業が営まれ、県下でも有数の産地となっています。水産業では、有明海の広大な干潟漁場と沖合漁場において、のり養殖業や採貝業などが盛んに営まれています。

しかしながら、農水産業を取り巻く環境は厳しく、安定的な収益の確保や将来的な担い手の不足、市街地の拡大に伴う耕地面積の減少など多岐にわたる問題を抱えています。

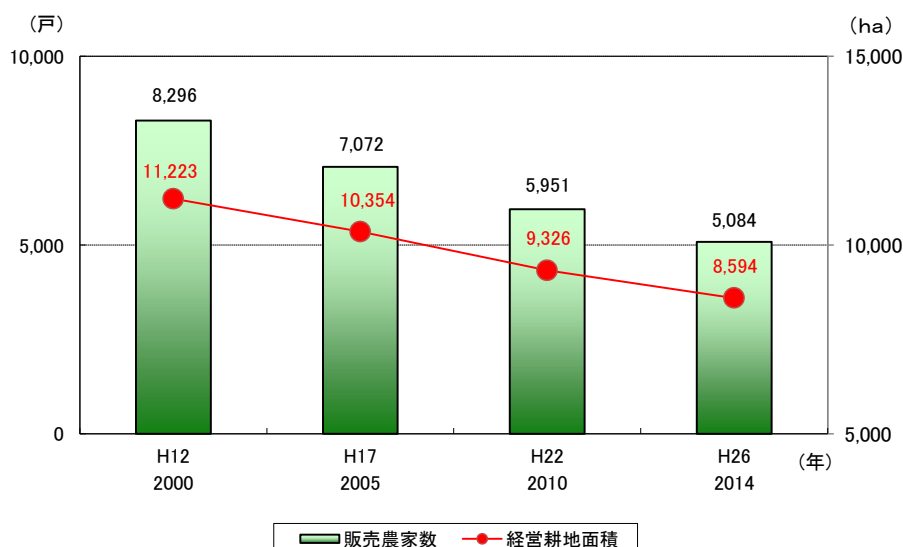
このことから、都市計画においても農水産業の基盤である農地や漁場環境を将来にわたり保全する施策がますます重要になっています。

また、本市の農水産業の強みである園芸農業を振興しつつ、特色ある産地の育成を支援するとともに、農漁業経営体の強化、生産基盤などの整備・保全に加え、6次産業化・農商工連携の推進などによる農水産物の高付加価値化やブランド化による、販路拡大を進めていくことが必要です。

加えて、消費者の食に対する安全志向の高まりへ対応するため、生産者の顔が見える地産地消の取り組みも推進する必要があります。

さらに、熊本地震により、大きな被害を受けた農水産業施設や農地の早期復旧に取り組むとともに、担い手への農地集積や共同利用施設の再編整備など、将来にわたる持続的な発展を見据えた取り組みが必要です。

■ 熊本市の販売農家数と経営耕地面積の推移



資料：「世界農林業センサス（H12、H22）、農林業センサス（H17、H27）」
のデータを用いて作成

（１１）地域経済の再生と活性化

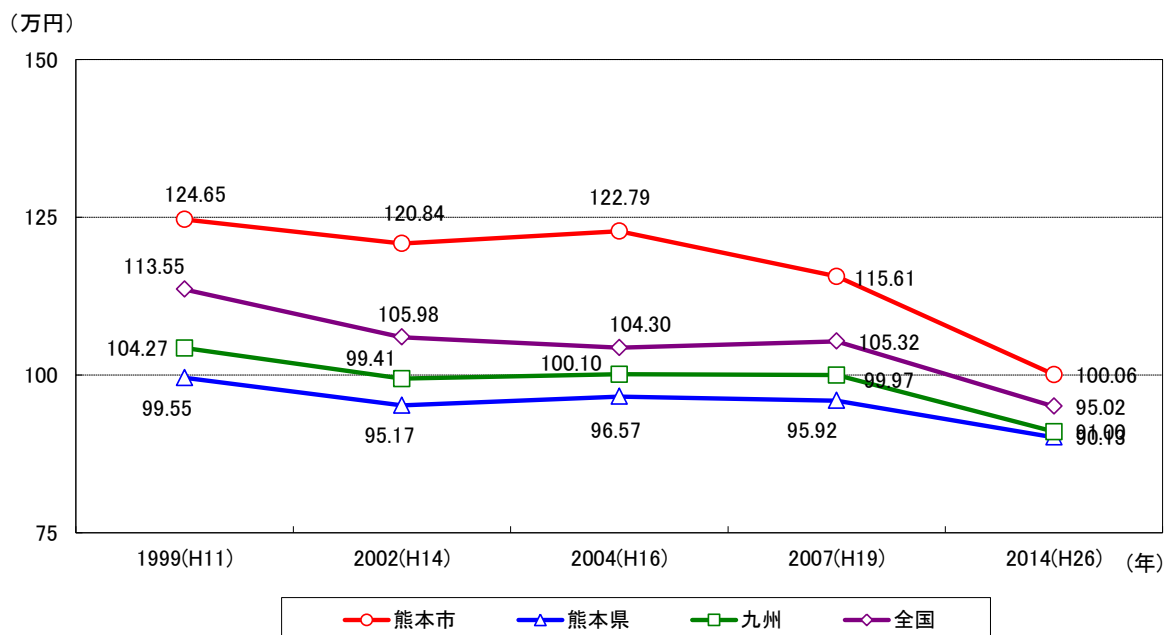
本市では、卸・小売業、サービス産業や食品製造業をはじめとした製造業が集積し、本市の経済を支えてきました。しかしながら近年、卸・小売業の販売額や、製造品出荷額は減少傾向にあります。また、経済のグローバル化の進展等により都市間競争が激しさを増す中、雇用情勢については改善傾向にあるものの、若い世代を中心に大都市圏への人口流出や、それに伴う人材不足などが懸念されています。

このような中、熊本地震により地域産業は甚大な被害を受け、一日も早い復旧が求められており、今後の本市経済の再生と活性化に向けては、経済活動を支える雇用の維持・確保・人材育成に取り組むとともに、販路開拓や技術開発等の支援、さらには、企業誘致活動による産業集積の促進などが必要です。

また、復興をアピールするイベントや企画ツアーを実施するなど、積極的なシティセールスや観光戦略を図り、並びに、桜町・花畑地区における市街地再開発事業等による中心市街地のにぎわいを創出する取り組みと連携した地域経済の再生と活性化を進めていく必要があります。

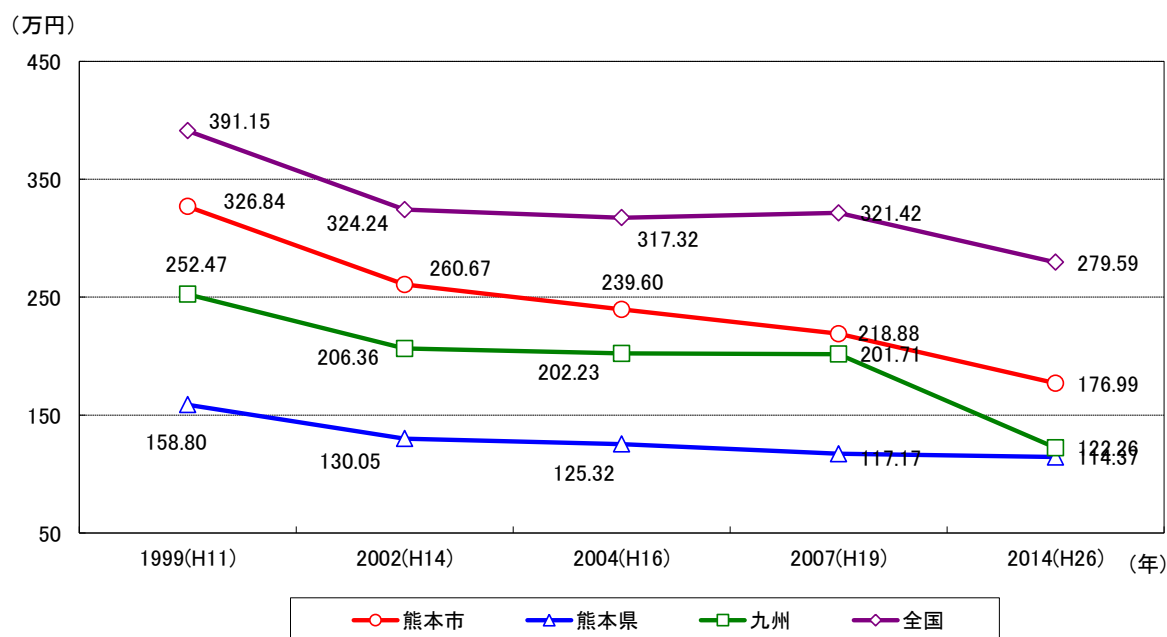
さらに、産業物流の円滑化や効率化を図るためにも、幹線道路や広域交通網の整備が必要です。

■ 小売業の年間商品販売額の推移（住民一人あたり）



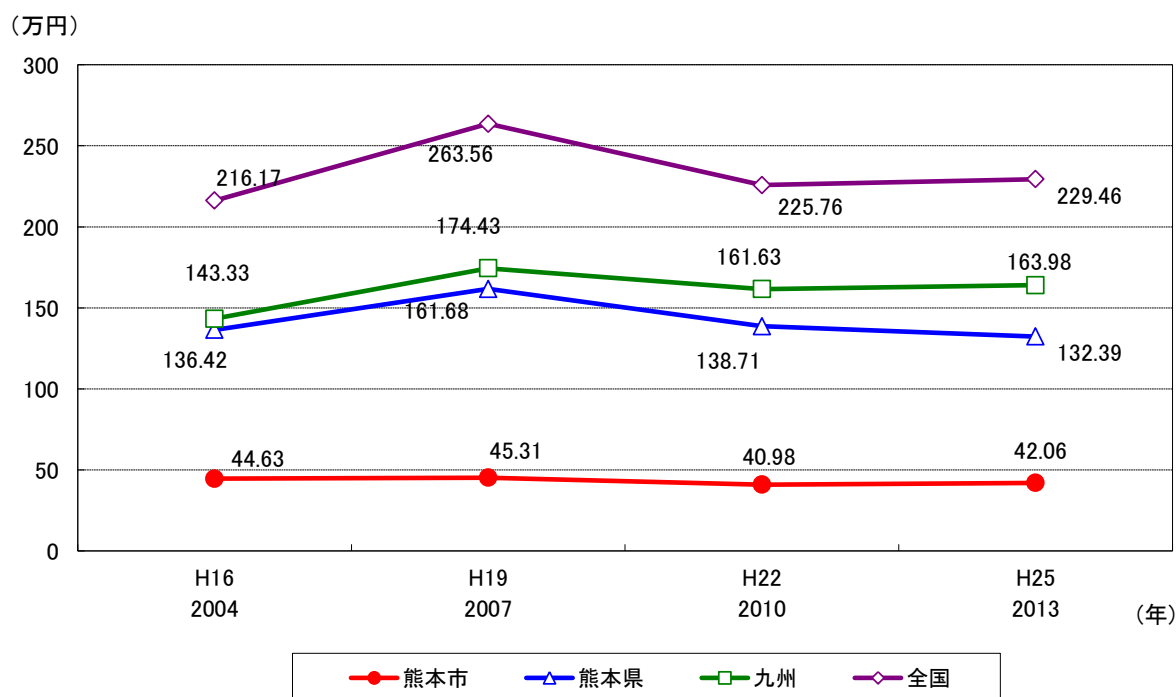
資料：経済産業省「商業統計調査」、総務省統計局「人口推計年報」、「熊本市統計書」、「熊本県統計年鑑」、のデータを用いて作成

■ 卸売業の年間商品販売額の推移（住民一人あたり）



資料：経済産業省「商業統計調査」、総務省統計局「人口推計年報」、
「熊本市統計書」、「熊本県統計年鑑」、のデータを用いて作成

■ 製造業の製造品出荷額等^{※1}の推移（住民一人あたり）



※1 製造品出荷額等：製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、その他の収入額（製造工程から出たくず・廃棄物、冷蔵保管料、広告料等の収入額）の合計

資料：経済産業省「工業統計調査」、総務省統計局「人口推計年報」、
「熊本市統計書」、「熊本県統計年鑑」、のデータを用いて作成

（１２）地域コミュニティの維持・向上と市民参画・協働のまちづくり

本市は、政令指定都市の中でも、町内自治会加入率は非常に高く、地域のつながりが保たれています。それぞれの地域では、住民によるコミュニティ活動や校区単位の健康づくり活動、災害時のボランティア活動が行われるなど高い地域力が発揮されています。

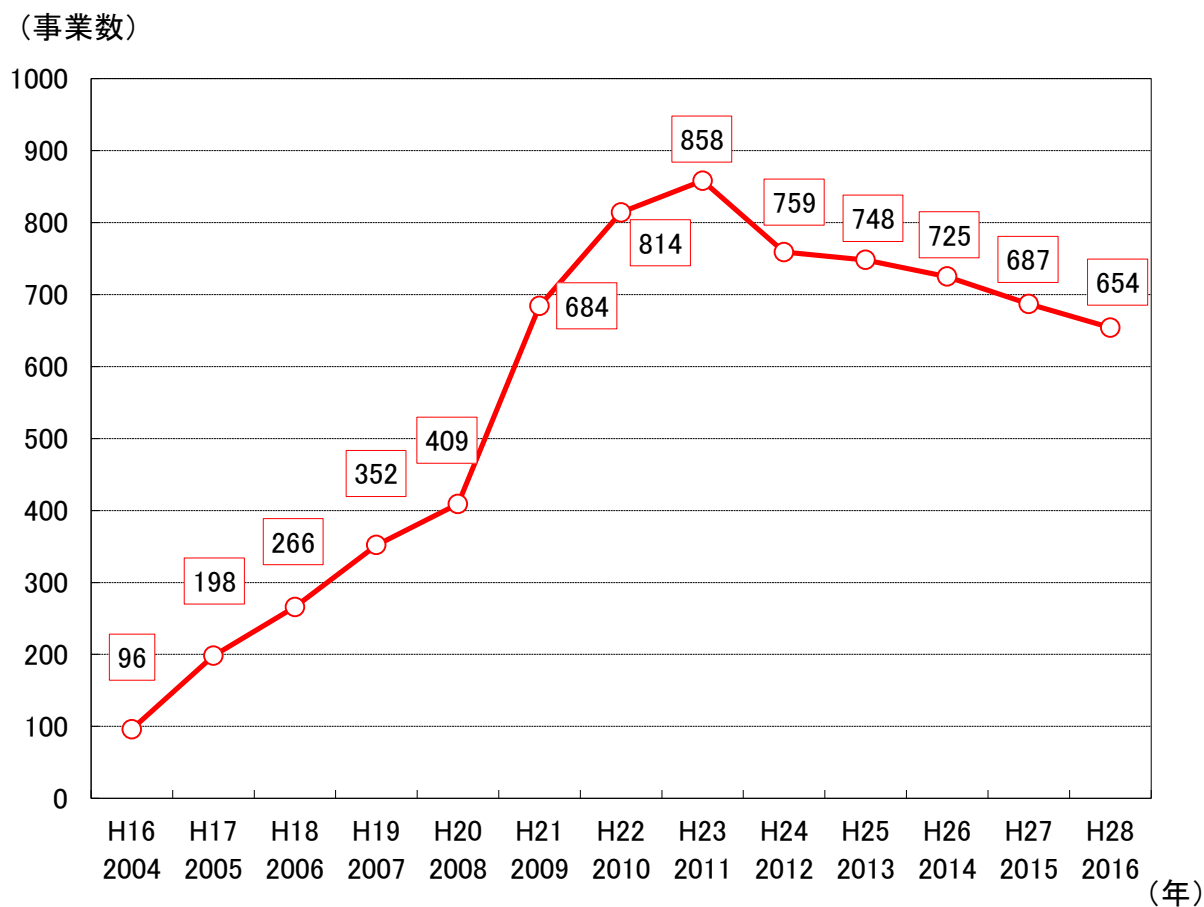
しかしながら、人口減少社会や更なる超高齢社会の到来、住民意識や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人と人とのつながりが希薄になりつつあり、このままでは、これまで地域コミュニティが担ってきた子育て・防犯・防災等の相互扶助機能の低下や、担い手減少による地域文化の衰退など様々な問題が懸念されます。

一方、熊本地震では、復旧・復興の過程における行政による支援「公助」の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支えあう「自助」・「共助」の必要性、重要性が改めて認識されました。

市民がこれからも住み慣れたまちで、いつでも安心して暮らし続けるためには、そこで暮らす人たちが主体となり、お互いに支え、助け合いながら、様々な課題を解決していくことで、地域において弱まりつつあるコミュニティを維持・再生していくことが必要となっています。

そこで、地域で互いに支えあう自主自立のまちづくりを支援・推進することで、地域コミュニティの維持・向上を図るとともに、このような主体的な活動を尊重し、対話を進めながら、より質の高い施策や事業を、これまで以上に市民参画と協働により展開していくことが必要です。

■ 市民参画・市民協働の取り組みの推移



資料：「熊本市地域政策課の資料」から作成

街区公園
の設計



熊本駅都心間
協働のまちづくり



地区計画
の策定



マスタープラン
の策定



(13) 防災・減災のまちづくり

近年、地球規模での気象変化による集中豪雨や大型台風、地震などの自然災害が全国各地で頻発しています。市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、本市においても自然災害の被害を未然に防止、最小限に抑える防災・減災対策を一層強化することが求められています。

今回の熊本地震では、史上類を見ないM6.5の前震とM7.3の本震の連続発生により、本市や近隣市町村をはじめ県内に大きな被害をもたらしました。

本市においても、相次ぐ激しい余震により、在宅をためらう人たちが避難所に集中し、その数は想定を大きく上回る11万人にも膨らみ、発災直後は、食糧・水等の不足や物資輸送の混乱等による供給遅延に加え、トイレ不足や、断水によりトイレ用水が確保できず使えないなど避難所は混迷を極めました。

さらに、指定避難所だけでは、11万人にも及ぶ避難者に対応できず、指定外避難所への避難はもとより、公園、スーパーやコンビニなどの青空駐車場で寝泊りをする車中泊避難が急増しました。

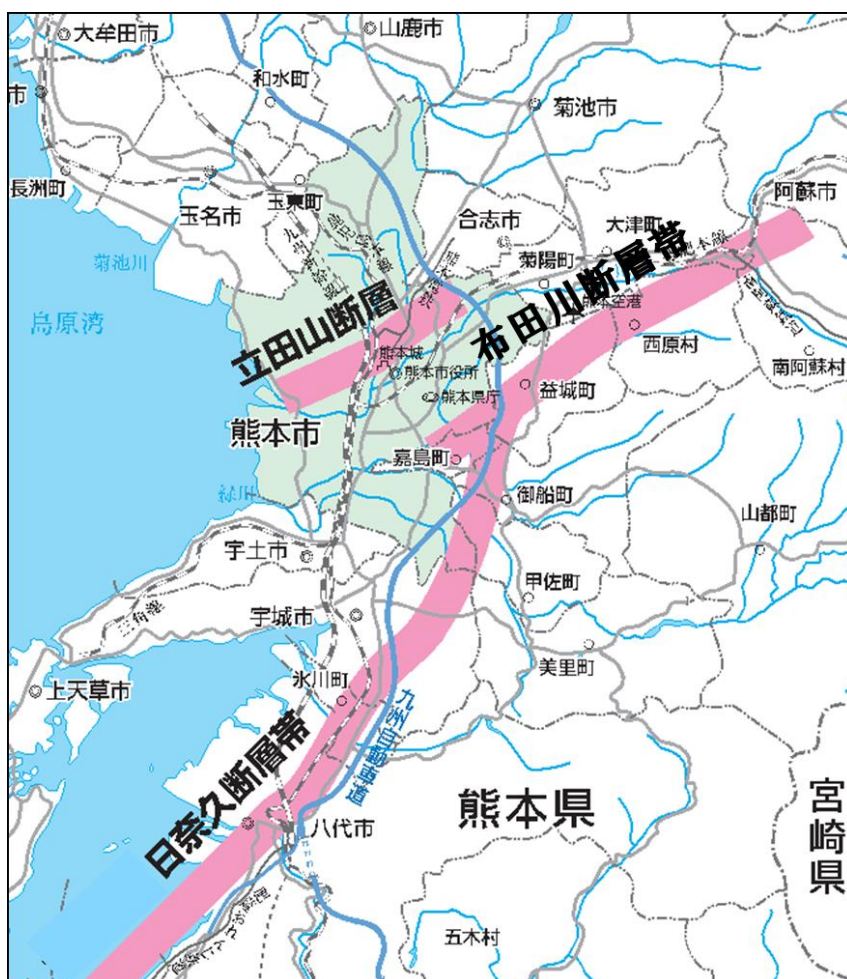
加えて、多くの住家被害や液状化・擁壁崩壊などの宅地被害をはじめ、医療・商業などの都市機能や庁舎や学校等の公共施設、さらには、道路・橋梁・河川・公園・市営住宅などの公共土木施設等や上下水道などのライフライン、公共交通機関にも甚大な被害が生じ、市民生活や企業活動、行政活動等に大きな影響を及ぼしました。

特に、交通面では、九州縦貫自動車道が寸断されたことで、国道3号や国道57号などの幹線道路に深刻な交通渋滞が発生し、人や支援物資の輸送、並びに緊急車両等の通行などの復旧活動に大きな影響が生じ、本市の災害時における既存道路ネットワークの脆弱性が露呈されたところです。

また、近年の風水害の中でも大きな被害をもたらした九州北部豪雨では、市内中心部を流れる一級河川白川や市北部を流れる合志川が氾濫し、家屋の全半壊や床上・床下浸水など、大きな被害をもたらしました。

これらの自然災害から得た教訓をいかし、備えを過信することなく、災害に強い都市基盤を形成するとともに、災害時であっても医療・商業等の都市機能や公共交通機関が機能するよう、安全安心な防災・減災のまちづくり、また、災害にも強い多核連携都市を形成していくことが必要です。

■活断層位置



資料：「熊本市地域防災計画書（平成29年改訂）」の資料を用いて作成

2章

都市づくりの基本理念と目標

1 都市づくりの基本的視点

2 都市づくりの基本理念

3 都市づくりの目標

1 都市づくりの基本的視点

(1) 広域的な視点

本市は熊本城の城下町を起源とした都市の形成を背景に、行政施設・学術研究機関などが数多く立地する行政都市、文教都市として、また、産業においても豊かな自然条件を活かし、農業や水産業が盛んであることはもちろん、IT 産業などの工業集積などにより、九州経済を牽引する役割を担ってきました。

さらに、陸・海・空の交通網の発達により、県内外や韓国、中国などの東アジアからの観光客が増加するとともに、留学生も増加するなど、安定した成長を遂げてきました。このような中、平成 23 年の九州新幹線鹿児島ルートの特快開業により、広域のつながりが一段と強化されたところです。

そこで、九州中央に位置する地理的優位性やこれまで培った歴史・文化や都市集積、さらには阿蘇や天草等の雄大な自然など、熊本の魅力を最大限に活かし、近隣市町村や九州各都市圏、さらには、日本全国、海外を意識し、九州中央の広域交流拠点都市として、広域観光周遊ルートの形成などによる観光需要の喚起や、交流人口の拡大による経済の活性化、大規模自然災害時の救援・救護、災害復旧等の迅速かつ的確な実施につながるような都市づくりを進める必要があります。

(2) 地域の視点

本市は、「日本一の地下水都市」や「森の都」と称されるように、清らかな地下水、豊かな緑など自然に恵まれた暮らしやすい都市として発展してきました。しかし、都市化の影響などから地下水かん養域の減少など熊本の貴重な財産が失われつつあります。また、都市機能の郊外への分散は、市民の生活様式がマイカーに偏重していることに拍車をかけており、移動コストの増加や環境負荷の増大を招いています。

そこで、これまでの都市づくりを踏まえたうえで、将来においても暮らしやすい都市として持続していくためには、熊本の貴重な財産である自然を活かし、環境と調和した都市づくりを進めるとともに、市民一人ひとりも地球市民の一員として環境に配慮した暮らしを実現していくことが重要となります。また、これまで無秩序に拡散していった都市の構造を、中心市街地や地域の拠点を中心とした多核連携型へ誘導し、これと公共交通サービスの充実を連動させることで、過度にマイカーに依存せずとも効率的な活動ができる都市づくりを進めていくことが大切です。

2 都市づくりの基本理念

都市づくりの広域的な視点及び地域の視点を踏まえ、都市の基本理念を次のように設定します。

本市は、これまで形成された都市基盤や経済活動等を支える都市機能の立地を活かし、今後さらに東アジアなど海外へも目を向けた広域交流拠点都市として発展していきます。

そして、熊本城や地下水などに代表される、歴史・文化、豊かな自然の中で、個性を活かしたまとまりのある地域づくりを進め、将来的にも心豊かに暮らせる都市をめざします。

3 都市づくりの目標

本市は都市全般にわたるまちづくりの方向性を示す第7次熊本市総合計画において、まちづくりの基本理念を定め、めざすまちの姿を「市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち『上質な生活都市』」と設定しています。

この『都市マスタープラン』は、市民の暮らしや産業・経済活動を支える都市基盤や合理的な土地利用、また、これらの前提として環境とも調和し、将来にわたって持続的に熊本市が発展していくための都市構造のあり方など、主に都市計画分野のまちづくりの今後の方向性を示すものです。

そこで、これまでの都市形成の経緯や都市を取り巻く環境の変化を踏まえた都市づくりの基本理念の具体化に向け、さらに、総合計画のめざすまちの姿を効果的に実践していくため、次の2つの基本目標と4つの目標を定めます。

■ 目標の体系

基本目標Ⅰ 九州中央の広域交流拠点にふさわしい都市づくり

目標① 城下町の歴史と文化を活かした、魅力ある熊本づくり

施策

- ◇中心市街地(熊本の顔)の活性化
- ◇魅力ある都市空間づくり

目標② 多様な交流を創出し、活力を生む基盤づくり

施策

- ◇多様な交流を支える交通体系の確立
- ◇拠点(産業、暮らし)の形成
- ◇適正な土地利用

基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと輝く暮らしやすい都市づくり

目標③ 自然と共生した、暮らしやすい地域づくり

施策

- ◇自然環境の保全や生活空間におけるうるおいの創出
- ◇誰もが暮らしやすい生活基盤づくり

目標④ 皆で支えあう、安全で快適なまちづくり

施策

- ◇災害に強い安全・安心なまちづくり
- ◇効率的・計画的な都市基盤の整備

基本目標Ⅰ

九州中央の広域交流拠点にふさわしい都市づくり

目標①

城下町の歴史と文化を活かした、魅力ある熊本づくり

本市が誇る熊本城のもと、城下町としてこれまで培われた歴史・文化などの資源を活かし、中心市街地の活性化や魅力ある都市空間づくりを進めます。そして、九州中央の広域交流拠点都市としてさらに発展していきます。

◇ 中心市街地（熊本の顔）の活性化

熊本の象徴である熊本城や多数の歴史・文化施設のある熊本城地区及び商業・業務機能が立地する通町筋・桜町周辺地区一帯から、城下町の風情が残る新町・古町地区や、熊本駅周辺地区を「熊本の顔」とし、この一帯で、高次都市機能の維持・集積を図り、さらには、居住を誘導することで人口密度を維持するとともに回遊性の向上を図ることにより、これまでの城下町としての基盤や魅力を活かしたにぎわいを創出します。

【 取り組み内容 】

- お城など地域特性を活かした魅力の向上
- 高次都市機能の維持・集積によるにぎわいの創出
- 陸の玄関口にふさわしい熊本駅周辺の都市基盤整備



熊本城・本丸御殿

◇ 魅力ある都市空間づくり

熊本城や江津湖といった、類まれな貴重な地域資源と調和した都市景観の形成や、快適な回遊空間づくりを進め、魅力ある都市空間を創出します。

【 取り組み内容 】

- 熊本らしい都市景観の継承と創造
- 魅力ある回遊空間づくり



シンボルプロムナード（予定地）

目標② 多様な交流を創出し、活力を生む基盤づくり

交通体系の整備を進め、経済、文化など多様な交流の創出や、農業など基幹産業の活性化や新たな産業集積を促進します。また、将来において、活力のある都市として地域拠点を中心とした市街地等の形成や、適正な土地利用に努めます。

◇ 多様な交流を支える交通体系の確立

近隣市町村や九州各県主要都市との連携強化はもとより、日本各地や東アジア地域をはじめとした海外へも目を向けた九州中央の広域交流拠点都市として、各都市間の観光及び経済などの交流や連携を支える広域交通網や都市内交通網の整備など、さらなる交通体系の確立を目指します。

【 取り組み内容 】

- 広域交通の整備促進
- 都市内交通網の充実



九州新幹線「つばめ」



国道3号熊本北バイパス

◇ 拠点（産業、暮らし）の形成

工業団地等の産業の拠点機能の維持・活性化を図ります。また、暮らしやすい都市の実現のため、都市機能が維持・確保された中心市街地と地域拠点が公共交通を中心とした交通の軸でつながる、まとまりのある市街地形成を図ります。

【 取り組み内容 】

- 都市機能を維持・確保した地域拠点の配置

◇ 適正な土地利用

土地利用については、利便性の高い中心市街地や地域の拠点から、市街地が段階的に形成され、外側では、ゆとりある住宅地や、地下水保全などに配慮した自然的環境が広がるような、効率的で秩序ある構成を誘導します。また、本市の主産業である農業基盤についても、その保全に努めます。

【 取り組み内容 】

- 自然環境や農林漁業と調和した計画的な土地利用の推進



南西部の水田地帯

基本目標Ⅱ

誰もがいきいきと輝く暮らしやすい都市づくり

目標③ 自然と共生した、暮らしやすい地域づくり

恵まれた自然環境の中で誰もが暮らしやすい市民生活を送れるよう、良好な自然環境の保全や身近な緑の創出、公共交通の充実などの生活基盤づくりを進めます。

◇ 自然環境の保全や生活空間におけるうるおいの創出

人と人、人と自然がつながりあい、いきいきとした暮らしを将来にわたって実現するために、私たち市民一人ひとりが、熊本の豊かな地下水や緑を守りつつ、自然と共生する生活スタイルを創出し、良好な自然環境と生物多様性を未来へと引き継いでいきます。また、市街地内では、生きものの生息・生育地となる公園や民有地の緑の創出など、緑にあふれた、うるおい空間を創出するとともに、多自然川づくりの推進など生物多様性に配慮した整備を推進するなど、水と緑のネットワークの形成を目指します。

【 取り組み内容 】

- 恵まれた地下水の保全と水辺空間の創出
- 森の都にふさわしい緑の保全と創出



水前寺江津湖公園

◇ 誰もが暮らしやすい生活基盤づくり

市民の日々の暮らしの場では、地域の拠点等の身近な場所において、日常的な生活サービスを楽しむことができる地域づくりを進めます。拠点では、商業機能などの維持・活性化に加え、子どもから高齢者まで全ての人が暮らしていくために必要な機能の維持・充実を図ります。さらに、交通に関しては、地域の拠点へのアクセスや、拠点と中心市街地を結ぶ公共交通の利便性向上を図るとともに、生活圏内の移動も、歩行者、自転車を利用しやすい環境整備に努めます。

【 取り組み内容 】

- 日々の生活をサポートする地域の拠点に必要な機能の維持・充実
- 公共交通の充実・利便性向上
- 歩行者、自転車を利用しやすい環境の整備

目標④ 皆で支えあう、安全で快適なまちづくり

市民の生命・財産、日々の暮らしを守るため、市民とともに災害に強いまちづくりを進めます。また、日々の暮らしを支える道路・河川などの都市基盤施設について、既存ストックを十分活かしながら計画的かつ効率的な整備を進めます。

また、震災による経験を踏まえ、建築物やインフラの耐震化や機能強化、情報の収集・発信及び伝達体制の強化等に取り組み、防災・減災のまちづくりを進めていきます。

◇ 災害に強い安全・安心なまちづくり

安全な都市づくりに向け、治山・治水などによる災害予防や、近隣市町村との防災体制の連携強化を図るとともに、自らの生命・財産は自らが守るという防災の基本はもとより、地域が共に助け合う仕組みづくりに取り組み、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めます。

【 取り組み内容 】

- 災害に強い都市づくり
- 災害に迅速かつ効果的に対応できる体制づくり



熊本市総合防災訓練

◇ 効率的・計画的な都市基盤施設の整備

道路や河川などの都市基盤施設の整備については、様々な世代のニーズや自然環境との調和等に配慮し、また、出来る限り既存ストックの活用を図りながら計画的・効率的に進めます。

【 取り組み内容 】

- 都市基盤施設の計画的な整備、維持・管理



石積を再利用した河川改修

3 章

都市構造の将来像

1 都市空間の構成方針

2 都市の全体構成

1 都市空間の構成方針

(1) 全体イメージ

広域交流の拠点として、活発な経済活動、文化活動等が営める都市、また、将来においても人々が快適で暮らしやすい都市の実現のため、商業・業務・文化など様々な機能が立地する中心市街地を市域及び近隣市町村全体の拠点とし、周辺では行政・商業など地域の生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点を核として複数の地域生活圏の形成を図ります。

そして、地域拠点と中心市街地は、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した多核連携型の都市構造をめざします。

(2) 地域イメージ

地域生活圏は、商業や行政、医療、福祉等の市民サービス機能が充実した地域拠点と商業等の日常の生活サービス機能を有する生活拠点を中心に、出来る限り徒歩や自転車で日常生活が営めるような地域づくりを進めます。また、豊かな地下水・緑などの環境特性に十分配慮しながら、歴史、文化等、地域の個性を活かした地域づくりを進めます。

《 拠点における主な役割 》

◇ 中心市街地

- 九州中央の交流拠点都市として、本市及び熊本都市圏の社会経済活動の発展を牽引
- 商業・業務・芸術文化・娯楽・交流など市民に多様な都市サービスと都市の魅力、にぎわいを提供
- 広域的な機能や、居住者のための身近な生活サービス機能を提供

◇ 地域拠点

- 商業や行政サービス、医療、福祉、教育など地域での暮らしに必要な機能を提供
- 中心市街地や周辺地域への公共交通等の交通が充実

◇ 生活拠点

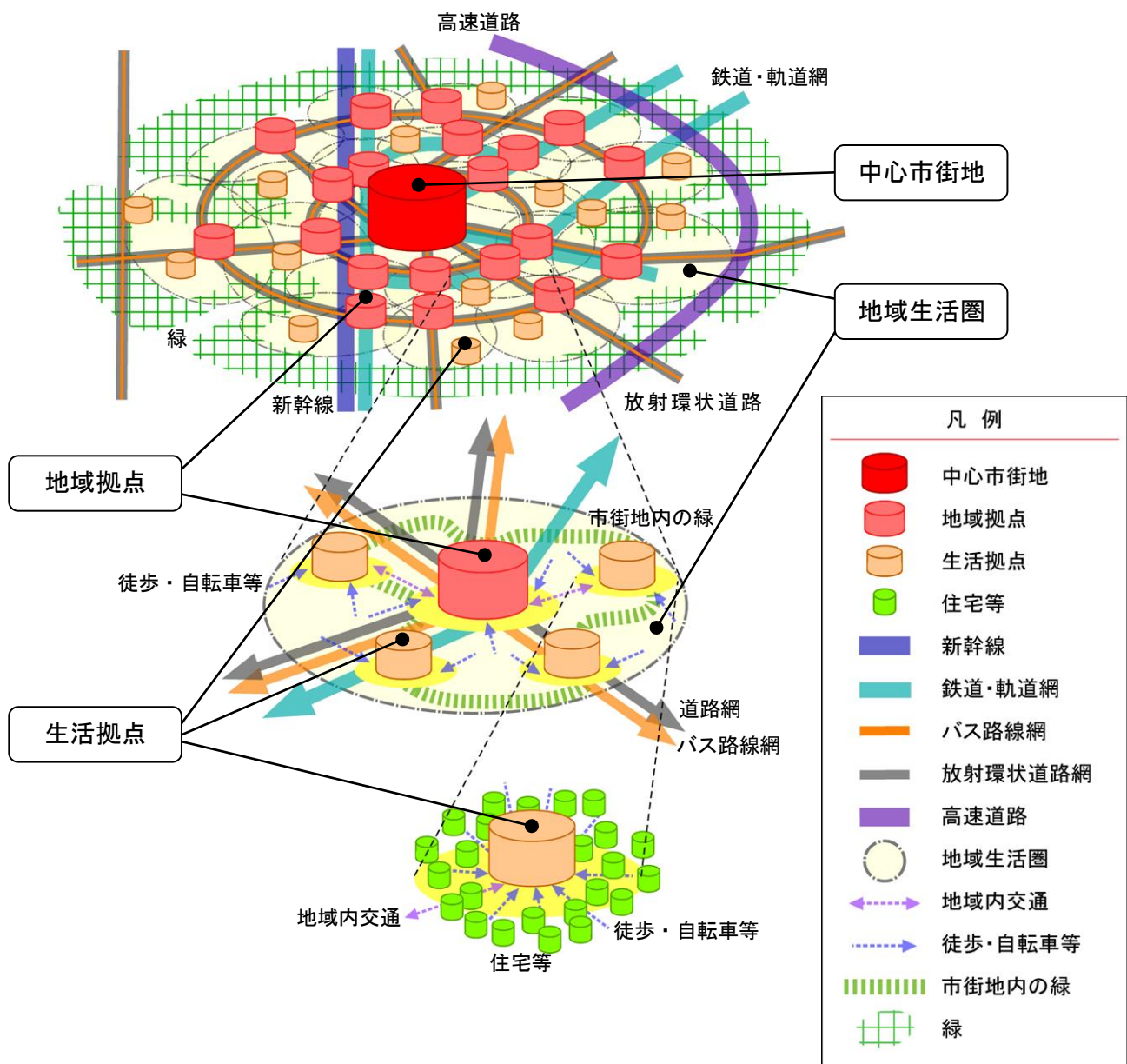
- 日常生活に必要な商業等の生活サービスを提供
- 近隣住民の利用する施設が立地
- 徒歩や自転車でのアクセスを重視

《 将来像 》

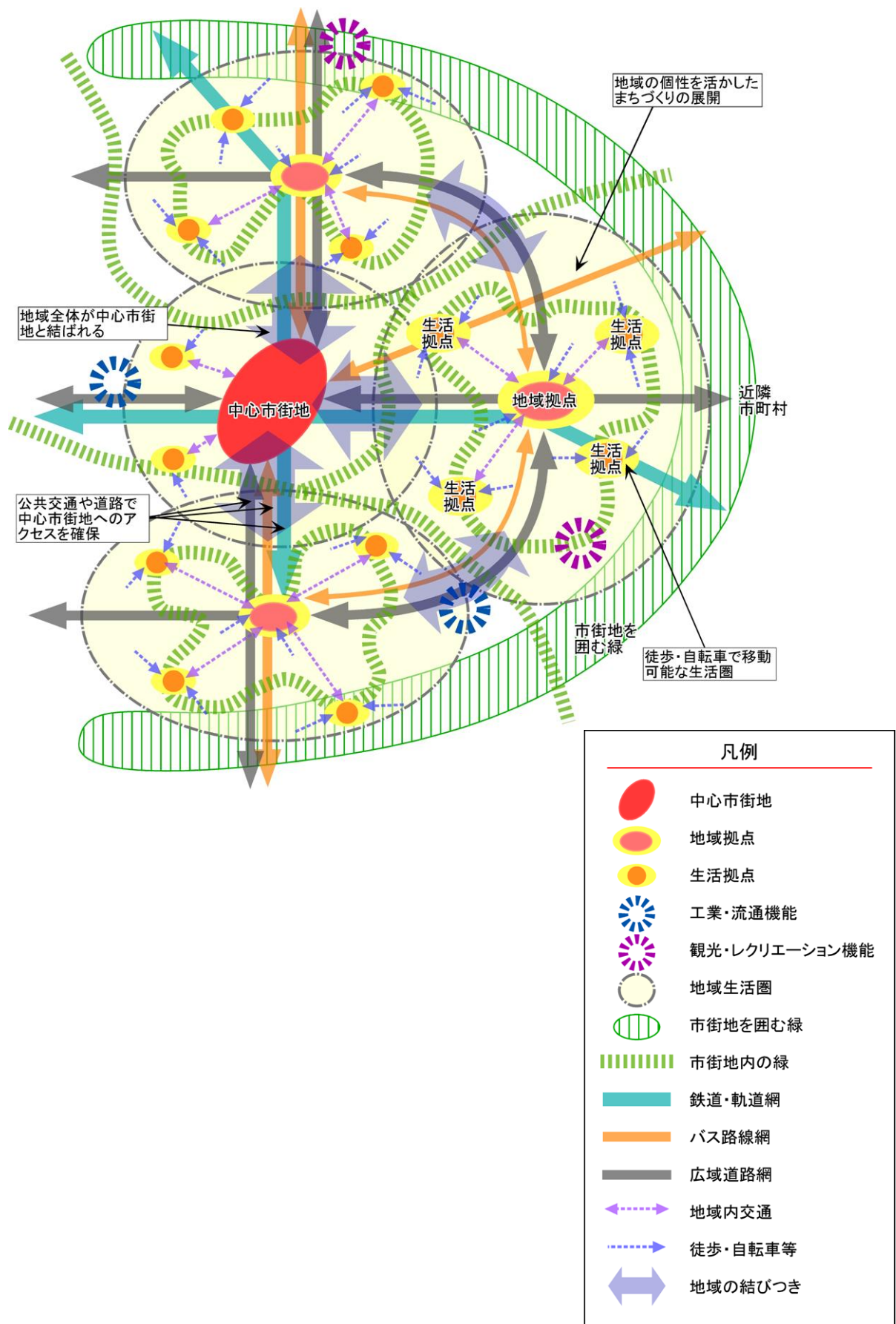
『豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市』

～ 恵まれた自然や歴史・文化と機能性の高い都市空間が調和し、
生活圏が連携することで、誰もが輝く都市をつくる ～

■ 全体イメージ図



■ 地域イメージ図



2 都市の全体構成

都市づくりの基本理念及び目標や都市空間の構成方針を踏まえ、本市のめざす多核連携の都市構造の基本的なあり方を次のように示します。

中心市街地や地域拠点などから諸機能が段階的に立地する

秩序ある市街地の構成をめざす

熊本城周辺から熊本駅に至る高次都市機能が維持・集積された中心市街地を中心に、鉄道及び軌道、放射環状の幹線道路網を都市の骨格軸とし、それら骨格軸上にある商業・行政サービスなど生活の利便機能が維持・確保された地域拠点と中心市街地が有機的に連携した都市の構成をめざします。

それら拠点を中心に、商業、業務、居住などの諸機能が段階的に立地し、その外側にゆとりある住宅地、そして農地や自然的環境とが広がるような秩序ある都市構造の実現をめざします。

■ 都市の全体構成図



序章 策定にあたって

1章 都市の現況と課題

2章 都市づくりの基本理念と目標

3章 都市構造の将来像

4章 分野別の基本的な方針

5章 今後の進め方

(1) 都市の領域構成

**自然や農業生産基盤と市街地が調和し、
機能的な交通軸が適正に配置された都市の領域をめざす**

本市は主に、東は阿蘇を起源とし、西は有明海に流れる白川などにより形成された広がりのある平野から成っています。また、金峰山^{きんぼうざん}、立田山^{たつだやま}、雁回山^{がんかいざん}、江津湖^{えづこ}をはじめとした豊かな自然環境や、北西部のみかんや梨、南部・南西部の米、北部のすいかやメロン、南東部の花き、東部の酪農などの優良な農業生産基盤が形成されており、これらと調和のとれた市街地の形成をめざします。そして、その中で都市の骨格となる機能的な交通軸が適正に配置された都市の領域構成をめざします。

■ 都市の領域構成図

北部

各河川流域の水田地帯で稲作が、丘陵地において、すいか、メロンなどの施設野菜の栽培が行われている。

すいか



西部

金峰山山麓に位置する樹園地において、みかん、梨などの果樹栽培が行われている。

温州みかん



東部

畜産のほか施設野菜などの栽培が行われている。

畜産(酪農)



南西部

なす、トマト、メロンなどの施設野菜とともに水稲の生産が行われている。

なす



南部

米、麦などを中心に土地利用型農業が行われている。

稲作



南東部

米、麦などに加えて、花きや野菜などの園芸作物が生産されている。

カラー



(2) 都市の骨格構成（交通軸）

鉄軌道と放射環状のバス路線・幹線道路網による

体系的な交通軸の確立をめざす

鉄軌道は、九州新幹線鹿児島ルートの特快開業の効果を最大限活かし、円滑な移動が出来るよう相互の結節強化などを推進します。

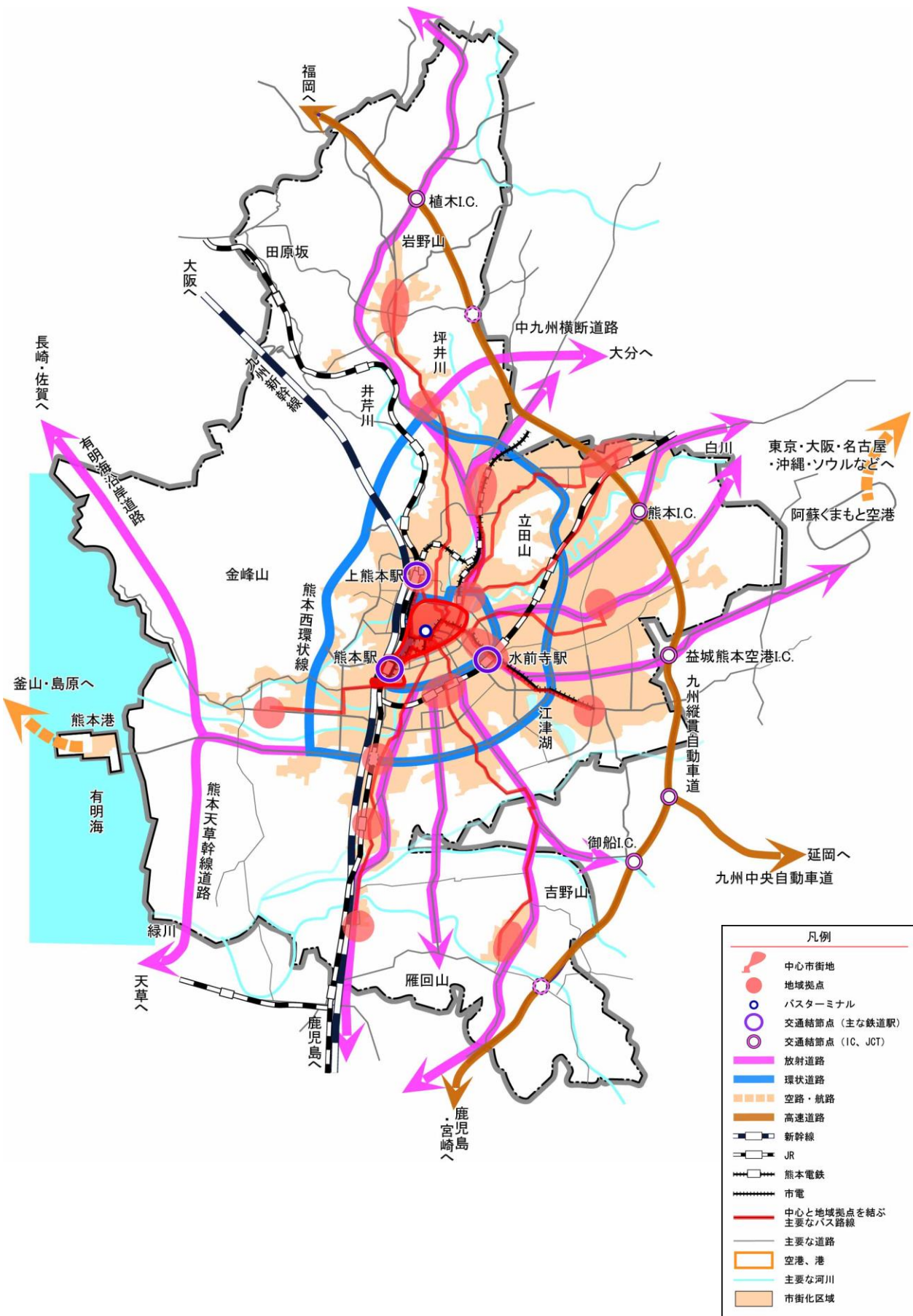
バス路線網は、中心市街地と地域拠点や、熊本港、阿蘇くまもと空港等の広域交通拠点を結ぶ主要なバス路線の利便性強化や、バスターミナル等の乗り継ぎ拠点の機能向上を図り、利便性の向上を促進します。

幹線道路網は、九州中央の地理的優位性や、大規模自然災害時の救援・救護、災害復旧等の都市間連携を強化するため、高規格幹線道路、広域交通拠点を連絡する道路網、その他、国道や都市内道路網の円滑な連携を進めます。

そのため、高規格幹線道路並びに地域高規格道路などの市域および近隣市町村の骨格となる2環状11放射道路網と、それらを連結する都市内道路網の形成を促進します。そのうえで、幹線道路に囲まれた地域の、日常生活に係る自動車と自転車や人とが共存する道路空間の形成を図ります。

これら鉄軌道網やバス路線網と幹線道路網により、円滑な都市活動と快適な都市生活が実現できるような体系的な交通軸の確立をめざすとともに、災害時においても陸路・海路・空路が連携し、応急・復旧活動が円滑に行なえるよう、道路環境の整備や公共交通の災害対応力の強化に取り組みます。

都市の骨格構成図（交通軸）



序章 策定にあたって

1章 都市の現況と課題

2章 都市づくりの基本理念と目標

3章 都市構造の将来像

4章 分野別の基本的な方針

5章 今後の進め方

(3) 都市の骨格構成（水と緑の軸）

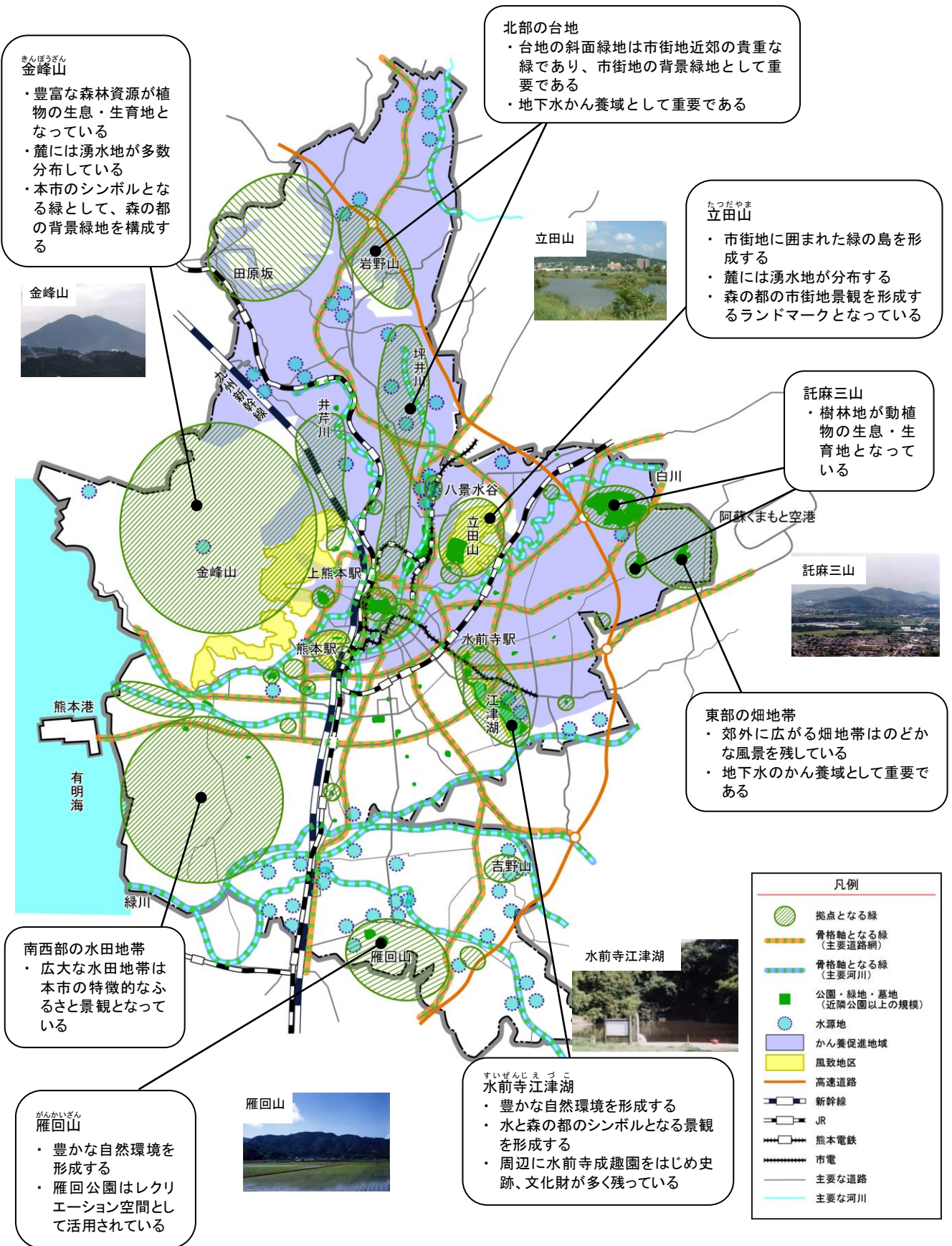
恵まれた自然を活かし、体系的な水と緑の骨格の保全・確立をめざす

本市は、「日本一の地下水都市」・「森の都」と呼ばれ、上水道のすべてを地下水で賄うなど水と緑に恵まれた都市です。

こうした自然を未来に引き継ぐために、郷土熊本の歴史と文化を育んできた水と緑を再認識し、自然と共生する快適な生活環境を市民とともに創り上げ、豊かな生活と文化に彩られた新たな「日本一の地下水都市」「森の都」をめざします。

そのために、市街地を取り巻く豊かな山・農地の緑や川辺の緑の保全、熊本城公園をはじめとした市街地における緑の創出に努めるなど水と緑の体系的な骨格の保全・確立をめざします。

都市の骨格構成図（水と緑の軸）



(4) 都市の機能配置（中心市街地と地域拠点）

中心市街地と地域拠点における都市機能の維持・確保をめざす

熊本城や市役所周辺から熊本駅に至る約 415ha の中心市街地では、県内のみならず九州の中心都市にふさわしい行政、金融、情報通信及び教育文化など高次都市機能の維持・集積を目指します。

植木地区、北部地区、楠・武蔵ヶ丘地区、八景水谷・清水亀井地区、子飼地区、長嶺地区、水前寺・九品寺地区、健軍地区、平成・南熊本地区、刈草地区、富合地区、城南地区、川尻地区、城山地区、上熊本地区は、地域拠点として、商業・医療等の都市機能の維持・確保を図ります。

また、流通団地、水前寺江津湖公園をはじめとした都市公園や熊本港、スポーツ施設など、経済活動やレクリエーション機能を有する各種拠点の維持並びに利活用を図ります。

都市の機能配置図



序章 策定にあたって

1章 都市の現況と課題

2章 都市づくりの基本理念と目標

3章 都市構造の将来像

4章 分野別の基本的な方針

5章 今後の進め方

4 章 分野別の基本的な方針

- 1 土地利用の方針
- 2 都市交通体系の整備方針
- 3 市街地整備の方針
- 4 住宅整備の方針
- 5 自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備の方針
- 6 その他の都市施設の整備方針
- 7 都市景観形成の方針
- 8 都市防災の方針

1 土地利用の方針

● 基本方針 ●

広域交流拠点都市として、また、将来においても暮らしやすい都市の実現のため、うるおいある自然の中で、市域及び近隣市町村全体の拠点である商業、業務、文化等、様々な機能が立地する中心市街地と行政・商業などの生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成する複数の地域生活圏の形成を図ります。

そして、地域拠点と中心市街地は、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路でつながる、地域生活圏が相互に連携した『多核連携型の都市構造』を目指します。

(1) 中心部（内環状道路^{※1}、JR 線で囲まれた区域）

利便性の高い都市空間として、各種の都市機能の維持・確保を図ります。

特に、中心市街地は、県内のみならず九州の中心都市に相応しい行政、金融、情報通信及び教育文化など高次都市機能の維持・集積を目指します。

(2) 周辺部（(1) の区域を除く 外環状道路^{※2} に囲まれた区域^{※3}）

既存の商店街や公共公益施設などが立地する地域拠点の利便性向上を図るとともに、防災性が高く暮らしやすい住宅地としての土地利用を図ります。

また、中小の製造業等の施設が立地している地区では、住環境と調和した工業・流通系の土地利用を促進します。

(3) 郊外部（外環状道路の外側の区域^{※4}）

恵まれた自然環境等の地域特性を活かし、また、(2) と同様に地域拠点の利便性を高めるとともに、良好でゆとりある住宅地としての土地利用を維持又は促進します。

幹線道路沿い等の交通基盤が整備されている地区では、地域の実情に応じ工業・流通機能と住宅地や農地などが調和した土地利用の維持又は更新を図ります。

また、全国有数の農業生産基盤を維持するとともに、「日本一の地下水都市」、「森の都」の名に相応しい都市づくりを進めるため、地下水かん養域の保全・確保を図るとともに、市街地を取り巻く森林などの自然環境や農地を保全します。さらに、市街化調整区域等にある既存集落においては、自然環境や農業生産環境との調和に配慮したうえで、集落の維持・活性化のための土地利用を誘導します。

※1 内環状道路：市街地内の主要な交通拠点である熊本駅、上熊本駅及び新水前寺駅周辺を結ぶ複数の路線から成る環状の道路

※2 外環状道路：東バイパス、北バイパス(整備中)、植木バイパス(整備中)及び熊本西環状道路(整備中)、熊本港線で構成される環状の道路

※3 ただし、第一種低層、第二種低層、第一種中高層住居専用地域及び市街化調整区域を除く

※4 ただし、※3 で除いた第一種低層、第二種低層住居専用地域及び市街化調整区域を含む

● 施 策 の 体 系 ●

(1) 拠点の形成

多核連携型の都市構造をめざし、高次都市機能を維持・集積した中心市街地と地域の日常生活に必要な医療・商業等の都市機能を維持・確保した地域拠点・生活拠点の機能を高めます。そして、高齢社会においても市民が車に頼らず、身近な場所で買い物などが行えるような、暮らしやすい地域を形成します。

また、災害時であっても、これらの日常生活に必要な都市機能が維持されるように電気や水の多重化を図り、防災としての拠点整備に努めます。

① 中心市街地

熊本城や市役所周辺から熊本駅に至る約 415ha について、新たな都市基盤施設やこれまで形成されたストックを活かし、高次都市機能の維持・集積を目指すとともに、居住を誘導することで人口密度の維持を図ります。

② 地域拠点

植木地区、北部地区、楠・武蔵ヶ丘地区、八景水谷・清水亀井地区、子飼地区、長嶺地区、水前寺・九品寺地区、健軍地区、平成・南熊本地区、刈草地区、富合地区、城南地区、川尻地区、城山地区、上熊本地区の各地域拠点では、地域での暮らしを支える拠点として、また、交通の利便性を活かして、商業・医療等の都市機能の維持・確保や、居住を誘導することで人口密度の維持を図ります。

③ 生活拠点

既にある地域に密着した日常生活サービス機能が存続していけるよう、行政や市民、事業者等が協働で取り組み、地域住民にとって愛着の持てる地域の形成を促進します。

(2) 市街化区域等の土地利用方針

① 商業・業務地

a. 中心市街地

熊本市の中心市街地の商業・業務地は、熊本県における中心商業地として、大型商業施設や、官公庁や銀行など業務施設が立地し、また、400 年の歴史を有する熊本城など九州における観光の拠点として、娯楽、宿泊、文化機能等、高次の都市機能が維持・集積されてきました。

今後は、それらの高次都市機能を維持・集積を目指すとともに、市街地再開発事業等により、歴史文化の象徴である熊本城を活かした魅力ある商業・業務地としての土地利用を図ります。

さらに、新町・古町地区は、町屋などの伝統的様式を備えた建築物を修理・維持し、新旧の街並みが融合した趣のあるまちづくりを進めると共に、商業地として、地区内居住者や周辺の生活者の暮らしを支えます。

また、熊本駅周辺地区では、九州新幹線鹿児島ルートの特快開業や熊本駅周辺整備事業等による、陸の玄関口にふさわしい都市基盤の整備と、熊本合同庁舎を核とした広域交流拠点としての更なる機能の拡充又は更新を図ります。

なお、桜町・花畑地区及び熊本駅周辺地区は、災害時、多くの避難者や帰宅困難者、さらには、災害ボランティア等が集まることが見込まれる広域交通拠点であり、これらを支援する拠点としての防災機能強化を図ります。

b. 地域拠点、沿道商業・業務ゾーン

健軍などの地域拠点や主要地方道熊本高森線沿道など既に商業・業務機能が立地し、市民生活や経済活動を担っている場所においては、その機能の維持・確保を図ります。

② 工業・流通業務地

a. 工業ゾーン

既存の工業系用途地域内で、工業施設の集積が高い地区は、公害防止対策等、周辺の環境に配慮した工業機能の維持又は集積を図ります。

b. 流通業務ゾーン

インターネットを利用した各種通信販売サービスの需要拡大による宅配便取扱個数の増加、流通の広域化に対応した流通業務機能の維持又は更新を図ります。

c. 沿道工業・流通業務ゾーン

幹線道路沿道において工業・流通業務施設の集積が高い地区は、周辺住宅地の住環境や自然環境の保護等に配慮した維持又は集積を図ります。

なお、準工業地域では、都市構造に大きな影響のある大規模集客施設の立地を制限します。

③ 居住地

a. 都市型居住ゾーン（中心部）

商業・業務機能と共存し、建物の共同化等による居住環境の改善や居住を誘導することで人口密度の維持を図ります。

b. 都市近郊型居住ゾーン（周辺部）

既存の中小の工業・流通機能や沿道商業・業務機能と共存し、地域の特性に合わせた建物の共同化や主として中高層住宅等による居住環境の改善や居住を誘導することで人口密度の維持を図ります。

c. 郊外型居住ゾーン（郊外部）

日常生活圏における地区の特性を活かし、中低層住宅による居住地としての土地利用を維持します。同時に、自然環境の保全と創造に努めた環境にやさしいまちづくりを促進します。

なお、上記のゾーンに関わらず、既に良好な住環境が形成されている地区では地区計画等を活用し、周辺環境とも調和の図れた土地利用を維持します。

(3) 市街化調整区域等の土地利用方針

① 自然環境を保全及び形成すべきゾーン

自然豊かな熊本のシンボルでもある貴重な自然環境を市民共通の憩いの場、地下水のかん養域、多様な生物の生息の場として、今後とも保全及び形成を図ります。

② 農業的土地利用を保全すべきゾーン

優良な農地は農業の生産基盤として保全するとともに、特に、本市北東部の農地は地下水のかん養域としての機能の保全を図ります。

③ 既存集落を形成しているゾーン

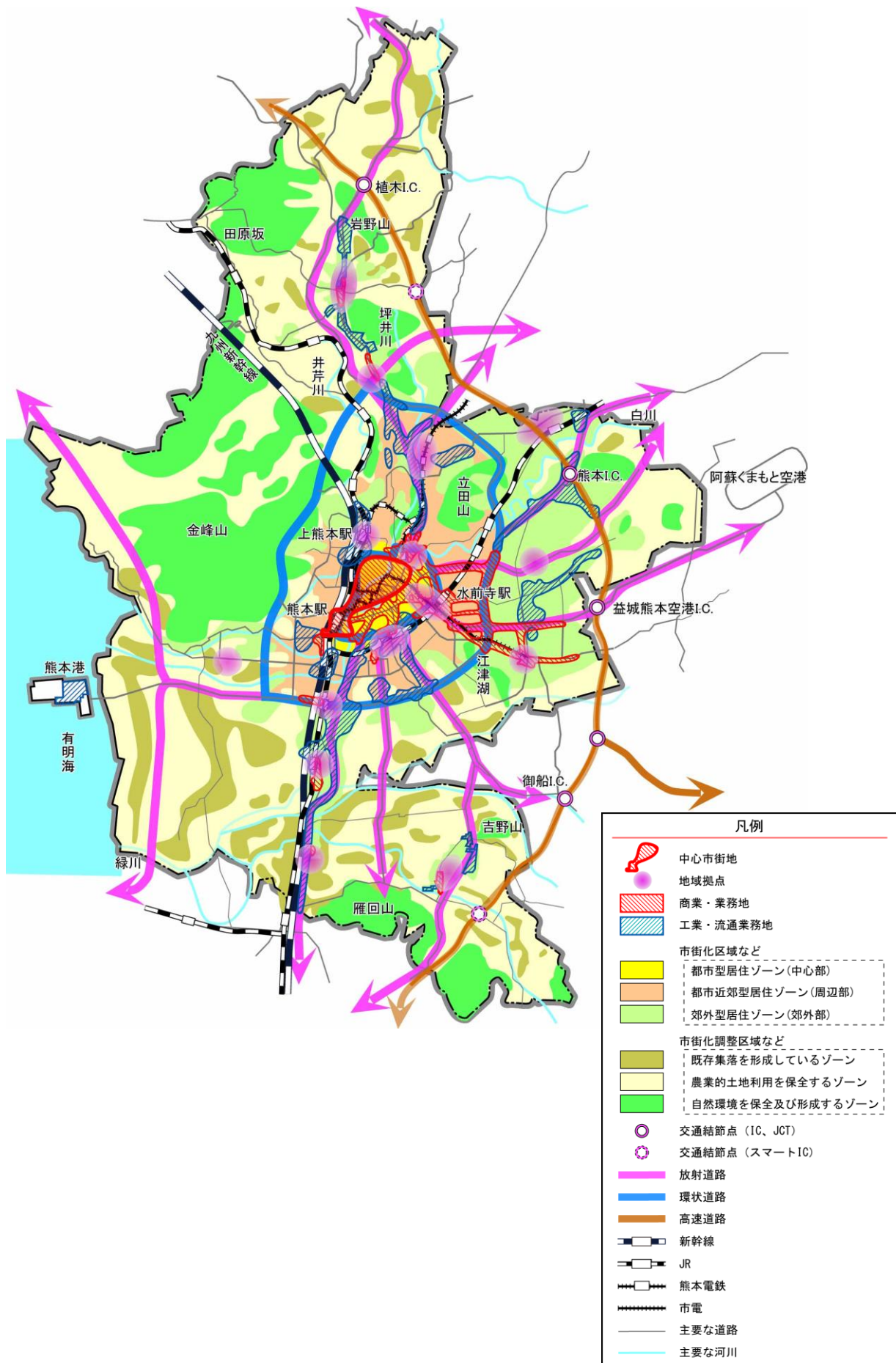
農林水産業の生産環境を守りつつも、生活環境の向上やコミュニティの維持・活性化を図るため、集落内開発制度等により定住促進などのための土地利用を誘導します。

④ 地区計画による秩序ある計画的な土地利用

農業振興地域の農用地区域外で、農業基盤整備による農業生産の見込みが少なく、隣接する市街化区域の土地利用と一体となって良好な市街地の環境を形成する区域においては、地区計画を活用し、周辺地域の土地利用との整合や、地下水保全にも配慮した面的な基盤整備に限り計画的な宅地化を許容します。

また、高速道路のインターチェンジ周辺や幹線道路沿道においては、周辺の農地や自然環境に配慮しながら、地域の振興又は発展に寄与する製造業、流通、研究機能の、地区計画による計画的な立地を誘導します。

■ 土地利用の方針図



2 都市交通体系の整備方針

● 基本方針 ●

九州中央の広域交流拠点都市としての役割を担うための駅や空港、港湾などの広域交通拠点の整備促進及び、幹線道路や広域交通網の整備を図るとともに、将来にわたりだれもが安心して移動できる交通体系、災害に強い交通ネットワークを確立します。

- (1) 駅や空港、港湾などの広域交通拠点の機能強化や広域交通体系の整備を促進します。
- (2) 市域及び近隣市町村の骨格となる2環状11放射道路網などの都市の基盤となる幹線道路網を整備します。
- (3) 公共交通機関の利便性の向上及び利用促進、移動手段の多重化並びに災害対応力の向上を図るため、中心市街地と地域拠点間を結ぶ基幹公共軸の機能強化やバス路線網の再編、公共交通空白・不便地域等への対応を進めます。
- (4) 中心市街地においては、上通・下通等を中心とした回遊性を高める歩行空間の形成と、来街者の利用しやすい機能性の高い公共交通体系の確立を図ります。特に、地域拠点と中心市街地を連絡する公共交通の利便性を向上させます。
- (5) 歩行者、自転車や公共交通利用者等が安心して移動できる環境を整備します。
- (6) 自然環境や都市景観、防災・減災などに配慮した道路整備を推進します。

● 施策の体系 ●

(1) 広域交通体系の整備方針

- ① 高規格幹線道路、地域高規格道路等の広域道路交通網の整備を促進します。
- ② 産業の広域化に対応し、流通業務団地等の物流の広域拠点と連携した交通体系の整備を促進します。
- ③ 駅や空港、港湾など、広域交通拠点の整備促進やアクセスの強化を図ります。
- ④ スマートインターチェンジの整備など広域交通網の利便性の向上を図ります。

（２）公共交通機関の利用促進のための交通網の整備方針

- ① JR、市電及びバス等の公共交通機関相互の結節機能の向上のための施設再整備やバス路線網の再編など、公共交通機関の積極的な利用を促す利便性の高い公共交通体系の整備を進めます。

また、基幹公共交通軸の機能強化策として市電延伸の検討を行います。

- ② 自家用車から公共交通機関への利用転換を促す取り組みの展開や、パーク＆ライドの推進やスマートフォン等に対応したロケーションシステムの導入など都市交通の円滑化を図るソフト面の施策を推進し、公共交通の利用増に努めます。
- ③ 交通拠点や電停などでは、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい施設の整備に努め、さらに交通結節点となる乗換拠点等では、待合環境を整備するなど乗り換えの利便性向上を図るとともに、交通事業者共通の路線図や時刻表の導入や、乗り換えをより意識したダイヤ編成に取り組みます。
- ④ 公共交通空白・不便地域等に対しては、最寄りの鉄道駅やバス停に接続するデマンド型乗合タクシーなどの多様な運行形態によるコミュニティ交通の導入・維持を図ります。
- ⑤ 公共交通の利用促進に向けた行政・事業者等による公共交通の利用環境改善を進めるとともに、住民等への担い手としての意識醸成など利用促進に向けた啓発等に取り組みます。

（３）骨格道路体系の整備方針

- ① 市街地部を通過する交通を排除するバイパス機能と交通分散機能を持ち、交通混雑解消やそれに伴うCO₂、NO_x削減などの都市環境の改善並びに災害時の交通機能の確保に効果の高い、放射環状道路の整備を推進します。
- ② 中心市街地や広域交通拠点へのアクセス向上に資する幹線道路の整備を推進します。
- ③ 市域内の移動を円滑にし、経済活動や市民生活の利便性を向上するため に、幹線道路の整備はもとより、補助幹線道路についても整備を推進します。

（４）中心市街地や地域拠点における交通の整備方針

魅力と活力のある中心市街地とするために、中心市街地においては歩行者中心の回遊性の高い快適な空間形成を図ります。また、地域拠点と中心市街地との連携強化のため、市電やバスなどが主な移動手段となるよう公共交通機関の利便性向上を図ります。

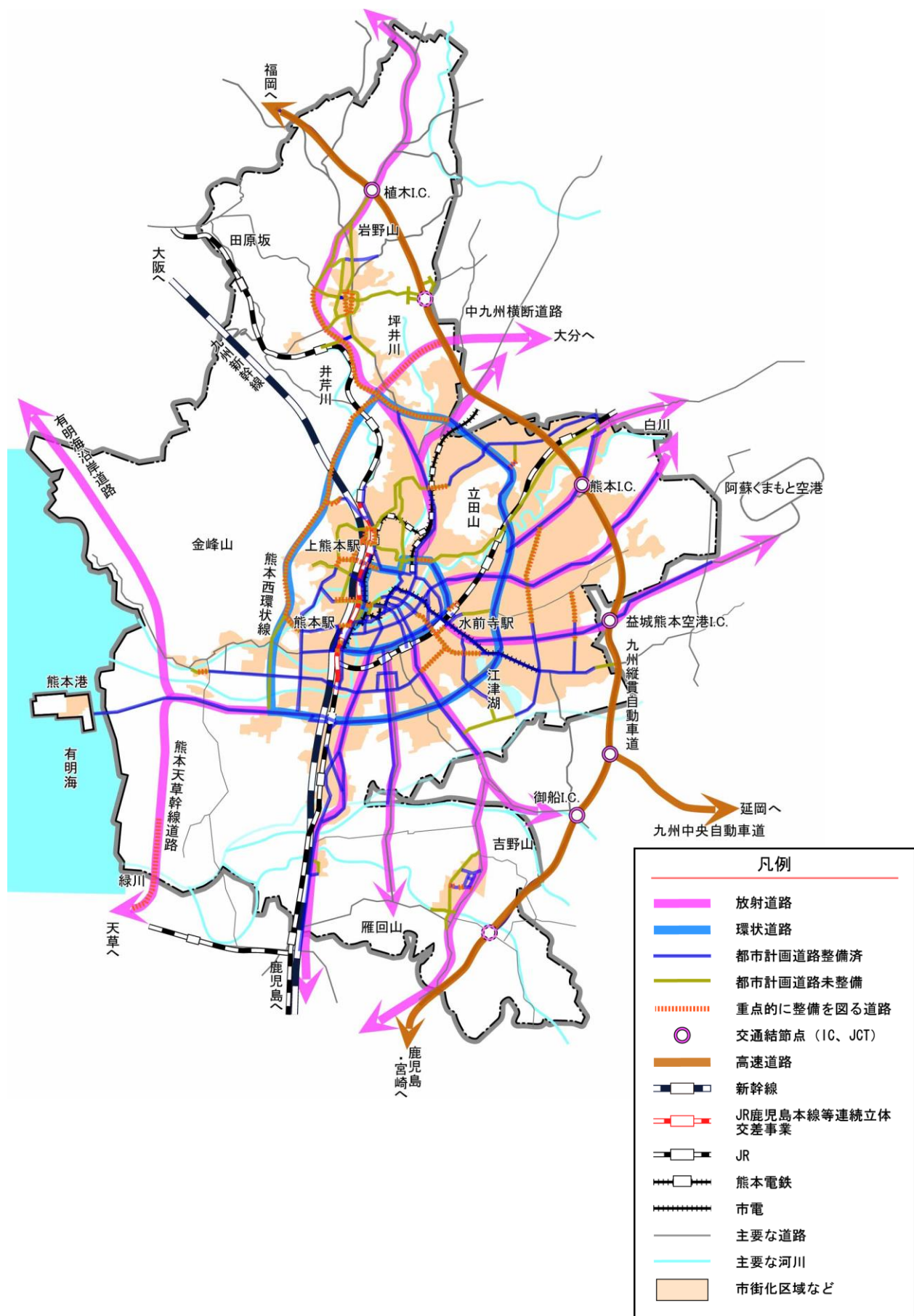
（５）歩行者、自転車や公共交通利用者等のための施設の整備方針

- ① 歩行者や自転車が利用しやすい道路環境を創出します。
- ② 特に人の回遊性の高い中心市街地や地域拠点においては、安全で快適な道路環境の確保に努めます。
- ③ 中心市街地や JR の駅などの自転車利用の多い場所においては、事業者と連携・協力し駐輪場整備の推進に努めます。
- ④ 公共施設や公共交通機関等において多言語案内表示の充実を図り、外国人も含めた利用者の利便性の向上を図ります。

（６）自然環境や都市景観、防災・減災などに配慮した道路整備の方針

- ① 本市を取り巻く自然環境、農地及び郊外部の住環境に対する影響に配慮した道路整備を推進します。
- ② 都市景観やアメニティに配慮した回遊性の高い良好な道路空間を創造します。
- ③ 地区計画や建築協定等による住民主体のまちづくりと連携した道路整備を促進します。
- ④ 道路法面の補強や橋梁の耐震化、道路の無電柱化等を推進します。

■ 交通体系の整備方針図



(7) 重点的に整備を図る必要がある交通施設

① 道路

都市計画道路 新南部四方寄線	都市計画道路 花園インター線 (◆)
都市計画道路 熊本駅北部線	都市計画道路 春日池上線
都市計画道路 南熊本駅新町線	都市計画道路 田崎春日線 (◆)
都市計画道路 熊本駅帯山線	都市計画道路 熊本駅南線
都市計画道路 二本木新大江線	都市計画道路 熊本駅西口線 (◆)
都市計画道路 子飼新大江線 (◆)	都市計画道路 花園池亀線
都市計画道路 船場神水線	都市計画道路 上熊本駅西口線
都市計画道路 野口清水線	都市計画道路 池田町花園線
都市計画道路 新土河原出水線	都市計画道路 平尾鎧田線
都市計画道路 四方寄鹿子木線	都市計画道路 植木停車場投刀塚線
都市計画道路 熊本駅城山線	都市計画道路 東西線
都市計画道路 新町戸坂線	都市計画道路 一木鞍掛線
都市計画道路 上熊本法成寺線	都市計画道路 岩野小山線 (◆)
都市計画道路 高平麻生田線	熊本天草幹線道路
都市計画道路 新外秋津線	都市計画道路 上熊本弓削線
都市計画道路 楡木麻生田線	都市計画道路 池上インター線
都市計画道路 熊本西環状線	都市計画道路 上熊本細工町線
都市計画道路 南環状線	都市計画道路 出水町国府東水前寺線
都市計画道路 北環状線	都市計画道路 下南部画図線
都市計画道路 平尾向坂線	都市計画道路 中央線
都市計画道路 小町通り線	都市計画道路 パイン通り線

② 都市高速鉄道

・ JR 鹿児島本線 ・ JR 豊肥本線

③ 港湾

・ 熊本港

④ 公共交通

- ・ 広域交通拠点（熊本駅、交通センター）
- ・ 市電の結節（熊本駅（◆）、新水前寺駅（◆））
- ・ バス路線網再編

⑤ 自転車走行空間

- ・ 自転車通行環境の整備（東町地区）（◆）
- ・ （都）子飼新大江線の自転車道整備（◆）

※（◆）：第2回修正時点（平成29年8月）で完了しているもの。

3 市街地整備の方針

● 基本方針 ●

多核連携型の都市をめざして中心市街地の形成や地域拠点の活性化を図るとともに、居住ゾーンなど各地域の特性に応じた市街地の整備を進めます。

- (1) 中心市街地の魅力をさらに活かし、九州における広域交流拠点を形成するため、市街地再開発事業を促進するとともに、活力ある市街地整備を行います。また、中心部と熊本駅周辺部双方の回遊性を高めるような一体的なまちづくりを進め、中心市街地全体の更なるにぎわい創出や魅力ある都市空間の形成を図ります。さらに、災害時でも市民の生活利便性を確保する拠点として機能するよう、医療・商業等の耐震性能の向上や、官民連携したエリア全体での防災・減災機能の強化に取り組みます。
- (2) 地域拠点等においては、日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、一定の人口密度を維持することで、日常生活サービス機能や公共交通などを確保し、市民の暮らしやすさを維持します。また、災害時でも、市民の生活利便性を確保する拠点として機能するよう、医療・商業施設等の耐震性の向上を図ります。これにより、施設被害を最小限に留め、機能の早期回復を図ります。
- (3) 中心市街地及びその周辺部の居住地域においては、商業機能等との調和を図った居住環境の向上を図ります。
- (4) 郊外部の都市基盤が未整備の居住地域においては、周辺地域に配慮した市街地形成に努めます。
- (5) 工業・流通業務地域においては、周辺の住環境に配慮した市街地形成を誘導します。
- (6) 市街地整備を進めるにあたっては、市民等と行政それぞれの立場で役割と責任を担い、相互に協力しながら、協働のまちづくりを進めます。

● 施策の体系 ●

(1) 商業・業務地における市街地整備の方針

① 中心市街地ゾーン

- a. 中心市街地では、市街地再開発事業等により、市街地環境の整備や改善を図り、高次都市機能の維持・集積を目指すとともに、利便性の高い公共交通や快適な歩行空間を形成し、回遊性の向上を図ります。
- b. 桜町・花畑地区等においては、シンボルプロムナードにおける良質な回遊空間の創出などにあわせて、市街地再開発事業等を促進します。

- c. 熊本駅周辺地区については、国際化や情報化等に即した新たな時代の広域交通拠点として、また、県都の玄関口として、商業・業務機能や都市型居住機能を一体的に誘導するため市街地再開発事業や土地区画整理事業を促進します。また、アメニティ軸の創出など、回遊性の高い道路整備を推進します。
- d. 熊本城地区、新町・古町地区については、城下町としての基盤や歴史的資源を活かした街並み整備などにより、回遊性の創出を図ります。
- e. 広域交通拠点である桜町・花畑地区並びに熊本駅周辺地区については、災害時、多くの市民や災害ボランティア等の移動を支えるためにも、広域交通拠点としての機能を維持するとともに、避難者や帰宅困難者支援の拠点として避難場所や食糧等の備蓄を確保し、さらには、救護活動やボランティア活動などの災害時活動の拠点として機能するよう、官民連携し、エリア全体で防災・減災機能の強化に取り組めます。

② 地域拠点、沿道商業・業務ゾーン

地域特性に合った機能性の高い商業・業務機能の維持・充実や住環境の整備に努めながら、地域の活性化を図るとともに、災害時でも、市民の生活利便性を確保する拠点として機能するよう、医療・商業施設等の耐震性の向上を図ります。これにより、施設被害を最小限に留め、機能の早期回復を図ります。

(2) 居住地における市街地整備の方針

① 都市型居住ゾーン（中心部）

都市機能を維持・確保した中心市街地、中心市街地周辺および地域拠点の機能や魅力をさらに高めつつ、少子高齢化・人口減少といった社会的な変化に対応しながら、都市型住宅の供給促進などを進めます。

② 都市近郊型居住ゾーン（周辺部）

都市基盤施設が不十分のままで市街地が形成された地区の中で、日常生活や都市防災の面で問題が生じている地区については、建物の建替え等に合わせた公共空地の確保や住民の主体的なまちづくりを促進しつつ、地区計画及び建築協定等の活用による住環境の改善を図ります。

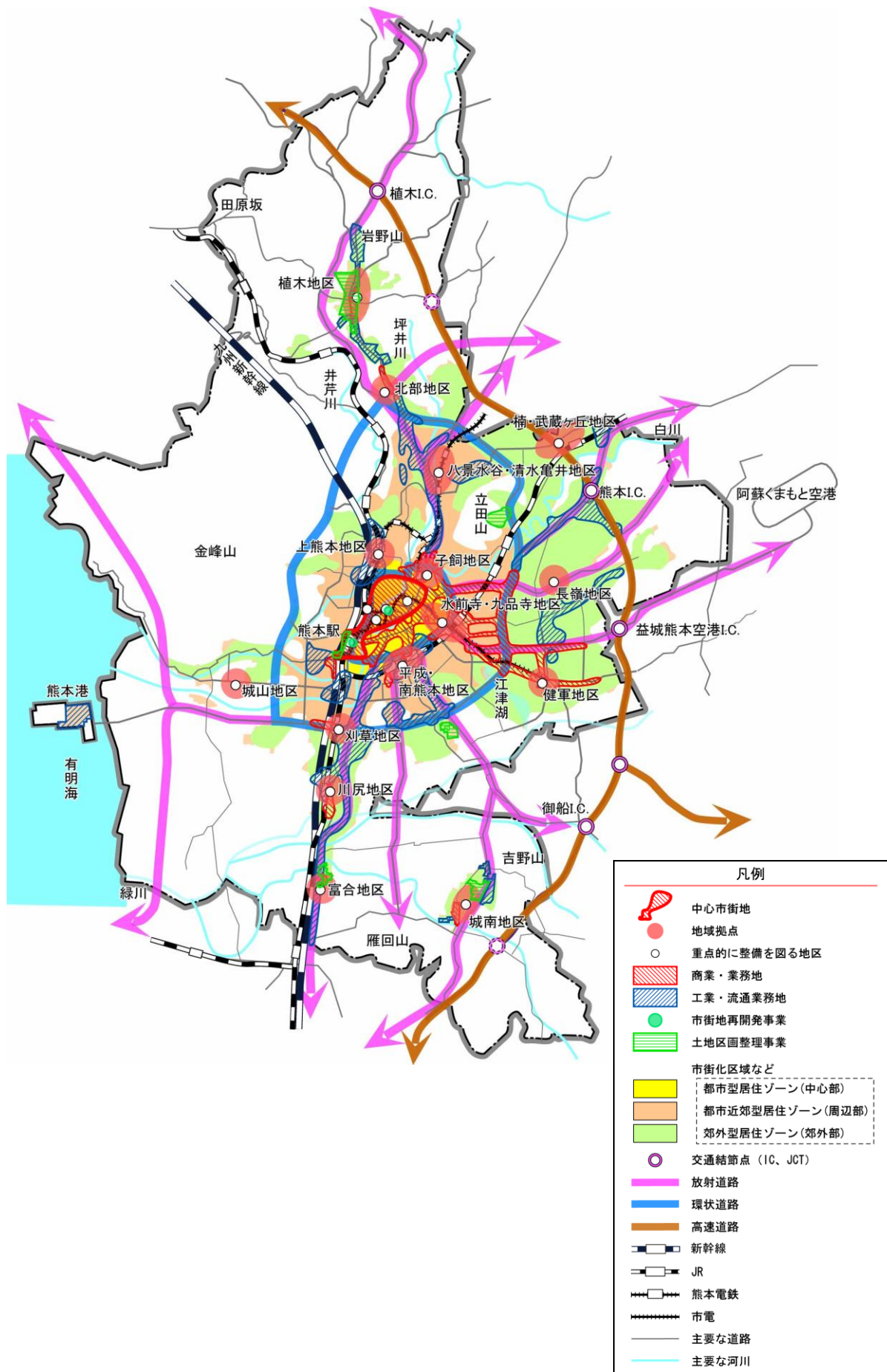
③ 郊外型居住ゾーン（郊外部）

- a. 市街地に点在する農地を活用する場合は、土地区画整理事業や宅地開発に対する指導を進めることにより、良好な市街地形成を図ります。
- b. 既に土地区画整理事業等による面的な市街地整備が完了した地区については、地区計画、建築協定、緑地協定等の活用を誘導し、地域の特性を活かしたまち並み形成を図ります。
- c. 都市基盤施設が不十分のままで市街地が形成された地区については、住民による主体的なまちづくりや地区計画等の活用により、良好な市街地整備を図ります。

(3) 工業・流通業務地における市街地整備の方針

住宅地に隣接した工業・流通業務地については、住宅地との共存のために必要に応じて環境保全協定の締結を行い、騒音規制法、水質汚濁防止法等に基づいた施設の設置を促します。

市街地整備の方針図



(4) 中心市街地や地域拠点における市街地整備の方針

地区名		現状及び市街地整備の方針
中心市街地	商業・医療・金融機能や公共交通等の日常生活に必要な機能を維持・確保するとともに、熊本城や市役所周辺から熊本駅に至る約 415ha の中心市街地では、県内のみならず九州の中心都市にふさわしい行政、金融、情報通信及び教育文化など高次都市機能の維持・集積を目指します。	
	くまもとじょう 熊本城地区	熊本城を中心に県立美術館や熊本博物館などの文化施設や複数の都市公園があることから、多くの観光客が訪れ、市民の憩いの場としての利用促進を図ります。
	とおもちょうすじ さくらまち 通町筋・桜町周辺地区	商業・医療等の都市機能を維持・確保していくとともに、高次都市機能の維持・集積を図ります。特に中心市街地の2核3モールの一翼を担う新たな核として、桜町・花畑地区では、老朽化したバスターミナル、商業施設等の都市機能の更新や(仮称)熊本城ホールを含む桜町地区市街地再開発事業、シンボルプロムナード及び(仮称)花畑広場の整備等により、人、モノ、情報の交流拠点を形成し、にぎわいの創出と交流促進を図ります。
	くまもとえき 熊本駅周辺地区	熊本駅周辺整備事業により、交通結節機能等を強化し、熊本の陸の玄関口にふさわしい新たな商業機能を集積するとともに、都市基盤の整備を進めます。 さらに、熊本駅周辺の魅力あるまちづくりを進めるため、熊本駅西地区の土地区画整理により安全で快適な居住環境の形成を図ります。
	しんまち ふるまち 新町・古町地区	協働のまちづくりにより、城下町風情の残る特色あるまち並みを活かした地区の活性化を図ります。
地域拠点	商業・医療・金融機能や公共交通等の日常生活に必要な機能を維持・確保し、市民の暮らしやすさを維持します。	
	うえき 植木地区	商業・医療等の都市機能を維持・確保するとともに、土地区画整理事業を推進することにより良好な市街地形成を創出します。
	ほくぶ 北部地区	北部まちづくりセンターを中心に、今後の北バイパス、植木バイパス及び熊本西環状道路の整備に併せ、都市機能の維持・確保を図ります。
	くすのき むさしがおか 楠・武蔵ヶ丘地区	区画整理や大型団地開発が済んでおり、商業・医療等の都市機能やJR駅など交通の利便性の高い地区で、今後もそれらの維持・確保を図ります。
	はけみやししみずかめい 八景水谷・清水亀井地区	清水まちづくりセンターや健康センターなど行政サービス機能が整った地区で、公共交通でのアクセス性などを活かし、これまでに立地した都市機能の維持・確保を図ります。
	こかい 子飼地区	古くから商業機能が立地し、バスによるアクセス性の高い地区であり、今後とも現在の賑わいを維持しながら特色ある商業地として活性化を図ります。
	ながみね 長嶺地区	周辺には、中低層の住宅が広がる良好な住環境の中、沿道の病院、商業など、これまでに立地した都市機能の維持・確保を図ります。

地域拠点	水前寺・九品寺地区 すいぜんじ くほんじ	JR 新水前寺駅と市電の結節強化による交通利便性向上、また、ウェルパルクまもとや商業機能の立地等を活かし、地域の活力を更に向上させるため、都市機能の維持・確保や、居住を誘導することで人口密度の維持を図ります。
	健軍地区 けんぐん	市電終点でアーケードのある商店街を中心に商業機能や公益施設等が立地し、東部の拠点として重要な地区であり、今後、交通結節性を活かし、それら都市機能の維持・確保や、良好な住環境の形成を図ります。
	平成・南熊本地区 へいせい みなみくもと	平成・南熊本駅周辺については、JR 駅を活かした一体的拠点として、これまで形成された商業・医療等の都市機能の維持・確保を図ります。
	刈草地区 かりくさ	土地区画整理事業による基盤整備が済んでいる当地区について、西熊本駅を中心とし、商業・医療等の都市機能の維持・確保を図ります。
	富合地区 とみあい	南区役所、公民館、図書館、体育館等の公共の中心機能及び JR 富合駅を核に、住宅や店舗などによる魅力ある空間の形成を図ります。
	城南地区 じょうなん	既存の商店街を活かしながら、商業・医療等の都市機能の維持・確保を図ります。
	川尻地区 かわしり	伝統文化を継承する古いまち並みを活かしたまちづくりを進め、都市機能の維持・確保を図ります。
	城山地区 じょうざん	西区役所や沿道の商業、病院など、これまでに立地した都市機能の維持・確保を図り、地区の活性化を図ります。
	上熊本地区 かみくもと	本市における北西部の玄関口として交通結節機能等を強化するため、駅前広場の整備を進めています。今後は、周辺の都市計画道路の整備を進めるとともに都市機能の維持・確保を図ります。

4 住宅整備の方針

基本方針

住宅は人々の生活の基盤であることから、住宅の居住水準や住環境の質の向上を図るため、多様化・高度化する市民のニーズに対応した住宅整備を推進し、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる都市づくりを進めます。

(1) 安全で安心できる住まいづくり

安全や安心に関する市民意識の向上に対応し、市民等への相談や情報提供の体制を充実させることで、安心して住み続けられる住宅・住環境の形成に努めます。

(2) 少子高齢社会に対応した住まいづくり

少子高齢社会に対応した住宅・住環境を形成するため、様々な情報提供に努め、高齢者や障がい者のほか、子育て世代にも配慮したバリアフリー住宅の普及促進や、福祉施策等と連携した居住支援を行います。

(3) 地域性を活かした住まいづくり

誇りと愛着もてる自然や街並み、景観など地域特性を活かし、環境にも配慮した住まい・まちづくりを推進します。

また、中心市街地や地域拠点など、生活環境が整い都市機能が維持・確保された地域へ居住を誘導することで人口密度を維持します。

施策の体系

(1) 安全で安心できる住まいづくり

- ① 自然災害に備えるため、市民の防災意識の向上に努めるとともに、老朽化した住宅等が密集している地域については、オープンスペースの確保等を促進するとともに、緊急車両等の通行確保に努めます。
- ② 町内自治会等の地域組織と連携し、地域ぐるみで建築物の耐震化に対する意識の向上を図るとともに、耐震診断や耐震改修等の制度周知や補助制度の拡充等に取り組むことで、住宅の建築物の耐震化促進を図ります。
- ③ 防火対策や防犯対策を促進します。
- ④ 住まいの衛生・健康対策を促進します。
- ⑤ 耐震性能や省エネルギーなどに対応した良質な住宅の供給を促進します。
- ⑥ 市営住宅の計画的な建替えや適切な維持管理に努めます。
- ⑦ 災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等内の危険住宅からの安全な場所への住み替えや土砂災害のおそれのある危険な箇所における住宅等に対する必要な対策や支援などを推進します。
- ⑧ 住宅やビル等の省エネルギー化・長寿命化を推進します。

(2) 少子高齢社会に対応した住まいづくり

- ① 高齢者や障がい者などが安心して住み続けられる住宅の供給促進を図ります。
- ② 高齢者や障がい者・子育て世帯等に配慮したバリアフリー住宅の普及を促進します。
- ③ 県市連携によりバリアフリーなどに対応した公営住宅の入居募集情報や民間住宅のリフォームなどに関する情報を提供するなど、高齢者・障がい者・子育て世帯等の居住の支援を行います。

(3) 地域性を活かした住まいづくり

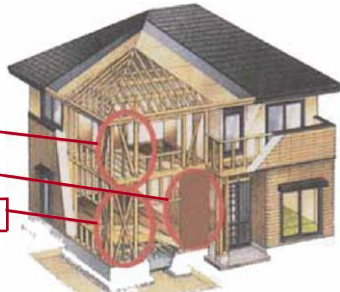
- ① 歴史や自然との調和や都市景観さらには環境へも配慮した良好な住まいづくりや、都市機能が維持・確保された中心市街地などへ居住を誘導することで人口密度を維持するなど、地域の特性に応じた魅力的な住まいづくりを進めます。
- ② 住まいづくり等に関する情報提供やマンションへの専門家派遣などの支援により、住民主体の住まいづくりを推進します。
- ③ 居住者がいる段階から、住宅の良質化や適正な維持管理などにより空き家化の予防・活用・放置の防止等に努めるとともに、空き家の流通促進や除却に加え、地域資源としての活用などを総合的に推進します。特に老朽化した建物へ適切な助言・指導等により良好な居住環境の形成を図ります。

■ 住宅整備の方針イメージ図

(1) 安全で安心できる住まいづくり

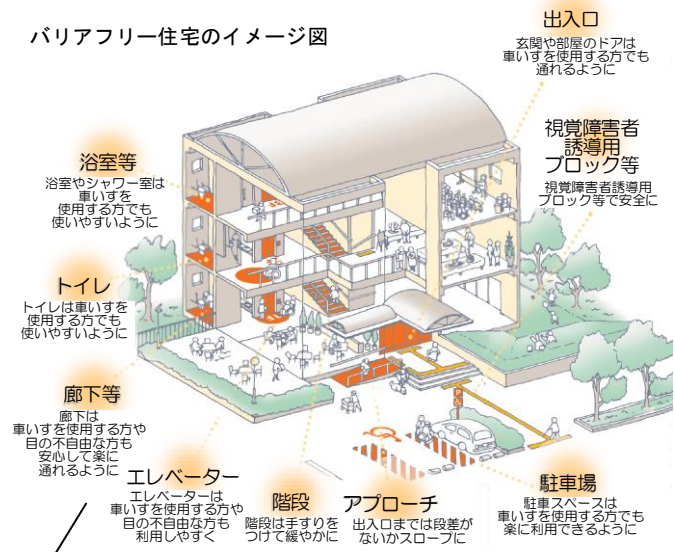
耐震改修工事のイメージ図

- すじかいを設ける
- 構造用合板を貼る
- 細いすじかいを太くする
- すじかいをタスキ掛けにする



(2) 少子高齢社会に対応した住まいづくり

バリアフリー住宅のイメージ図



少子高齢社会に対応した住まいづくりのイメージ図

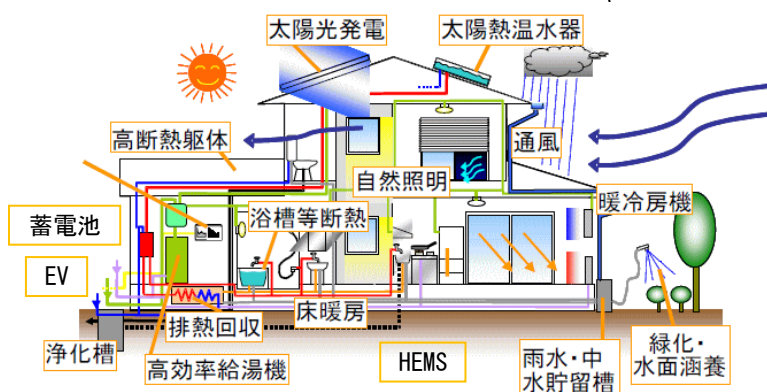
ファミリー
向け住戸高齢者
向け住戸

診療所・保育所・店舗

高齢者向けの住宅、ファミリータイプの住宅、ケア施設、診療所、保育所などを一緒にした整備

(3) 地域特性を活かした住まいづくり

環境に配慮した住宅のイメージ図

歴史と調和し都市景観に配慮した街並み
(写真-川尻地区の町家)

5 自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備の方針

基本方針

本市は、清らかな地下水や「森の都」と呼ばれるほど豊かな緑などに恵まれ、里地里山や田園地域、湧水地や干潟など多様な自然環境と、河川などを通じたこれらのつながりの中で、生物多様性の様々なめぐみを楽しむ都市です。そこで本市が誇る貴重な財産を後世に引き継ぐために、地下水の保全や「森の都」づくりを進めます。

(1) 地下水の保全

熊本市は多くの湧水に恵まれ、上水道のすべてを地下水で賄う全国で最も規模の大きな都市です。地下水は水田や畑地、山林などにおいて雨水が地下に浸透して形成されますが、地下水位は長期的に見ると低下傾向を示している為、地下水に配慮したまちづくりを進め、かん養対策など地下水の保全に取り組んでいく必要があります。

■ 上水道水源の全てを地下水でまかなう事業体

順位	都道府県名	自治体名	行政人口 (人)	年間給水量 (m^3)	一日平均給水量 (m^3)	主な水源
1	熊本県	熊本市	739,015	79,341,000	217,400	深井戸水
2	岐阜県	岐阜市	408,116	52,307,000	143,300	深井戸水
3	静岡県	富士市	233,941	30,679,000	84,100	深井戸水
4	鳥取県	米子市	188,225	22,903,000	62,700	浅井戸水
5	宮崎県	都城市	165,075	18,242,000	50,000	深井戸水

※ 社）日本水道協会発行の『平成26年度 水道統計』の数値を元に

熊本市上下水道局にて集計

(2) 「森の都」づくり

「熊本市生物多様性戦略 ～いきもん つながる くまもと Cプラン～」を踏まえるとともに、熊本市緑の基本計画のテーマである“水と緑と心豊かな「森の都」熊本”の実現に向けて、自然とともに生きる「森の都」づくり、文化を培う「森の都」づくり及び「森の都」を育む人づくりのために、次のような基本的施策を進めます。

- ① 本市を取り巻く自然環境を保全し、河川など水辺の緑や街路樹等、環境にやさしい緑を増やし、鎮守の森や屋敷林等の生活に身近な緑を守り、育てます。
- ② 市民の安全な生活を守るうえで重要な都市防災機能を持つ緑、本市が持つ歴史文化資源を活かした緑、ヒートアイランド現象の緩和や大気の浄化等の優れ

た環境保全機能を持つ緑、水源かん養機能を有する緑、また、市民の健康づくりやふれあいの場となり、また、暮らしにうるおいと安らぎを与える緑を保全・創出します。

- ③ 市民が緑に親しみ、また、市民、事業者、行政が積極的に緑化を進められるように、緑化活動に積極的に取り組む機会をつくるなどしながら、緑化の推進体制を強化します。

(3) 緑の配置方針

- ① 拠点となる緑と骨格軸となる緑が連携する緑のネットワークを構築します。また、市民にうるおいを与えるような身近に親しめる緑を配置します。
- ② 緑の基本計画と連携を図りながら、公園内の緑の保全に努めます。

● 施策の体系 ●

(1) 自然環境保全の方針

金峰山系、立田山、雁回山、水前寺・江津湖、白川・緑川、有明海（干潟）は、本市の生物多様性の保全上特に重要な地域に位置付けられ、市民みんなの手で未来に残したい自然環境です。

金峰山系、田原坂、立田山、託麻三山、花岡山・万日山、雁回山、江津湖及び熊本城などを緑の拠点とし、本市を流れる白川、緑川、加勢川、浜戸川、合志川、坪井川及び井芹川を緑の骨格軸として位置付けます。

また、市街地や既存集落の周辺においては、街路樹を緑の骨格軸とし、河岸段丘や台地の斜面林、鎮守の森、屋敷林の保全及び民有地の緑化等を積極的に推進し、都市内緑地の確保に努めます。

加えて、名水百選に選定された金峰山湧水群と水前寺江津湖湧水群については身近な水辺空間として自然生態系の保護はもとより、都市景観の重要な要素としてもその整備及び保全に努めます。

(2) 地下水保全の方針

- ① 水田や畑地、山林などの地下水かん養域を保全します。
- ② 湧水など水辺環境を保全します。

(3) 環境保全機能活用の方針

市街地の緑化、建築物等の屋上緑化・壁面緑化さらには軌道敷緑化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和や大気の浄化、CO₂吸収源拡大による温暖化防止など、優れた環境保全機能の活用にあつて努めます。

（４）レクリエーション拠点配置の方針

金峰山系等、自然公園法及び森林法による規制を受けている地域については、今後も野外レクリエーションの拠点として維持保全に努めます。

（５）地域制緑地の指定方針

現在、本市においては、風致地区が7地区（1,598ha）指定されており、本市の緑豊かな風致の維持のみならず、観光資源の保護や無秩序な市街地の拡大の制御など多様な役割を果たしてきました。

今後、本市における緑や景観の状況を把握しながら、優れた緑地の保全と緑豊かな風致の適正な維持及び形成を図ります。

また、特に良好な自然環境を有するまとまりのある樹林地等を将来にわたり、恒久的に保全するために、特別緑地保全地区の指定を検討します。

（６）防災のための公共空地整備の方針

公園緑地等は、火災の延焼防止機能や災害時の避難場所及び災害対応拠点となることから、誘導案内板の設置やトイレなどの設備の改良、食料等の物資の備蓄など、防災・減災機能を強化するとともに、地域防災計画との連携により、適正な配置と整備を図ります。

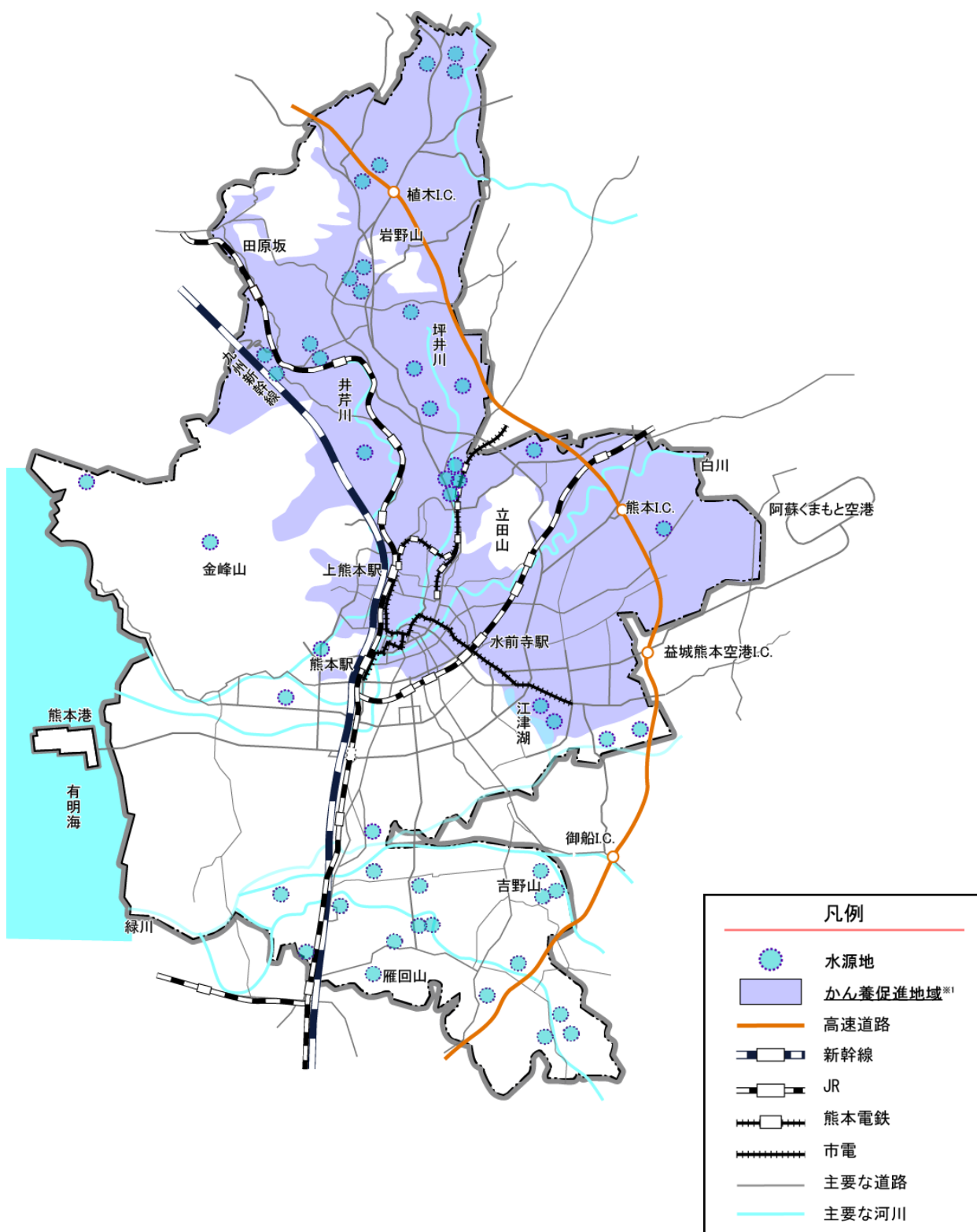
（７）公園緑地等公共空地整備の方針

現在、本市には、約1000箇所の公園があり、良好な景観の形成や生活環境の向上のほか様々な生物の生息・生育空間の確保、加えて豊かな地域づくりに資する交流の場の提供など、都市の根幹的な施設としての多様な役割を果たしています。

今後、市民の公園に対するニーズが多様化するなか、時代の潮流に対応した公園づくりに取り組むとともに、公園不足地域の解消に努めます。

また、市民の身近なレクリエーション空間やコミュニティ形成の場となる住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）については、地域の共有財産と位置づけ、市民等との協働による適正な維持・管理を推進します。

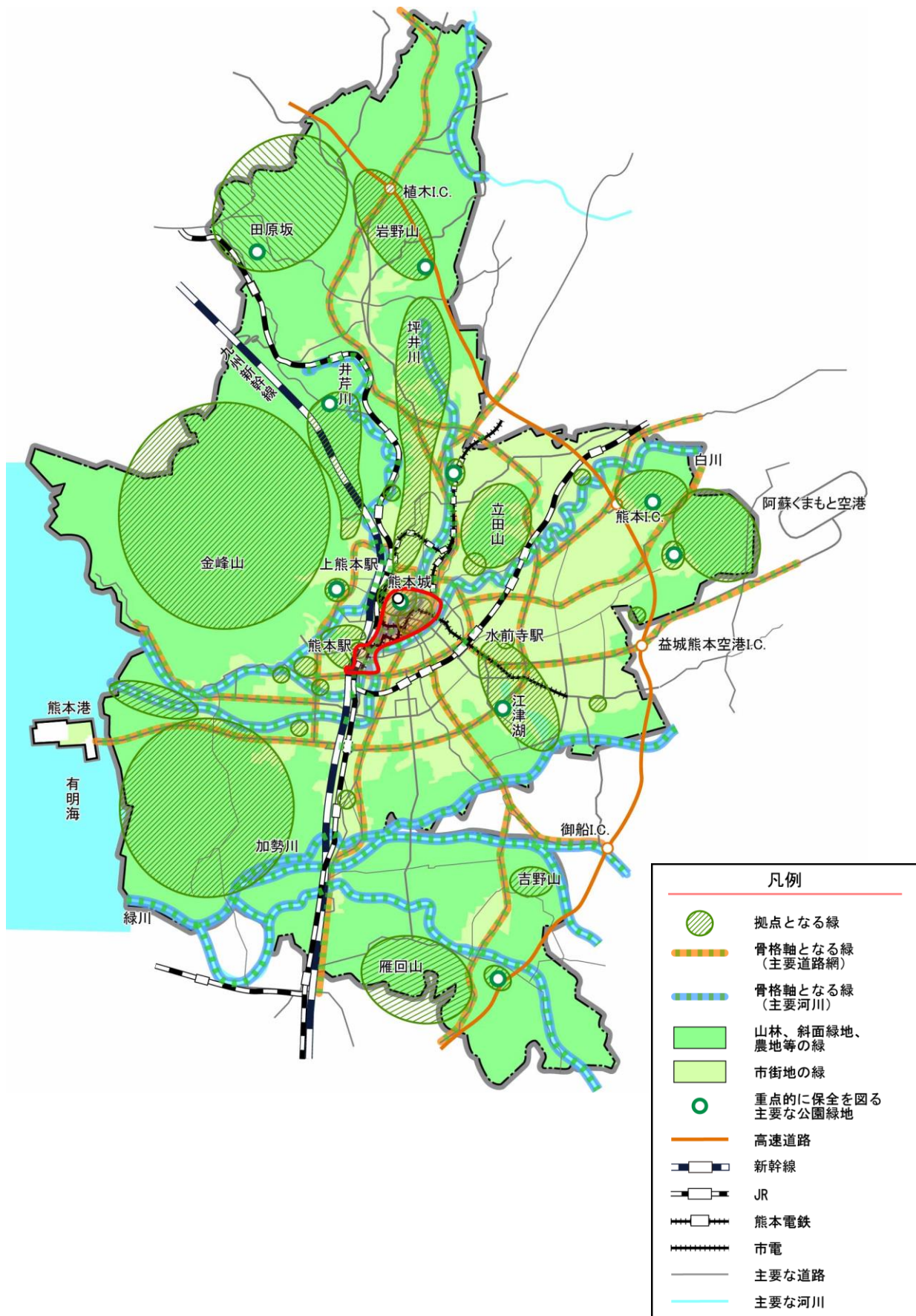
自然環境保全の方針図（地下水）



※1 かん養促進地域：

地下水のかん養能力が他地域に比べて高いと評価でき、かん養対策に積極的に取り組むべき地域
熊本市地下水保全対策指針（平成 20 年 5 月）より

■ 自然環境保全の方針図（緑）



6 その他の都市施設の整備方針

市民が安全で暮らしやすい生活環境を創るため、下水道や河川などの都市施設を計画的かつ効率的に整備します。整備や維持・管理にあたっては環境に十分配慮することとし、市民の意見を取り入れながら、省エネルギーの推進や太陽エネルギー・バイオマスエネルギーなど再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

(1) 下水道

- ① 生活環境の改善や海・河川など公共用水域の水質保全、浸水被害の防除のため、公共下水道の整備を計画的に進めます。
- ② 下水道処理水や汚泥・消化ガスなどの下水道資源やエネルギーの有効活用に努めます。
- ③ 下水道管渠や浄化センターなどの既存施設を有効に活用するため、計画的な改築・更新を行いながら、施設の長寿命化及び耐震化を図ります。

(2) 河川

- ① 洪水による被害を防止するため、自然環境にも配慮しながら河川整備を進めます。
- ② 都市型水害など、局地的な浸水被害の軽減を図ります。

(3) その他の施設

健康で文化的な生活を実現するために欠くことのできないゴミ処理施設、教育文化施設や物流施設等の都市施設については、市街地の人口動態等に対応して、それぞれの施設の整備、配置誘導に努めるとともに、防災・減災機能の強化並びに再生可能エネルギーの導入促進とエネルギーの効率的な利用を図ります。

● 施 策 の 体 系 ●

(1) 下水道の整備方針

- ① 下水道の全体計画区域の整備完了をめざし、未普及地区の下水道整備を進めます。
- ② 浸水対策が必要な地区において、幹線排水路の整備を進めます。
- ③ 下水道施設の処理機能を確保し地震時に対する安全度を高め、都市活動の継続を図るために耐震化を推進します。

- ④ 環境保全に配慮した取り組みとして、下水処理水の農業用水などへの活用を進めるとともに、下水汚泥や消化ガスなどを資源・エネルギーとして有効利用します。
- ⑤ 下水道管渠や浄化センターなどの長寿命化を図りながら、計画的な改築・更新を行い、効率的かつ安定的な維持管理に努めます。

（２）河川の整備方針

- ① 降雨時の増水による河川の氾濫を防止し、市民生活の安全を確保するため、災害に強い河川改修を計画的に行ないます。また、必要な場合は、多自然型工法など自然環境に配慮した工法の採用や、親水施設の整備など、うるおいのある水辺空間を形成します。
- ② 市街化区域内の道路冠水や住宅地の浸水を防止するため、排水路等の整備を行います。
- ③ 浸水被害が発生している地区において、その被害を解消するため、排水機場等の整備並びに、適正な運転及び維持管理を行います。
- ④ 都市型水害を軽減するため、雨水貯留浸透施設や調整池などの浸水対策施設の整備促進及び適正な維持管理を行います。また、雨水浸透枳の普及を促進し、地下水のかん養と共に流出抑制による水害の軽減を図ります。

（３）その他の施設の整備方針

① ごみ処理施設

循環型社会を見すえ、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進によりごみの減量に努めるとともに、処理が必要なごみに対して適正処理の継続と、更なる再資源化やエネルギー回収を行うよう施設の維持と整備を図ります。

② 小中学校

児童生徒の良好な教育環境を確保するため、学校の適正な配置に努めます。

また、施設の耐震化・補強工事、食料等の物資の備蓄など、防災・減災機能を強化します。

③ 上水道

安全でおいしい水道水を安定的に供給するために、「安全」、「強靱」、「持続可能」な水道施設を目指し、耐震化や機能強化及び適切な維持管理に努めます。

④ 教育文化施設、社会福祉施設等

住民福祉の向上及び暮らしの利便性増進のため、教育文化施設、社会福祉施設、医療施設を計画的に配置するよう誘導します。

また、施設の耐震化・補強工事、食料等の物資の備蓄など、防災・減災機能を強化します。

⑤ 公共施設への再生可能エネルギー等の率先導入と省エネルギーの推進

公共施設への太陽エネルギー等再生可能エネルギーを利用した設備や高効率機器の導入と、それらを最適に制御するエネルギーマネジメントシステムによる省エネルギー化を率先して推進するとともに、その効果等についての情報を発信し、民間事業者等への導入促進を図ります。

⑥ 避難所

小中学校、教育文化施設、社会福祉施設など、災害時に避難所として機能する施設においては、非常用電源及び通信手段の確保、災害時でも利用が可能なトイレの整備など必要に応じた機能強化を行います。また、高齢者や障がい者等に配慮した施設の段差解消や、多目的トイレ等の整備などのバリアフリー化も進めます。

(4) 重点的に整備を図る必要がある下水道、河川、その他の施設

① 下水道

公共下水道	管渠（新設・改築・更新）、ポンプ場（新設・改築・更新）、浄化センター 中部浄化センター（改築）、東部浄化センター（増設、改築） 南部浄化センター（改築）、西部浄化センター（増設、改築） 城南町浄化センター（増設、改築）
雨水排水施設	雨水幹線整備 加勢川第5・第6排水区（◆）、坪井川第3・第5排水区 井芹川第8・第9・第10排水区、鶯川第2排水区
合流式下水道の改善	中部処理区（◆）、東部処理区（◆）
下水道施設（雨水排水施設も含む）の耐震化	管渠・ポンプ場・浄化センター

② 河川

緑川水系	緑川、加勢川、無田川（◆）、木部川（◆）、天明新川、高良川（◆）、内田川（◆）、矢形川（◆）、木山川（◆）、秋津川（◆）、鶯川、健軍川、藻器堀川、浜戸川、安永川（◆）、潤川、五双川（◆）、仁子川（◆）、滑川（◆）、谷郷川（◆）、錦郷川（◆）、西迫川（◆）、赤迫川（◆）、柿田川（◆）、東迫川（◆）、逆瀬川（◆）、御領川（◆）、島田川（◆）、旧天明新川
------	--

坪井川水系	つばい 坪井川 (◆)、 いせり 井芹川 (◆)、 ほり 堀川 (◆)、 にしうら 西浦川 (◆)、 にしたに 西谷川 (◆)、 りゅうふくじ 立福寺川 (◆)、 まんごく 万石川 (◆)、 うきぎだに 鬼谷川 (◆)、 こうじ 麴川、 たにおぎき 谷尾崎川 (◆)、 まえ 前川 (◆)、 あぶみだ 鍍田川 (◆)
白川水系	しら 白川
菊池川水系	こうし 合志川、 このは 木葉川 (◆)、 かみ き 神の木川 (◆)、 ち だ 千田川 (◆)、 みやはら 宮原川 (◆)、 とよた 豊田川 (◆)、 なつめ 夏目川 (◆)、 お の 小野川 (◆)、 なかに 中谷川 (◆)、 わ ぶ 上生川 (◆)、 しょうぶ 菖蒲川 (◆)、 おぼたけ 小畑川 (◆)、 おおひら 大平川 (◆)、 ま ぜ 馬瀬川 (◆)、 しもいわの 下岩野川 (◆)、 おおい 大井川 (◆)、 はくすい 白水川 (◆)、 はっとり 服部川 (◆)、 の ま 野間川 (◆)、 ながたに 長谷川 (◆)、 こぞの 小園川 (◆)、 きたい 北井川 (◆)
単独水系	かわち 河内川 (◆)、 せんげんえご 千間江湖、 よけ 除川、唐人川

③ その他の施設

- ・ 東部、西部環境工場の施設整備
- ・ 次期最終処分場建設
- ・ 小中学校の適正規模の確保、施設の拡充 (◆)
- ・ 老朽化した水道施設の更新並びに耐震化

※ (◆)：第2回修正時点（平成29年8月）で完了しているもの。

7 都市景観形成の方針

● 基本方針 ●

「水と緑と歴史が育む 賑わいと活力が湧く くまもとの景観づくり」を基本理念に、次の方針に基づき熊本の美しい景観形成を推進します。

- (1) 熊本らしさを印象づける重要な場所での「眺望景観づくり」
- (2) 市民の文化性、活力が感じられる「沿道景観づくり」
- (3) 個性と愛着あふれる「地域景観づくり」
- (4) 多様な主体が参画する「協働の景観づくり」

● 施策の体系 ●

- (1) 熊本らしさを醸成する重要な地域を重点地域に指定し、市民や来訪者からも親しまれる熊本らしい個性的な景観づくりを推進します。
- (2) 重要な地域では眺望景観等を保全・創出するために、建築物や屋外広告物等を規制・誘導します。その他の地域についても、熊本らしさを際立たせていくための景観形成を推進します。
- (3) 公共空間を整備する際は、質の高い景観形成に配慮し、熊本の都市景観を先導します。
- (4) 地域特性に応じた地区レベルの景観形成を進めていくために、市民・事業者・行政が協働して景観形成に取り組む仕組みを作ります。

《 景観の全体像 》

本市のめざす良好な景観の全体像として、景観特性、都市構造、地形の特性、地域の個性を踏まえ、5つの面的なゾーンと2つの連続性のある軸を設定します。

また、その中でも熊本らしい個性を際立たせるため、重点的に景観形成を推進していく重点地域と特定施設届出地区を設定します。

ゾーン・軸	景観形成の基本的な考え方	区域
都市型居住 景観形成ゾーン (中心部)	熊本城をシンボルとする中心市街地と一体となった都市型居住景観の形成	内環状道路、JR線で囲まれた区域 (P74 参照)
都市近郊型居住 景観形成ゾーン (周辺部)	良好な近郊型居住景観の形成	上記の区域を除く外環状道路に囲まれた区域 (P74 参照)
郊外型居住 景観形成ゾーン (郊外部)	落ち着いたある郊外居住景観の形成	外環状道路の外側の区域 (P74 参照)
田園景観・既存集落 景観保全ゾーン	うるおいのある田園景観の保全、田園景観に配慮した集落の景観保全	市街化調整区域など
自然環境 景観保全ゾーン	緑豊かな自然景観の保全	金峰山、立田山、雁回山など
沿道景観形成軸	魅力ある沿道景観の形成	JR 沿線、電車通、外環状道路及びその外側の幹線道路
水辺景観形成軸	うるおいある水辺景観の形成	白川、坪井川、井芹川、緑川、加勢川



重点的に景観形成を
推進する地域

◆重点地域

- ◎熊本城周辺地域
- ◎江津湖周辺地域
- ◎電車通沿線地域
- ◎水前寺周辺地域
- ◎熊本駅周辺地域
- ◎白川沿岸地域

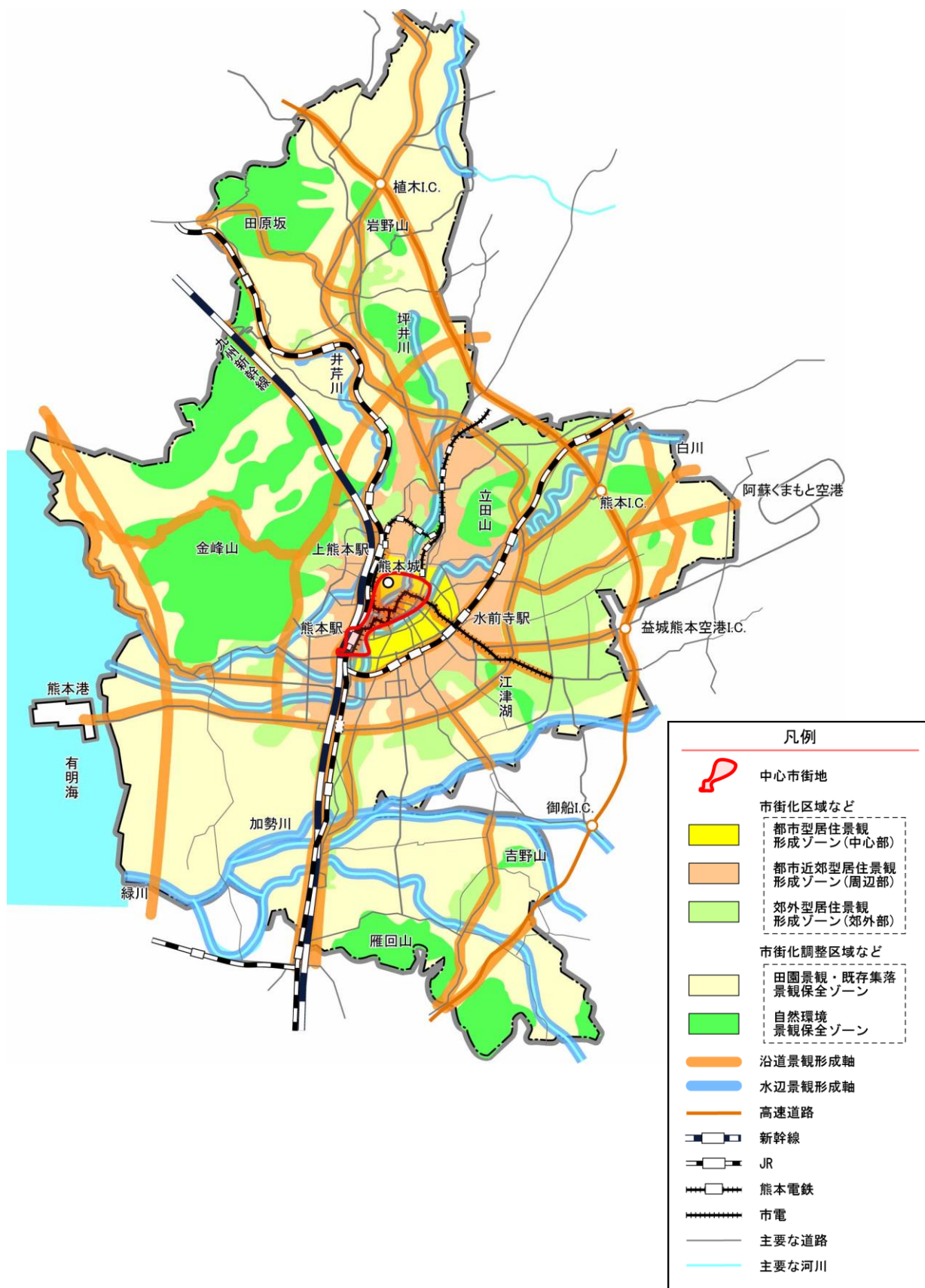
◆特定施設届出地区

◆景観形成地区

- ◎熊本空港周辺景観形成地区

■ 都市景観形成の方針図

景観形成ゾーン・軸



重点地域・
特定施設届出地区



凡例	
	重点地域
	特定施設届出地区
	高速道路
	新幹線
	JR
	熊本電鉄
	市電
	主要な道路
	主要な河川
	景観形成地区

8 都市防災の方針

基本方針

熊本市では、熊本地震や九州北部豪雨をはじめとする各種災害の教訓により、自然災害の被害を未然に防止し、最小限に抑える防災・減災対策の強化など、災害に強い都市の構築が求められています。

そこで、震災復興計画や地域防災計画に基づき、復旧・復興を着実に推進していくとともに、災害に強い都市基盤を形成し、併せて、震災による経験を踏まえつつ、市民・地域・行政がそれぞれ災害に対応する力を強化することで、防災・減災のまちづくりの実現に取り組みます。

さらには、人口減少・超高齢社会を見据えた多核連携都市の形成を図る中で、中心市街地や地域拠点等における防災機能を強化し、バス路線網の再編や乗換拠点の整備、市電延伸の検討等による公共交通の災害対応力の向上を図るとともに、災害情報の収集・発信及び伝達体制を強化します。

- (1) 災害に強い都市基盤の形成に努めます。
- (2) 災害時でも機能する拠点整備に努めます。
- (3) 市民・地域・行政の災害対応力の強化を図ります。

施策の体系

(1) 災害に強い都市基盤の形成

【都市施設の防災・減災対策】

- ① 災害時の道路ネットワークを確保するため、リダンダンシーの確保及び高規格幹線道路の整備を推進し、環状道路をはじめとした幹線道路や高速道路機能を強化するスマートインターチェンジの早期整備を図るとともに、老朽化した道路施設の計画的な修繕、道路法面の補強や橋梁の耐震化を推進します。
- ② 都市計画道路などの幹線道路は、災害時にも、人や物資の輸送又は緊急車両の通行に重要な役割を果たすことから、道路の無電柱化を推進します。
- ③ 災害時における水道水の安定供給や公衆衛生を確保するため、上下水道施設や管路の耐震化、老朽管路などの計画的な更新を推進するとともに、給水拠点の整備や応急給水体制の充実を図ります。
- ④ 公園や広域交通拠点は災害時の避難場所及び災害対応拠点となることから、誘導案内板の設置やトイレなどの設備の整備・改良、食料等の物資の備蓄機能の確保といった、防災・減災機能を強化します。
- ⑤ 学校等、既設の公共施設は、施設の耐震化・補強工事の推進・非構造部材の耐震化の計画的な実施、貯水機能付給水管やトイレなどの設備の整備・改良、食料

等の物資の備蓄など、災害時に備え機能強化を推進します。

- ⑥ オープンスペースは、延焼リスクの軽減や災害時の避難場所として有効であることから、市街地再開発事業、土地区画整理事業、地区計画等を活用し、その確保に努めます。また、民間のオープンスペースについては、災害時に市民が利用できるよう、官民連携を図ります。
- ⑦ 広域交通拠点等の多くの人が集まる、桜町・花畑地区や熊本駅周辺地区の再整備にあたっては、施設の耐震性能の強化や給排水設備及び電力の多重化、食糧等の備蓄などを図るとともに、避難場所やボランティア活動、救護活動などの災害時活動拠点として機能するよう整備を図ります。また、このような応急・復旧活動等を効率的・効果的に進めるためには、官民連携し、エリア全体で、防災・減災機能の強化に取り組みます。
- ⑧ 公共交通の災害対応力の向上や、移動手段の多重化を図るために、バス路線網の再編や乗換拠点の整備、市電延伸の検討等を進めます。
- ⑨ 国や県が管理する白川や緑川等の河川改修や海岸部における海岸高潮対策について、関係機関と連携し治水対策を推進します。
- ⑩ 市が管理する河川については、災害に強い川づくりを目指し、自然環境に配慮しながら、計画的に河川改修を行います。
- ⑪ 道路の冠水や住宅地の浸水を防止するため、排水路や排水機場などの雨水排水施設の整備を進めるとともに、適正な運転及び維持管理を行います。
- ⑫ 都市型水害の軽減や地下水を保全するため、雨水貯留浸透施設などの雨水流出抑制対策施設の整備促進及び適切な維持管理を行うとともに、宅地等における雨水浸透枿の普及を促進します。
- ⑬ 土砂災害防止のために、県と連携し、急傾斜地崩壊対策や砂防対策などを推進します。
- ⑭ 県と連携し、熊本港の耐震強化岸壁の整備を推進します。

【建築物・宅地の防災・減災対策】

- ① 市有建築物や個人住宅、民間建築物の耐震化並びに窓ガラスの飛散対策や、天井及び屋外看板等の落下防止対策を促進します。
- ② 市有建築物については、計画的に耐震化を進めるとともに、その整備にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮した施設の段差解消や、多目的トイレ等の整備などのバリアフリー化に取り組みます。
- ③ 災害時に公共施設等において再生可能エネルギーを活用するために、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を推進します。
- ④ 個人住宅の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、耐震診断士等の育成に努めます。

- ⑤ 民間建築物の中でも、緊急輸送道路沿道や耐震診断の実施及び報告を義務付けられた病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物等について重点的に耐震化を促進します。さらに、災害時であっても交通機能が維持・確保できるように、8 軸の基幹公共交通軸等の利便性の高い公共交通軸沿線の民間建築物についても、耐震化を促進することについて検討します。
- ⑥ 個人住宅や民間建築物の耐震化に対する意識の向上を図るために、地域と連携した周知・啓発活動や補助制度の拡充などに取り組みます。
- ⑦ 災害時における、ブロック塀及び宅地擁壁倒壊による被害防止のために、危険性や基準等の周知や正しい施工技術及び補強方法の普及を図ります。また、ブロック塀撤去後の生垣化を促進します。
- ⑧ 液状化や擁壁倒壊などの宅地被害の復旧に向けて、国の補助事業や市独自の支援制度を活用し、早期の復旧に努めます。
- ⑨ 熊本地震により、自力での住まいの確保が困難な被災者に対して、災害公営住宅を提供するなど、コミュニティの維持・形成にも配慮しながら、恒久的な住まいの確保支援に取り組みます。
- ⑩ 景観重要・形成建造物等の歴史的建造物が被災した新町、古町、川尻地区について、城下町あるいは地域の特色ある町並みの早期復旧のために、必要な支援を行います。
- ⑪ 地震に伴うがけ崩れ等による被害を軽減するため、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等内の危険住宅からの安全な場所への住み替えや土砂災害のおそれのある危険な箇所における住宅等に対する必要な対策や支援などを推進します。

【災害リスクの情報提供と活用】

これまで経験した熊本地震等の各種災害を踏まえ、地震、津波、液状化、土砂災害、洪水などの各種ハザードマップを見直すとともに、わかりやすく改善し、避難場所や避難経路、井戸設置箇所の確認など災害への備えや、災害リスクを踏まえた居住地の選択が可能となるよう、積極的に市民へ周知を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 災害時でも機能する拠点の整備

中心市街地や地域拠点においては、人口減少や超高齢社会においても日常生活が不便とならないよう、現在の暮らしやすい都市を将来にわたって維持するために、医療・商業等の都市機能を維持・確保することとしています。

また、災害時であっても、これらの都市機能が維持されることで、市民の生活利便性が確保されることが必要です。

このことを踏まえ、各拠点が災害時に果たすべき役割や今後の取り組みを、次のように整理します。

【中心市街地・地域拠点】

災害時でも、市民の生活利便性を確保する拠点として機能するよう、医療・商業施設等の耐震性の向上を図ります。これにより、施設被害を最小限に留め、機能の早期回復を図ります。

【中心市街地】

様々な機能が立地する中心市街地の中でも、広域交通拠点である桜町・花畑地区並びに熊本駅周辺地区は、常に、多くの人が集まる場所です。

災害時、多くの市民や災害ボランティア等の移動を支えるためにも、広域交通拠点としての機能を維持するとともに、避難者や帰宅困難者支援の拠点として避難場所や食糧等の備蓄を確保し、さらには、救護活動やボランティア活動などの災害時活動の拠点として機能するよう、官民連携し、エリア全体で防災・減災機能の強化に取り組みます。

【災害対応に必要な拠点】

災害時に備え、避難場所や避難所、食糧・物資等の備蓄場所、さらには、応援機関の集結・活動拠点、ボランティア活動や支援物資集配などの災害時活動に必要な、施設やオープンスペースの確保とその活動内容に応じた適切な配置が必要です。

このような人流・物流にかかる各種災害時活動を支援するために、地域防災計画及び受援計画と連携を図り、道路・交通ネットワークの早期整備を図るとともに、公園やオープンスペース等の適切な配置と整備に取り組みます。

(3) 市民・地域・行政の災害対応力の強化

大規模災害時における公助の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに助け合う「自助・共助」の必要性、重要性が改めて認識されました。これを踏まえて、市民・地域・行政が担うべき役割等を整理します。

【市民の災害対応力の強化】

- ① 防災等に関する市民への啓発活動や防災訓練への参加呼びかけを行うとともに、ハザードマップの活用による避難経路・避難所、井戸設置箇所等の確認を促します。
- ② 発災後の3日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄などの呼びかけのほか、電気等のエネルギーの自給を促進します。
- ③ 市民が、防災に関する正しい知識を持ち、災害時に的確な行動を取れるように、保育所や認定こども園、幼稚園、学校等において幼少期から防災教育に取り組むとともに、企業等のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取り組みを促進します。
- ④ 災害が発生した場合に地域住民が連携し協力し合って、自助・共助の考えに基づき地域の被害を最小限度に抑えるために活動する自主防災クラブの結成を促進します。
- ⑤ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図ります。
- ⑥ 自主防災組織リーダー研修会で育成した防災リーダーは、自らが居住する地域の自主防災組織の結成・活動の核となるよう、また、居住地以外における防災教育・訓練等の地域防災活動の活性化に資するよう、市と県が連携しながら、活用を図ります。

【地域の災害対応力の強化】

- ① 町内自治会単位等の住民が主体となり作成する地域版ハザードマップ、地域住民及び事業者が連携して定める地区防災計画の策定を支援します。自主防災クラブの役割や活動を明確にした上でその活動を支援するとともに、消防団の体制等の充実や地域における実践的な防災訓練の実施など、校区自治協議会・町内自治会等における災害対応力強化に必要な支援を行います。
- ② 地域公民館や企業等においても災害時に備え、食料・水等の備蓄を促進するとともに、災害時に民間の井戸やオープンスペースを市民が利用できるような仕組みづくりを、市民・事業者・行政が協働で進めます。

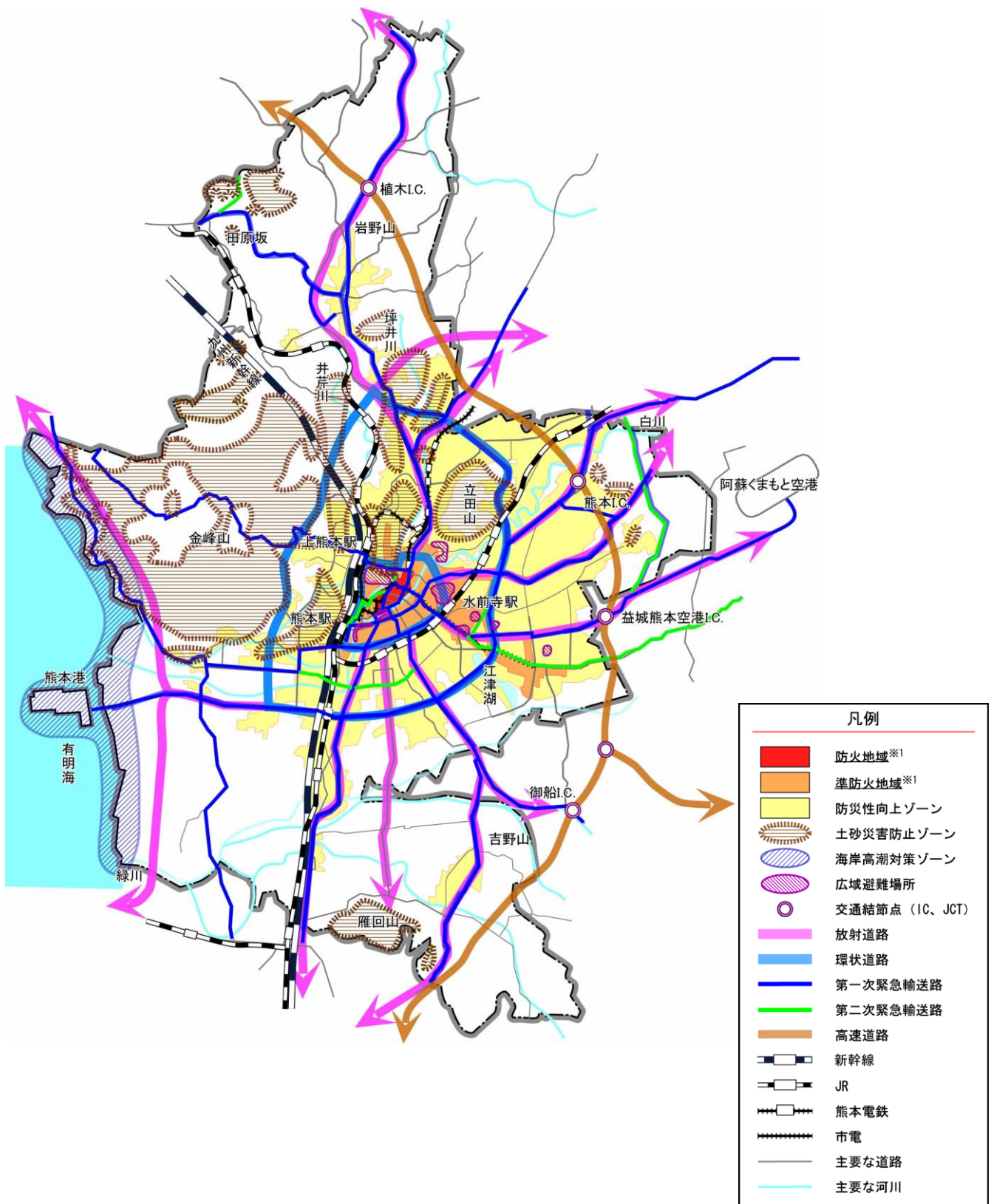
【行政の災害対応力の強化】

- ① 熊本地震の経験を踏まえ、これまでの備蓄計画を見直し、各避難所等に必要な食料や保存飲料水、資材等の備蓄を進めます。
- ② 小中学校、教育文化施設、社会福祉施設など、災害時に避難所として機能する施設においては、非常用電源及び通信手段の確保、災害時でも利用が可能なトイレの整備など必要に応じた機能強化を行います。また、高齢者や障がい者等に配

慮した施設の段差解消や、多目的トイレ等の整備などのバリアフリー化も進めます。

- ③ 災害時に備え消防機能の充実を図るとともに、避難場所や避難所、食糧・物資等の備蓄場所、さらには、広域支援部隊活動やボランティア活動、支援物資集配などの災害時活動の拠点となる、施設やオープンスペース、防災拠点施設等の確保を図ります。また、その活動内容や支援物資の受入れを考慮した適正・適切な配置や受援体制の強化を図ります。
- ④ 近隣市町村や九州各県からの人的・物的支援を通じて、円滑に応急復旧対策が実施できるよう、連携強化を進めます。
- ⑤ 民間企業等と災害時における応急活動や食糧・物資等の提供に関する協定締結を促進し、連携を強化します。
- ⑥ 災害発生時において、効率的に廃棄物を収集できるよう、ごみステーションにおける災害廃棄物の分別や搬出方法について積極的に周知します。
- ⑦ 災害時における正確かつ適切な情報収集・発信及び伝達を図るため、防災行政無線・ホームページ・SNS（ソーシャルネットワークキングサービス）や電話・ファクシミリ・ラジオ・印刷物等のあらゆる手段を活用します。また、情報の多言語化に努めます。
- ⑧ 防災に関する諸計画やマニュアルを常に点検するとともに、地域が主体となった円滑な避難所運営や情報収集、物資配布などが行なえるよう、地域の特性を活かした避難所運営マニュアルの作成を推進するとともに、避難所運営マニュアル等の活用による情報収集伝達や支援及び受援を想定した訓練や研修の充実など、災害時における避難所運営等の体制強化を図ります。
- ⑨ 応急仮設住宅建設予定場所の選定にあたっては、公園等の公有地を第一に予定地とし、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮し予定地の確保を行います。また、応急仮設住宅の建設にあたっては、市民のニーズに配慮した施設整備に努めます。
- ⑩ 日本語を母国語としない外国人のために、多言語対応の防災メールによる災害情報の配信を行うとともに、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど防災知識の普及に努めます。
- ⑪ 高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等、避難所等で生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮をするとともに、福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組みます。

■ 都市防災の方針図



※1 防火地域及び準防火地域：

建築物が密集する市街地において、建築物の構造等を規制・誘導することにより、火災による延焼の危険性を低下させ、都市の防災性を強化することを目的として指定している地域

5章

今後の進め方

- 1 今後の取り組み
- 2 市民協働によるまちづくりの推進
- 3 広域的な連携

1 今後の取り組み

都市マスタープランの実現に向けて、市民への周知、庁内や関係機関との連携を図ります。

(1) 都市マスタープランの基本的考え方の広報啓発

多くの市民、民間の共通理解と幅広い協働のもとで都市づくりをすすめるため、計画書だけでなく、概要書、パンフレット等多様な資料を用い、出前講座、TV、市政だより等により広報啓発を行います。

(2) 総合的で効果的な施策の推進

都市マスタープランの実現に向け、庁内や関係機関との連携を図り、各分野の基本計画等で具体化し、各種事業・施策を総合的かつ効果的に推進します。

2 市民協働によるまちづくりの推進

都市マスタープランを基本とした長期的な都市づくりを実現するためには、市民等（地域団体・NPO など、事業者を含む）と行政が、それぞれの役割と責任を明確にし、協力して取り組むことが重要です。

今後、様々な主体と連携することで、市民協働によるまちづくりを推進していきます。

（１）市民等の役割

① 市民の役割

- a. 自分が住んでいる地域に関心を持ち地域情報の共有に努めるとともに、自治会や自主防災クラブ等の地域のまちづくりに参画又は協力します。
- b. 法令等を遵守し、周辺環境に配慮した良好な土地利用を図ります。
- c. 公園や道路などの身近な公共施設の維持や管理に参加します。
- d. 日頃から地域での相互交流を深め、災害時の備えやいざという時のための判断力・行動力の強化に努めます。

② 地域団体・NPO などの役割

- a. 地域特性などに応じた、暮らしやすく活動しやすい良好な都市環境の形成に努めます。
- b. 団体の活動を情報提供し、市民に地域活動、NPO 活動への参加を促します。
- c. まちづくりを円滑に進めるため、提言や助言を行います。
- d. 地域の自主防災クラブ、自治会等は、日頃から地域コミュニティの維持・発展に取組み、いざという時に互いに支え合う地域力の強化に努めます。

③ 事業者の役割

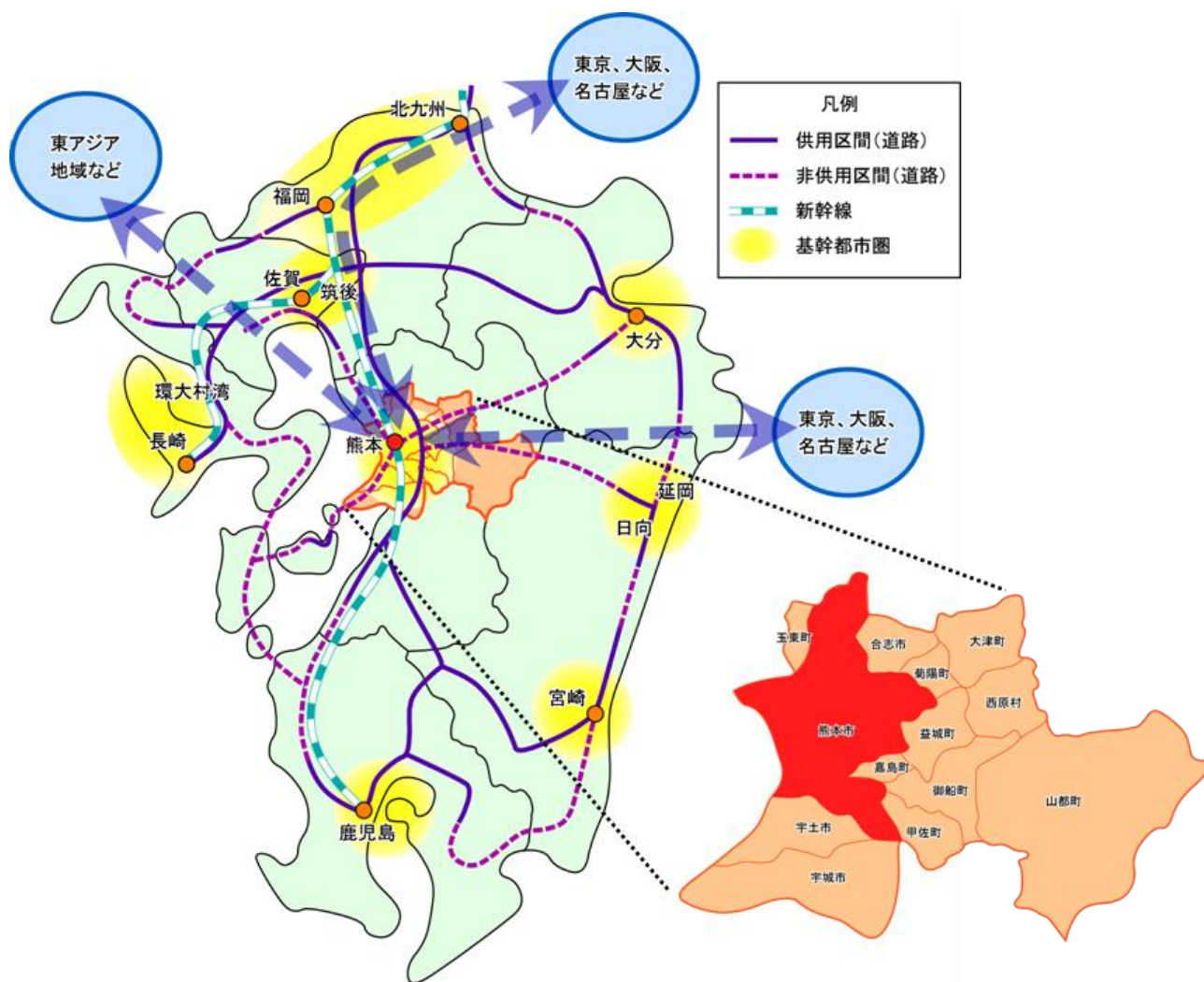
- a. 地域が実施するまちづくりに協力します。
- b. 法令等を遵守し、周辺の環境に配慮した市街地の整備や周辺住民との調整に努めます。

（２）行政の役割

- a. 都市計画に関する知識の普及及び情報の提供を行います。
- b. 地区計画の策定支援等、地域の主体的なまちづくりの取り組みを支援します。
- c. 安全で快適な都市環境を創造するために、民間再開発事業の誘導や支援を行います。
- d. 良好な宅地を供給するために民間事業者等の指導や支援を行います。
- e. 市民の安全と安心を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、地域の自発的な防災活動の促進を図り、災害時には市民力・地域力・行政力を結集できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努めます。

3 広域的な連携

九州中央の広域交流拠点都市としてさらなる成長を果たすため、「熊本連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、熊本連携中枢都市圏を構成する市町村^{※1}と相互に補完協力し、力を合わせて魅力ある熊本連携中枢都市圏の創造に取り組みます。また、将来災害が発生した際に的確に対応するため、都市圏構成市町村と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、市町村全体の調整を行います。加えて、九州中央の地理的優位性を活かし、九州の縦軸・横軸を形成する各都市との連携や、さらには日本全国、東アジア地域などとの交流を積極的に進めます。



※1 熊本連携中枢都市圏を構成する市町村：

熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

資料編

- 1 第2次熊本市都市マスタープラン策定経緯等
- 2 用語解説

1 第2次熊本市都市マスタープラン策定経緯等

(1) 第2次熊本市都市マスタープラン策定経緯

・平成21年3月策定時

年	月	内容
平成20年	3月	庁内会議準備会（14日） 策定委員会準備会（21日）
	4月	
	5月	第1回庁内会議（30日）
	6月	第1回策定委員会（10日）
	7月	第2回庁内会議（9日） 第2回策定委員会（17日）
	8月	
	9月	第3回策定委員会（2日）
	10月	第3回庁内会議（1日） 第4回策定委員会（6日）
	11月	地域説明会（10～13、18日） オープンハウス（15、16日）
	12月	パブリックコメント（12月12日～1月9日）
21年	1月	
	2月	第5回策定委員会（12日）
	3月	市民意見結果公表（3月17日～4月14日）

・平成29年8月改訂時

年	月	内容
平成28年	12月	第1回策定委員会（21日）
29年	1月	
	2月	第2回策定委員会（3日）
	3月	第3回策定委員会（28日）
	4月	
	5月	市民懇話会（8日～12日）

年	月	内容
29 年	6月	パブリックコメント（6月23日～7月14日）
	7月	
	8月	第4回策定委員会（8日）

（２）第２次熊本市都市マスタープラン策定委員会の議題

・平成21年3月策定時

回	日程	議題
準備会	平成 20 年 3 月 21 日	・ 策定の基本的な考え方について ・ 都市づくりの基本目標と課題について ・ 都市空間の将来像について
第 1 回	平成 20 年 6 月 10 日	・ 都市づくりの基本目標と課題について ・ 都市空間の将来像について
第 2 回	平成 20 年 7 月 17 日	・ 都市づくりの基本目標と課題について ・ 都市空間の将来像について ・ 分野別の基本的な方針について
第 3 回	平成 20 年 9 月 2 日	・ 都市づくりの基本目標と課題について ・ 都市空間の将来像について ・ 分野別の基本的な方針について
第 4 回	平成 20 年 10 月 6 日	・ 全体の体系図について ・ 都市づくりの基本的視点、基本理念について ・ 都市づくりの目標について ・ 都市空間の将来像について（地域拠点の配置） ・ 都市の将来像について ・ 分野別の基本的な方針について ・ 重点的取り組み、今後の進め方について
第 5 回	平成 21 年 2 月 12 日	・ 「策定委員会（案）」最終とりまとめについて ・ 今後のスケジュールなどについて

・平成29年8月改訂時

回	日程	議題
第 1 回	平成 28 年 12 月 21 日	熊本地震を踏まえた第2次熊本市都市マスタープランの見直しについて ・ 見直しの方針について ・ 見直しの体系について

回	日程	議題
第2回	平成 29 年 2 月 3 日	第1回会議を踏まえた修正事項について ・ 交通・ライフライン・防災計画等について ・ 今後のスケジュールなどについて
第3回	平成 29 年 3 月 28 日	第2回会議を踏まえた修正事項について ・ 災害対応力の強化・住宅・交通等について ・ 今後のスケジュールなどについて
第4回	平成 29 年 8 月 8 日	・ 市民懇話会及びパブリックコメントの結果報告 ・ 最終取りまとめについて

(3) 第2次熊本市都市マスタープラン策定委員会の委員名簿

・平成21年3月策定時

種別	分野	氏名等
学識経験者	都市計画	両角 光男（熊本大学工学部長）【委員長】
	住宅政策	磯田 桂史（崇城大学工学部准教授）
	経済政策	熊本 敏彦（商工会議所まちづくり委員会委員長）※1 中江 章三（商工会議所まちづくり委員会委員長）※2 ※1：準備会、第1回委員 ※2：第2～5回委員
	農業政策	佐藤 和弘（（株）地域総研代表取締役）
	交通計画	田中 聖人（東海大学産業工学部教授）
	地域政策	西 英子（熊本県立大学環境共生学部准教授）
	環境政策	原 育美（環境ネットワークくまもと副代表）
市民	公募（男性）	藤井 輝彰
	公募（女性）	村上 純

・平成21年8月改訂時

種別	分野	氏名等
学識経験者	都市計画	両角 光男（熊本大学名誉教授・顧問）【委員長】
	地域・福祉	相藤 絹代（熊本大学・熊本学園大学非常勤講師）
	経済政策	上山 圭司（商工会議所中心市街地活性化委員会委員長）
	農業政策	佐藤 和弘（（株）地域総研代表取締役）
	交通計画	田中 聖人（元東海大学教授）
	環境政策	原 育美（環境ネットワークくまもと副代表）
	住宅政策	本間 里見（熊本大学大学院先端科学研究部准教授）
	都市防災	松田 泰治（九州大学大学院工学研究院社会基盤部門教授）

2 用語解説

【ア行】

アメニティ

快適で魅力ある生活環境。快適性をいう。

雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制するものをいう。

内環状道路

市街地内の主要な交通拠点である熊本駅、上熊本駅及び新水前寺駅周辺を結ぶ複数の路線から成る環状の道路をいう。

NPO（エヌ・ピー・オー）

民間非営利団体法人組織の略。もともとアメリカの法人制度で認められた民間の非営利法人をさす。日本においても、市民による自主的なまちづくりなどの活動や阪神淡路大震災のボランティア活動の盛り上がりなどを背景に市民の非営利組織を示すものとしてNPOという言葉が広く用いられるようになってきた。

LRT（エル・アール・ティー）

Light Rail Transit の略で、低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムをいう。

オープンスペース

都市における公園・緑地・街路・河川

敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間を総称して「オープンスペース」と呼ぶ。

【カ行】

海岸高潮対策事業

高潮の対策として防波堤の建設や消波ブロックの設置などを行う事業をいう。

街区公園

都市公園法による都市公園分類の一種。主として街区内に居住する市民の利用に供することを目的とする公園で、面積 0.25ha を標準として配置する公園をいう。

環状道路

都市の市街地周辺や市街地内において環状で結ばれた道路をいう。

幹線道路

都市の骨格をなす道路で広域交流を支え都市域内を連絡する主要な道路をいう。

かん養促進地域

地下水のかん養能力が他地域に比べて高いと評価でき、かん養対策に積極的に取り組むべき地域をいう。

既存集落

都市計画上の市街化調整区域等にある主として農林水産業従事者が生活を営んでいる集落をいう。

軌道

軌道とは、道路交通の補助機関として一般道路交通の用に供するため、原則として道路に敷設される鉄道をいう。具体例としては、路面電車、都市モノレール、新交通システムなどがある。

急傾斜地崩壊対策

崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される区域に、擁壁の設置や法切工を行う等所要の措置を実施することをいう。

協働

市民等と行政が一体となり、まちづくりを進めることや、地域での問題点などを解決していくことをいう。

緊急輸送道路

地震等災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施することを目的に定められた道路をいう。主要な都市間及び他県、防災拠点を連絡する緊急輸送道路を活用し、緊急車両や援助物資の運搬車等が応急対策活動を行う。

近隣公園

都市公園法による都市公園分類の一種。主として近隣に居住する市民の利用に供することを目的とする公園で、面積2haを標準として配置する公園をいう。

熊本天草幹線道路

地域高規格道路の計画路線であり、熊本市と天草方面との交流促進を目的とした道路である。国において現在、その一部として熊本宇土道路の整備が実施

に向けて進められている。

熊本市住生活基本計画

住宅を取り巻く幅広い課題や変化等に対応した新たな施策展開を図り、「安心な暮らし」、「良質な住まい」、「住みやすいまち」を実現することを目的とし、平成27年3月に策定している。

熊本市中心市街地活性化基本計画

平成18年8月に施行された「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき策定され、内閣総理大臣による認定を受けた計画をいう。1期計画が平成19年5月に、2期計画が平成24年3月に、3期計画が平成29年3月にそれぞれ内閣総理大臣による認定を受けている。

熊本都市計画区域

熊本市（旧河内町の区域を除く）及びその周辺市町の区域（1市3町）で構成され、都市計画上、一体となって道路、公園、下水道などの都市施設の計画や土地利用の規制ならびに市街地開発事業を行っていく区域をいう。

熊本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

熊本都市計画区域（市街化区域及び市街化調整区域に区分された区域）に関する都市計画として定める方針。都市計画の目標、土地利用の方針、市街地の開発及び再開発の方針、交通体系の整備方針、自然環境の保全及び公共空地の整備の方針、下水道及び河川の整備の方針、その他の公共施設の整備の方針などを定めることとなっており、さらに都市計画区域の地域特性に合わせた市街地整備プログラム、公害防止または環境の改善

方針、都市防災に関する方針、住宅建設の方針を定めている。

熊本都市圏都市交通アクションプログラム

熊本都市圏都市交通マスタープランで提案された交通施策の重点的・効率的な展開を図るための都市交通に関する行動計画で、平成 15 年 6 月に策定し、平成 21 年 3 月、平成 25 年 9 月に更新している。

熊本都市圏都市交通マスタープラン

望ましい熊本都市圏の将来像を実現するため、各交通機関相互の役割分担、連携の考え方など交通体系のあり方について、最新の「人の動き」に基づき検討を重ね、平成 28 年 3 月に策定された計画をいう。

熊本連携中枢都市圏

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう圏域の中心的役割を担う連携中枢都市が近隣市町村と連携して、人々が集まる魅力的な圏域を形成している。

＜熊本連携中枢都市圏を構成する市町村＞熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

熊本連携中枢都市圏ビジョン

熊本連携中枢都市圏を構成する市町村が連携し、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能の向上」の 3 つの取組を実施するために、平成 28 年 3 月

に策定された計画をいう。

建築協定

建築基準法に基づき、地区における良好な住環境を維持又は改善するために建物の建築規制を行う民間協定。地域住民自らが一定のルールを定め、自主的に運営管理されることで、地域特性に合った魅力あるまちづくりを実現していくための制度をいう。

広域交通

九州をはじめ国内各地方のなかで、各県域や各都市圏域を相互に結ぶ主として鉄道や道路の幹線となる交通をいう。

広域交通拠点

県外主要都市などと直接往来できる交通手段への乗降、待合、積み込みなどの結節機能を有する地点をいう（例：熊本駅、熊本港、阿蘇くまもと空港）。

高規格幹線道路

「高速自動車国道」および「一般国道の自動車専用道路」のことで、九州縦貫自動車道、九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）などを位置づけている。

公共空地

一般住民が利用することのできるオープンスペースのうち、その土地の使用権が国や地方公共団体によって担保されているもの。都市計画法では、公園、緑地、広場、墓園その他と定義している。類語に公開空地があるが、これは、建築基準法に基づく総合設計制度により、一般公衆が利用できる建築物の敷地内空地をいう。

公共公益機能

一般の住民の利用を目的として整備される施設を公共施設、住民生活に必要な施設を公益施設といい、その総称。公共施設としては道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路、消防の用に供する貯水施設等が都市計画法上、定義されている。また、公益施設としては、一般的に教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などをいう。

公共交通

路線バス、鉄道、地下鉄、都市モノレール、路面電車など不特定の人々を大量、かつ、効率的に運ぶことのできる交通手段をいう。

高次都市機能

商業、金融、マスコミ、文化、歴史、行政など都市全体として重要な機能をいう。

交通結節点

鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、鉄道からバス・タクシーへと乗換えが行われる駅前広場など、交通が集中的に結ばれている地点のことをいう。

合流式下水道

汚水と雨水を同一の管渠で排除する方式の下水道のことをいう。

国土利用計画

国土利用計画法に基づき、総合的かつ計画的な土地の利用を確保するため、国、都道府県、区市町村がそれぞれの区域について土地利用に関する計画を策定するもので、都市計画法をはじめ農振法、森林法、自然公園法等の上位計画に位置

付けられている。

コミュニティ

共同体、地域社会、共同生活体をいう。

【サ行】

砂防対策

荒廃山地からの流出土砂により、下流での河床の上昇による洪水氾濫や土石流による災害を防止するために砂防えん堤などの砂防設備を整備することをいう。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で定めた区域をいう。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域をいう。

市街地開発事業

一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図る事業をいう。「土地区画整理事業」、「市街地再開発事業」等がこれに該当する。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物及び敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業である。

自主防災クラブ

災害が発生した場合に地域住民が連携し協力し合って、自助・共助の考えに基づき地域の被害を最小限度に抑えるため活動する組織をいう。

斜面緑地

山間部や丘陵部などの緑で覆われた斜面をいう。市街地周辺の斜面緑地は、都市景観の向上とともに、災害防止の役割を果たしている。

住区基幹公園

都市公園法により設置すべき、2 km 四方の徒歩圏内に配置する身近な公園をいう。

循環型社会

廃棄されるものを最小限におさえ、リサイクル等により資源を再生利用し有効に使うことで、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、環境への負担を減らす社会をいう。

ストック

資産という意味であり、都市においては道路、下水道、公園、住宅などの社会資本をいう。

スマートインターチェンジ

高速道路利用者の利便性向上のため、サービスエリア・パーキングエリアなどを利用し、建設・管理コストの縮減が可能なETC専用のインターチェンジをいう。

製造品出荷額等

製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、その他の収入額（製造工程から出たくず・廃棄物、冷蔵保管料、広告料

等の収入額）の合計をいう。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

SNS とは、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場の提供や、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスをいう。

外環状道路

東バイパス、北バイパス（整備中）、植木バイパス（整備中）及び熊本西環状道路（整備中）、熊本港線で構成される環状の道路をいう。

【タ行】

第一種低層住居専用地域

都市計画における用途地域のなかで、低層住宅の良好な環境を守るための地域。小規模な店舗や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられる。

第二種低層住居専用地域

都市計画における用途地域のなかで、低層住宅の良好な環境を守るための地域。小中学校などのほか、床面積が 150 m²までの小規模な店舗などが建てられる。

耐震強化岸壁

大規模な地震が発生した場合でも一定の機能を維持できるように、通常のものより地震に対する強度を強化した岸壁をいう。

滞留率

観光客数に対する宿泊客数の占める割合をいう。

第7次熊本市総合計画

総合的・計画的な市政運営及び市民活動の指針として平成28年3月に策定され、目標年次を平成35年度（西暦2023年度）とした熊本市の施策・計画などの基本となる上位計画をいう。

地域高規格道路

自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、60～80km/hの高速サービスを提供できる道路で熊本西環状道路、熊本天草幹線道路、中九州横断道路などを位置づけている。

地域防災計画

災害対策基本法及び熊本市防災会議条例の規定により本市の地域ならびに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市の事務又は業務を中心に関係機関等の協力を得て総合的かつ計画的な防災行政の整備、推進を図るために策定される計画をいう。

地下水かん養

降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が供給されること。

地区計画

地区の特性に応じて、道路・公園などの地区施設の配置や建物の用途・形態・意匠などについて、地域住民の意向による計画を定め、良好なまちづくりを推進する制度をいう。

地区公園

都市公園法による都市公園分類の一種。主として徒歩圏内に居住する市民の利用に供することを目的とする公園で、面積4haを標準として配置する公園をいう。

治山治水事業

土石流など山間部で発生する災害を防止するための事業をいう。

DID（人口集中地区）

人口密度が1haあたり40人以上の基本単位区が隣接し、人口5,000人以上を有する地域をいう。

特定施設届出地区

平成9年4月1日に熊本市都市景観条例が一部改正された際に、熊本市の玄関口となるような幹線道路に沿道等に建設される沿道サービス施設等が景観形成への配慮を行うことで、地区のまとまり、個性の演出等、調和の取れた美しいまちなみを形成することを目的として導入された制度をいう。

都市型水害

都市化の影響に伴う水害で、都市化の進展が著しい流域においては、従前保有していた土地の保水・遊水機能が減少し、施設整備により雨水が短時間に流下し、集中するなど、以前よりも危険な洪水流出形態が生じている。

都市機能

都市に必要とされる様々な働きやサービスのことで、居住、商業、業務、工業、交通、政治、行政、教育、福祉、医療などの諸活動によって担われる。

都市計画道路

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法で定められた道路。

都市景観基本計画

都市における景観形成の基本方針や施策を示した計画であり、本市においては、昭和 63 年に熊本らしさの継承・創造を基本理念とし、「美しく活力のある森の都くまもと」をテーマに基本方針を定めている。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の改善及び宅地の利用増進を図ることを目的とした事業。土地の所有者が道路・公園などの公共施設用地を生み出すために所有地の一部を提供し、宅地形状を整えることにより良好な住環境を整備する事業をいう。

【ナ行】

内陸盆地的気候条件

海岸部に比べて気温の変動幅（1 日の最高・最低気温の差や夏・冬の気温差）が大きく、湿度が一般に低い、山間部では降水量が多くなるのが特徴。

農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律により、農業の振興の基本方針や施策を示した計画をいう。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律で位置付けられた農地などの主として耕作を目的とした土地や農業用施設用地の区域をいう。

【ハ行】

排水機場

洪水時に市街地内の雨水等をポンプを動かして河川に排出する施設をいう。

パーク＆ライド

自宅から自動車以最寄りの駅などに行き、その周辺の駐車場に駐車し、公共交通機関で通勤する形態をいう。

パーソントリップ調査

一定の地域における「人（パーソン）の動き（トリップ）」を調べ、交通の実態を把握する調査をいう。

バリアフリー

バリアは障壁・障がいの意味である。障がい者を含む高齢者等が社会生活を営むうえで、支障がないように施設を設計すること。又はそのように設計されたものをいう。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一種。都市の風致を維持するために指定する地区である。具体的には、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などに指定、建築物、造成、伐採などに対しての規制を受ける。

防火地域及び準防火地域

建築物が密集する市街地において、建築物の構造等を規制・誘導することにより、火災による延焼の危険性を低下させ、都市の防災性を強化することを目的として指定している地域。

防災拠点

災害対策本部・後方支援施設などの防災上の拠点をいう。

防災構造

災害が発生した際の避難路や避難地、救援活動を支える機能や交通の代替機能を有し、ならびに建物の耐火性や耐震性など災害による被害の拡大や都市機能のマヒを防止する都市の構造をいう。

放射道路

都市の中心から放射状に延びる主要な幹線道路をいい、代表的なものとして国道3号、57号などがある。

飽託郡4町

平成3年に熊本市に合併された旧飽託郡の北部町、飽田町、天明町、河内町をいう。

補助幹線道路

幹線道路の機能を補完する道路であり、基本的に4車線未満の道路をいう。

【マ行】

M I C E

国際会議や全国規模の大会、学会などのコンベンション(Convention)に加え、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、展示会・見本市、文化的催しなどのイベント(Event/Exhibition)などを包括した新たな集客施策の枠組みをいう。

緑の基本計画

平成6年の都市緑地保全法の一部改正により創設されたものであり、都市における緑地の保全及び緑化の目標、推進

施策を定めた計画をいう。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン

バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方をいう。

用途地域

都市計画区域の主として市街化区域において定める12種類の建築物の用途の制限を行う地域をいう。建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ等の規制については、建築基準法の規定により行われる。

【ラ行】

ランドマーク

目印。ここでは、地域の史跡等象徴となる場所や要素をいう。

リダンダンシー

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

緑地協定

都市緑地保全法に基づく協定で、土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑

化に関する協定をいう。

【ワ行】

ワークショップ

作業場・研修会などの意味であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々の立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画の考案・それらの評価などを行っていく活動をいう。

